令和3年度 林野庁委託事業

「クリーンウッド」利用推進事業のうち 流通木材の合法性確認システム構築事業

報告書

令和5年3月 林野庁

目次

1		事業	类概要	1
	1.	1	事業の目的	1
	1.	2	事業実施体制	1
	1.	3	事業内容	2
2		合治	去性確認のシステム導入に向けた調査	3
	2.	1	実施内容	3
	2.	2	文献調査	3
	2.	3	ヒアリング調査実施フロー	3
	2.	4	ヒアリング項目	3
	2.	5	ヒアリング内容	4
3		既存	字システムとの具体的な連携策の検討	5
	3.	1	実施内容	5
	3.	2	具体的な連携策	5
		3. 2	2.1 eMAFF との連携について	5
		3. 2	2.2 企業における生産管理システム等との連携について	6
4	£	法	性確認システムの具体案の検討	9
	4.	1	実施内容	9
	4.	2	合法性確認システムの具体案	9
		4. 2	2.1 合法性確認システムの前提条件	9
		4. 2	2.2 合法性確認システムの有すべき機能について	9
		4. 2	2.3 合法性確認システムの運営体制	9
		4. 2	2.4 合法性確認システムにおける具体的な画面設計	11
		4. 2	2.5 合法性確認システムを活用した木材の管理に関する業務フロー	11
	4.	3	利用者における導入コスト、運営経費及びメリット・デメリットに関するヒアリング調査	12
5		合治	去性確認のシステム化による想定費用等の算出	14
	5.	1	実施内容	14
	5.	2	システムの構築費用、運用・保守費用	14
	5.	3	システムの活用による業務改善及び業務量・経費削減等の検証	14
		5. 3	3.1 算出方法	14
		5. 3	3.2 算出内容	14
	別	添資	資料一覧】	16
		(別	添 1) 01. 業務要件定義書	17
		(別	添 2) 02. 機能要件定義書	60
		(別	添 3) 03. 非機能要件定義書	205
		(別)	添4)合法性確認システム ヒアリング資料2	250

1. 事業概要

1.1 事業の目的

本事業の目的を以下に示す。

TPP 協定「環境章」において、各国による違法伐採の抑止に働く行政措置の強化が規定されるとともに、日 EU・EPA の「貿易と持続可能な開発章」においても、各国が違法伐採及び関連する貿易への対処に貢献することが規定されている。

これらに対応するために、我が国の違法伐採木材への対策として平成29年5月に施行された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(通称「クリーンウッド法」)を着実に運用していく必要がある。

本事業は、デジタル技術を活用した流通過程における木材の合法性を効率的に確認・伝達するための仕組み(以下「合法性確認システム」という。)の具体的なシステム案を作成することを目的とする。具体的には、①合法性確認のシステム導入に向けた調査、②合法性確認のシステム化による想定費用等の算出、③既存システムとの具体的な連携策の検討、④合法性確認システムの具体案の検討を行った。

事業実施に当たっては、デジタル技術の活用による効率化のみならず、木材の合法性確認の信頼性及び透明性の向上が図られるよう留意した。

1.2 事業実施体制

本事業は公益財団法人流通経済研究所が受託し、調査等を実施した。事業従事者は表1のとおりである。本事業の実施体制として、事業全体の取りまとめを行う事業責任者を配置し、事業責任者の下、ヒアリング調査等を行う業務担当者を2名配置した。また、将来的なシステム開発を見据えた検討を行うため、農業系のシステム開発実績のある株式会社ネクストスケープへ公益財団法人流通経済研究所より、合法性確認システムの構築に向けた要件定義(案)の検討について再委託を行った。

折笠 俊輔 公益財団法人流通経済研究所 (事業責任者) 農業・環境・地域部門 部門長 主席研究員 公益財団法人流通経済研究所 吉間 めぐみ 農業・環境・地域部門 主任研究員 公益財団法人流通経済研究所 菅原 彩華 農業・環境・地域部門 研究員 公益財団法人流通経済研究所 川村 佳那子 農業・環境・地域部門 研究員 須田 幹雄 株式会社ネクストスケープ 社長室 中川 弘一 株式会社ネクストスケープ 社長室 佑一 株式会社ネクストスケープ 社長室 滋野

表 1-1 事業従事者

1.3 事業内容

以下のフローにて本事業の業務を実施・遂行した。

(4)(1) (2) (3) 合法性確認の 報告書 合法性確認の 合法性確認 既存システム システム化に システム導入に システムの との具体的な 作成 よる想定費用等 向けた調査 具体案の提案 連携策の検討 の算出 (1)合法性確認のシス (2)合法性確認システム (3)既存システムと (4) 合法性確認のシ 報告書作成につい ステム化による想定費 テム導入に向けた調査 の具体案の提案 の具体的な連携策の検 τ 用等の算出 (1) の結果をもとにデ **討** ・ 事業者や地方公共団体・ 報告書を作成す 等、合法性確認システ ジタル技術を活用した流 • 合法性確認システム • 合法性確認システム る。 と、農林水産省共通 申請サービス(以下 ムの想定される利用者 通過程における木材の合 の有用性及びシステ に対して、森林の伐採 法性を効率的に確認・伝 ムに実装すべき機能 に関する届出や許可申 の検討を行うため、 達するための仕組みの具 「e-MAFF」という システムの構築、運)や企業における 請及び合法性確認に係 体的なシステム案を提案 生産管理システム等 用、保守に関わる想 る現行の手続き方法・ 業務に関する課題や、 との連携方法を検討 定費用を算出。 利用者における導入コス 業務改善や業務量・経 ト、運営経費及びメリッ • システム化による処 費削減等のシステム化 ト・デメリット等に関し 理件数を算出。 により期待される事項 ては、業界団体ヘヒアリ ・課題等の文献及びヒ ング調査を実施。 アリングによる調査を 行った。

図 1-1 事業のフロー図

2. 合法性確認のシステム導入に向けた調査

2.1 実施内容

林野庁が令和2年度補正予算により実施した合法性確認システムの構築に向けた調査事業の結果等を踏まえ、自治体や関連組織、業界団体等、合法性確認システムの想定される利用者に対して、森林の伐採に関する届出や許可申請及び合法性確認に係る現行の手続方法・業務に関する課題や、業務改善や業務量・経費削減等のシステム化により期待される事項・課題等について、文献及びヒアリングによる調査を行った。

2.2 文献調査

木材、木材製品の合法性確認について、現行制度、合法性確認の実態、合法性確認のシステム化の検討、木材流通のシステム化の先行事例等に関する文献調査を実施した。

2.3 ヒアリング調査実施フロー

以下の実施フロー(図2-1)に沿ってヒアリング調査を行った。



図 2-1 実施フロー図

2.4 ヒアリング項目

ヒアリング項目は以下のとおり (表 2-1)。

大分類	カテゴリ	No	質問項目
	森に出請や及確現方となる可合にのすいではいるではでいる。これではいる。これでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	1	現状の実施内容・方法・実施者人数・課題
		2	(システム導入の場合)導入しているシステムと使い方、使い勝手等
合法性確認の状		3	システム化が可能な部分の認識
況		4	システム化することで改善される業務内容、人工、コスト、期待
		5	システム化することにより想定される課題
	その他	6	他のシステムや他の機能との連携の可能性・要望
システム化の方 向性		7	システム構築のあり方
		8	構築に向けて必要なこと、モノ等
その他		9	上記以外(システムに関する要望等)

表 2-1 ヒアリング項目

2.5 ヒアリング内容

上記のヒアリング項目を基に自治体の伐採関連手続及び木材利用担当部局、林業・木材 産業関係団体等に対して、合法性確認に係る業務の実態、システムの利用可能性、要望等 に関するヒアリング7件を実施した。ヒアリング内容の要点は以下のとおり。

■ 合法性確認の状況について

- ・ 系統では約9割が合法性を証明して木材を流通させている。合法性確認に関する現状の業務から現場の手間をいかに省けるかが重要。
- ・ 現状のアナログ(紙)でのやり取りで課題を感じていない事業者の場合、導入 するメリットが見いだせないと、普及は難しい。現状では合法性確認を手間と 感じていないため、あえて導入する必要性は高くないという認識。
- ・コストがかかるのであれば、システム導入は見送りたい。
- ・ 川上の事業者(森林組合、素材生産事業者等)に対しては、合法性が確認された、または書類等がそろっており合法性を確認しやすい木材として出荷することのメリットの訴求が必要。また今後は、川下の事業者からも、合法性が確認された木材を求める声が増えていくことも非常に重要。

■ システム化の方向性

- ・ 日本の林業は森林所有者が再造林できるほどの収益が上がらないのが実態のため、林業者にも費用負担を求める場合はなるべくシステムの運用経費を抑えてもらいたい。
- ・ 顧客ごとにアナログで実施する場合とシステムで実施する場合を分けて作業することは難しいため、サプライチェーンや業界全体で導入をしないと、効率化に繋がらない。一部の事業者向けのみシステム導入となると手間が増えるので導入は見送りたい。

3. 既存システムとの具体的な連携策の検討

3.1 実施内容

合法性確認システムと、農林水産省共通申請サービス(以下「eMAFF」という。)や企業における生産管理システム等との連携方式を検討した。

3.2 具体的な連携策

3.2.1eMAFF との連携について

①認証方式の検討

共通申請サービス (eMAFF) は、認証方式 (認証局) に gBizID を採用しており、GUI での SSO (シングルサインオン) や eMAFF の API を使用した連携等を行う場合、認証局が異なると、シームレスな連携が実現できない。

そのため、合法性確認システムでは、認証方式として、gBizID を採用するよう要件として定義した。

②eMAFF との具体な連携

eMAFF との連携は、森林所有者等が自治体に eMAFF を通して申請・通知された伐採に係る手続書類を、合法性確認システムにおいて国産木材の合法性証明に利用する際に生じる。 eMAFF 側での申請・承認された適合通知書が API(※)等で取得できるのであれば、その情報を流用して、国産木材の合法性証明を作成することが可能となる。

※取得データが構造化データかイメージデータかは、eMAFF側の機能による。

合法性確認システムのログイン機能は、gBizID アカウントによるシングルサインオンを 実現している。この連携方式であれば、eMAFF とのシームレスな GUI・API 連携が可能とな る。現段階で eMAFF との連携を想定しているのは、eMAFF 側で申請された伐採届(イメー ジデータ)となる

これらの連携方式についての要件定義書内の記述箇所は以下のとおり。

- Ⅰ (別添1)01業務要件定義書
 - 7. 情報システム化の範囲に関する事項
 - (1) 合法性確認システムの基本機能
- Ⅰ (別添2) 02機能要件定義書
 - 1.5. 伐採届デジタル化(eMAFF 連携)

3.2.2 企業における生産管理システム等との連携について

①オープン API 連携

合法性確認システムで提供するサービスや機能は、事業者の個別システムからの連携を 容易にするため、オープン API として構築するよう要件として定義した。

②具体的な連携について

合法性確認システムは、事業者の木材の入出荷作業に際しての合法性の証明・確認における業務のシステム化を行うものであることから、事業者の個別システムと連携する具体的なデータとして、木材に関する納品データが想定される。

そのため、合法性確認システムで入出力する合法性確認情報内の木材等情報は、納品データと類似する形になるようカスタマイズ機能が必要と考えられるため、これらの連携方式についての要件定義書内の以下の箇所にまとめた。

Ⅰ (別添2)02機能要件定義書

- 1.機能に関する事項
 - 1.6 オープン API 連携

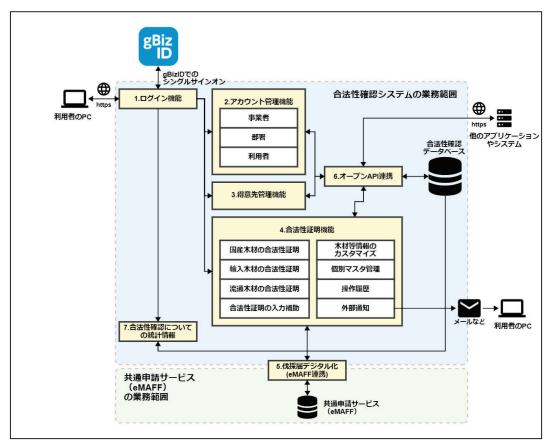


図 3-1 合法性確認システムの基本機能

図 3-1 で示した合法性確認システムの基本機能について、以下に説明する。

表 3-1 基本機能の説明

No.		機能名	説明
1	ロク	ゲイン機能	合法性確認システムへのログイン機能を提供する。ログ
			イン認証には gBizID を利用し、gBizID アカウントによ
			るシングルサインオンを実現する。
2	アフ	カウント管理機能	合法性確認システムでのアカウント管理機能を提供す
			る。合法性確認システムでのアカウントには、事業者・
			部署・利用者の情報が含まれる。
		事業者	gBizIDアカウントを取得した際に申請した事業者の情報
			(gBizIDプライム)を、合法性確認システムを利用する
			事業者として管理する。
		部署	合法性確認システムを利用する事業者内の部署について
			管理する。
		利用者	gBizIDアカウントを取得した際に申請した利用者の情報
			(gBizIDメンバー)を、合法性確認システムの利用者と
			して管理する。
3	3 得意先管理機能		合法性確認システムを利用する事業者が、流通上、取引
			のある事業者をマスタとして管理する。

No.	機能名	説明
		例えば、木材の出荷先となる事業者や輸入元の海外事業
		者がこれに当たる。
4	合法性証明機能	木材等情報や伐採の合法性を証明する書類などを管理する機能を提供する。
	国産木材の合法性証明	伐採した樹木について、木材等の情報や伐採の合法性を 証明する書類などを管理する機能を提供する。
	輸入木材の合法性証 明	輸入した木材・木材製品について、木材等情報や伐採の 合法性を証明する書類などを管理する機能を提供する。 さらに、この合法性証明を、国内流通での出荷先の事業 者と共有し、木材等情報や伐採の合法性を証明する書類 を参照することで、合法性の確認を行う機能を提供す る。
	流通木材の合法性証明	出荷する木材等情報や合法性を証明する書類などを管理する機能を提供する。 この合法性証明は、出荷元の事業者と出荷先の事業者で 共有し、木材等情報や合法性を証明する書類を参照する ことで、合法性の確認を行う機能を提供する。
	木材等情報のカスタ マイズ	合法性証明を登録する際、納品書やインボイスを基に、 木材の明細情報を入力するが、この明細情報を事業者毎 にカスタマイズする機能を提供する。
	各種マスタデータ	木材の明細情報を入力する際に、必要な事業者個別での マスタデータを管理する機能を提供する。
	操作履歴	合法性証明は、操作を行った事業者・部署・利用者と共 に履歴を管理する。
	外部通知	事業者・部署・利用者が関連する合法性証明に操作が行われた際に、その旨をメールや Webhook などを通じて、外部に通知する機能を提供する。
	合法性証明の入力補助	合法性証明の入力を容易にする機能を提供する。以下は 想定している入力補助機能の例。 ● 外部ファイルのインポート/エクスポート 合法性証明の入出力を、外部ファイルで行う機能。 例えば、事業者が用意した納品書の CSV ファイル で、合法性証明の入出力を行えるようにする。 ● 書類読み込み機能 (AI-OCR) 紙で運用されている納品書などの書類を、AI-OCRを 使用して、書類をデジタル化し、合法性証明の入力 を補助する機能。
5	伐採届デジタル化 (eMAFF連携)	共通申請サービス (eMAFF) が提供する API を利用して、伐採に係る手続き・申請結果などの情報を連携する。
6	オープン API 連携	合法性確認システムを利用する事業者の個社システムや アプリケーションと情報を連携するための API を構築する。
7	合法性確認についての統 計情報	任意の期間内で自身の所属する事業者や部署毎の合法性 証明や納品情報に含まれる木材等情報を自動集計した統 計情報を参照できる機能を提供する。

4. 合法性確認システムの具体案の検討

4.1 実施内容

2、3の結果をもとにデジタル技術を活用した木材の合法性を効率的に確認・伝達するための仕組みの具体的なシステム案をとりまとめる。その際、合法性確認システムの前提条件、合法性確認システムの運営体制、合法性確認の効率化の手順等ロードマップ及び合法性確認システムを活用した流通木材の管理に関する業務フロー等を技術的な観点も含め具体的に整理している。

なお、整理の際、クリーンウッド法が直接規定する行為以外も含めてシステム化を検討 していることから、要件定義書の用語は、法令上の用語とは合致しない場合がある。

4.2 合法性確認システムの具体案

4.2.1 合法性確認システムの前提条件

合法性確認の実施が事業者の負担になっているとの指摘もあることから、木材の合法性確認の効率性を向上させるため、デジタル技術を活用して流通過程で木材の合法性を効率的に確認するための仕組み、「合法性確認システム」を構築する。合法性確認システムの前提条件は本事業で作成した要件定義書に記載している。

4.2.2 合法性確認システムの有すべき機能について

合法性確認システムの有すべき基本機能は、「4. 既存システムとの具体的な連携策の検 討」表 4-1 基本機能の説明にて記述しており、本事業で作成した要件定義書で内容を網 羅している。

■ 合法性確認システムの有すべき機能

(別添2) 02. 機能要件定義書 別紙を含む全て

4.2.3 合法性確認システムの運営体制

運営体制についての要件定義書内の記述箇所は以下のとおり。今回の検討においては、 国が運営主体となることを前提に整理を行っている。

■ 合法性確認システムの運営体制

(別添1) 01.業務要件定義書

1.2. 業務の実施者

要件定義書の上記該当箇所では、業務の実施者を以下のとおり定義している(表 4-1)。

表 4-1 業務実施者の定義

分類	業務実施者	定義(役割)
	森林所有者	樹木(立木)を所有する者、及び所有する樹木を 伐採する者。
	素材生産事業者	樹木(立木)を伐採して、素材(丸太)に加工 し、決められた場所に運搬・集積する事業者。
	木材関連事業者	以下の事業を行う者。詳細は「図 5-1 木材関連事業者の範囲」を参照のこと。
合法性確認システムの支持的な利用者		● 木材を使用した建築物その他の工作物の 建築又は建設。
の直接的な利用者	輸入事業者	木材関連事業者のうち、木材等の輸入を行う事業 者。
	木質バイオマス発 電事業者	木材関連事業者のうち、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に規定する認定事業者。木質バイオマスを変換して得られる電気の、電気事業者への供給等の事業を行う者。
	木質バイオマス発 電事業者への供給 事業者	木材関連事業者のうち、木質バイオマス発電事業 者に対して、木材の加工、販売を行う事業者。
合法性確認システム に関する業務に間接 的に関わる者	自治体(市町村、都道府県)	森林所有者などが森林の立木を伐採する場合、事前に伐採及び伐採後の造林の計画(以下、「伐採届」という)の審査を行うことが義務づけられている。
	海外事業者	日本国外に拠点を置き、日本の輸入事業者に対し て輸出を行う事業者。
△沖⊶中が到こっつニ)	国	第一種木材関連事業者のうち、一定規模以上の事業者から、定期報告を収集し、合法伐採木材等の利用の確保状況等について確認する。
合法性確認システム の統計情報を利活用 する者		「登録木材関連事業者」を認定する機関。 クリーンウッド法に基づき、木材関連事業者であって、その取り扱う木材等について合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる者は、「登録木材関連事業者」として、登録を受けることができる。
システム運営、管理など	システム運営主体 (国など)	合法性確認システムを運営する主体となる組織。 クリーンウッド法において、以下の事項が、国の 責務として規定されている。 ●国内外の木材等の生産及び流通の状況並 びに我が国及び外国の森林の持続可能な利用 に関する法令、貿易等に関する法令その他木

分類	業務実施者	定義(役割)
		材等の適正な流通の確保に関する法令に関す
		る情報の収集及び提供その他の必要な措置。
		●木材関連事業者の登録が促進されるよ
		う、当該登録に係る制度の周知。
		●登録木材関連事業者による取組のうち、
		その状況が優良なものの公表その他の必要な
		措置。
		● 教育活動、広報活動等を通じて、合法伐
		採木材等の流通及び利用を促進する意義に関
		する事業者及び国民の理解を深めるよう必要
		な措置。

[注1] 小売事業者とは木材等を消費者に販売する事業者のこと。また、消費者とは事業者であるか否かに関わらず、木材等を消耗する行為を行う者のこと。

4.2.4 合法性確認システムにおける具体的な画面設計

合法性確認の効率化を検討するため、システム上での操作イメージを具体化した。また、 技術的な観点も含めた具体的な整理に関しては、本事業で作成した要件定義書で内容を網 羅している。

画面設計は、スライド機能などを活用して、操作イメージを確認しやすくしており、合 法性確認に関する情報を入力する際の操作イメージを別添2の別紙2にて具体的に提示し ている。

■ 合法性確認システムにおける具体的な画面設計

(別添2) 02. 機能要件定義書

別紙2:画面設計

4.2.5 合法性確認システムを活用した木材の管理に関する業務フロー

合法性確認システムを活用した木材の管理に関する業務フローについての要件定義書内 の記述箇所は以下のとおり。

■ 合法性確認システムを活用した流通木材の管理に関する業務フロー等 (別添1) 01.業務要件定義書

別紙1:業務フロー

別添1の業務フローでは、全体を以下の10のフローに整理している。

- ・ 業務フロー 01. 合法性確認システムの利用申請
- · 業務フロー 02. gBizIDプライムの利用申請
- 業務フロー 03. 伐採届の申請

- ・ 業務フロー 04. 伐採作業と国産木材の合法性証明情報の登録
- ・ 業務フロー 05. 木材の輸入と輸入木材の合法性証明情報の登録・確認
- ・ 業務フロー 06. 合法性証明情報の登録と合法性情報の確認①
- ・ 業務フロー 07. 合法性証明情報の登録と合法性情報の確認②
- ・ 業務フロー 08. 合法性証明情報の登録と合法性情報の確認③
- ・ 業務フロー 09. 木質バイオマス証明由来の登録と確認
- ・ 業務フロー 10. 事業報告

各詳細は、(別添1) 01. 業務要件定義書 別紙1:業務フロー を参照。

4.3 利用者における導入コスト、運営経費及びメリット・デメリットに関するヒアリング調査

とりまとめた要件定義書の内容を踏まえ、システムの操作イメージを作成(別添4)した。また、そのイメージ図を用いながら、利用者における導入コスト、運営経費及びメリット・デメリット等に関する業界団体へヒアリング調査を実施した。

ヒアリング項目は以下のとおり(表 4-2)。

表 4-2 ヒアリング項目

カテゴリ	No	質問項目
森林の伐採に関する届出や許可申請及び合法	1	(既にシステム導入の場合) 導入しているシステムと使い 方、使い勝手等
性確認に係る現行の手 続き方法・業務・経費	2	システム化が可能な部分の認識について
業務改善や業務量・経	3	システム化による業務改善及び業務量・経費削減等の効果について
費削減等のシステム化 により期待される事	4	システム化することによる想定される課題について
項・課題等	5	利用者にかかる費用負担(導入コスト/運営経費)について システム導入に対する投資の考え方について
操作イメージ	6	本日説明する合法性確認システムの操作イメージに関する ご意見 (使い易さ等)
その他	7	他のシステムや他の機能との連携の可能性・要望
CV/IE	8	本システムに関して上記以外でご要望・ご意見

上記のヒアリング項目について、第一種木材関連事業者を構成員に含む業界団体にヒ ア リングを実施したところ、要点は以下のとおり。

■ システム化することにより想定される課題について

- ・ そもそも相当数の届け出があるなかで、システム化により更に負荷がかかるので あれば現場からは不満が出る。川上の現場側で従業員が一つ一つ入力を行うのは 難しい。
- システム側に用意されている入力欄全ての情報を集められるとは限らないため、 入力方法には工夫が必要。
- ・ 現場の作業員は人手不足であり、事務の仕事を増やすのは難しい。
- ・ 入力項目が多く、直感的にはこれだけの入力作業は難しいのではないか。また、 家族経営の市場など、システム導入自体のハードルが高い。
- ・ 新たに帳票が増えると拒否反応を示される可能性が高い。

■ 利用者にかかる費用負担について

- 導入コスト及び利用料がかからないのが望ましい。
- ・ 事業者側に導入コストや維持費がかかるのであれば、導入はなかなか難しいと思う。

▮ その他

- ・ 川下側の合法伐採木材に対する認識やニーズにも濃淡がある。川下の事業者であれば、自身が合法性が確認された木材の要否を明確に認識しており、必要としている場合は、本システムの活用が直接的にメリットになるかもしれないが、川上側の場合、取引先がそうしたニーズを有しているかわからないため、あえて導入するインセンティブがないのではないか。
- 既に導入している経理のシステムと連携出来ると可能性はあるかもしれない。
- ・ 本システムの活用により、川上側の負担が増えず、事務手続きの削減に繋がるの であれば導入できる可能性があるのではないか。

5. 合法性確認のシステム化による想定費用等の算出

5.1 実施内容

合法性確認システムの有用性及びシステムに実装すべき機能の検討を行うため、既存の 調査結果、ヒアリング調査、とりまとめたシステムの具体案等を踏まえ、システムの構築、 運用・保守に関わる想定費用及び効果を算出した。

5.2 システムの構築費用、運用・保守費用

とりまとめたシステムの業務要件、機能等を踏まえ、システムの構築、運用・保守に要する費用を以下のとおり試算した。なお、今後システムの開発に伴いより詳細な機能や処理件数等の条件が具体化される過程で変動する可能性がある(表 5-1)。

又 0 1 4 7 7 7 7 7 7 1 7 1 1 7 1 7	A/11 C/11 / 1/A/11 (1965)	-/
項目	費用(千円)	摘要
システム構築費用	129, 000~200, 000	
運用・保守費用(クラウド費用除く)	19, 500	※年間
クラウド費用	8, 400	※年間

表 5-1 システムの構築費用、運用・保守費用(概算)

5.3 システムの活用による業務改善及び業務量・経費削減等の検証

5.3.1 算出方法

本事業で作成した(別添1)01.業務要件定義書のうち「3.規模に関する事項」において、システムの利用見込み数や処理件数を試算している。これらを組み合わせ合法性確認システムの処理件数の推計可能となる。

併せて合法性確認システムの活用による業務改善及び業務量・経費削減に関しては、業 界団体へヒアリングを実施した。

5.3.2 算出内容

システム利用者の想定人数は、(別添1) 01.業務要件定義書 「3. 規模に関する事項」を目安とする(表 5-2)。表の数値は、システム構築直後の第一種木材関連事業者の利用者数を 450 者と仮定し、それを基にした推計であるため、その他の数値を含めて今後変更となる可能性がある。

表 5-2 合法性確認システムの利用者数推移(見込み)

利用者の区分 (総数)	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3 年目 (R9)	4年目 (R10)	5年目 (R11)
森林所有者等 素材生産事業者 森林組合 等	1, 200	1,800	2, 400	3, 000	3, 600
第一種木材関連事業者 原木市場 加工工場 輸入事業者 等	450	540	630	720	720
国等 主務省庁 登録実施機関	36	36	36	36	36
合計	1,686	2, 376	3, 066	3, 756	4, 356

合法性確認システムに係る利用者が実施する業務は、(別添1) 01.業務要件定義書のうち「3. 規模に関する事項」を目安とする(表 3-3)。今後の構築状況により業務処理件数等も変更となる可能性がある。

また、前提として、森林所有者から利用料の徴収は難しいと想定し、今回は、第一種及び第二種事業者からの徴収を条件とした。そのため、業務処理件数の推計に関しては第一種木材関連事業者に係る業務内容に関してのみ試算している。

<合法性確認システム活用による業務処理件数の推計>

■ 合法性の確認

276[件/者] × 450[者]=12万4,200件/年

■ 合法性の追加確認

14[件/者] × 450[者]=6,300件/年

【別添資料一覧】

(別添1) 01.業務要件定義書

別紙1:業務フロー

(別添2) 02. 機能要件定義書

別紙1:API 一覧

別紙2:画面設計

別紙2-2:画面設計-画面一覧

別紙3:帳票設計

別紙3-2:帳票設計-帳票一覧

別紙4:概念モデル

別紙5:データ定義表

別紙6:CRUD図

(別添3) 03. 非機能要件定義書

(別添4) 合法性確認システム_ヒアリング資料

(別添1) 01.業務要件定義書

別紙1:業務フロー

流通木材の合法性確認システム

業務要件定義書(案)

第1.0版

2023 年 3 月 13 日 農林水産省

改訂履歴

版数	発行日	改訂履歴
0.8 版	2023年2月28日	ドラフト版を作成。
0.9 版	2023年3月7日	レビュー結果の指摘を受け、全頁改訂。
0.9 版	2023年3月9日	1.2.業務の実施者
		表 1:業務実施者の定義
		木質バイオマス発電事業者の説明を修正。
0.9 版	2023年3月9日	2.2.合法性確認システムに係る業務の内容
		表 4:合法性確認システムに係る業務内容
		輸入事業者については、第一種木材関連事業者の一
		形態として整理する。
0.9 版	2023年3月9日	6.2.業務の運営上補足すべき指標の把握手順・手法・
		頻度
		表 11:指標の把握手順・手法・頻度
		本システムによる取扱件書類数から件数に変更。
0.9 版	2023年3月9日	7.情報システム化の範囲に関する事項
		「伐採木材の合法性証明」→「国産木材の合法性証
		明」に名称を変更。
0.9 版	2023年3月13日	2.1.業務の範囲
		図 2:合法性確認システムの業務範囲
		を刷新。
0.9 版	2023年3月13日	2.2.合法性確認システムに係る業務の内容
		表 4:合法性確認システムに係る業務内容
		[注 4]を追記。
1.0 版	2023年3月13日	版数を 1.0 版に変更。
1.0 版	2023年3月13日	2.1.業務の範囲
		図 2:合法性確認システムの業務範囲
		を刷新。

目次

1.	業務	祭概要に関する事項	5
	1.1.	目的	5
	1.2.	業務の実施者	6
	(1)	木材関連事業者の範囲	8
	(2)	木材関連事業者の区分	9
	1.3.	合法伐採木材等に関する情報提供	10
	(1)	国内で伐採された木材について	10
	(2)	国外で伐採された木材について	11
	(3)	その他	11
2.	業務	8実施手順に関する事項	12
	2.1.	業務の範囲	12
	2.2.	合法性確認システムに係る業務の内容	13
	2.3.	業務フロー	16
	2.4.	入出力項目及び取扱量	17
3.	. 規模	莫に関する事項	21
	3.1.	サービスの利用者数	21
	3.2.	システムでの実施業務	21
4.	. 時期	∄・時間に関する事項	23
5.	. 場所	「等に関する事項	24
	5.1.	実施場所	24
	5.2.	諸設備、物品等	24
6.	. 管理	里すべき指標に関する事項	25
	6.1.	業務の運営上補足すべき指標項目	25
	6.2.	業務の運営上補足すべき指標の把握手順・手法・頻度	26
7.	. 情報	Bシステム化の範囲に関する事項	27
	(1)	合法性確認システムの基本機能	27
	(2)	将来的に実現を検討すべき機能	30

別紙一覧

別紙1:業務フロー

1. 業務概要に関する事項

1.1.目的

TPP協定「環境章」において、各国による違法伐採の抑止に働く行政措置の強化が規定されるとともに、日 EU・EPA の「貿易と持続可能な開発章」においても、各国が違法伐採及び関連する貿易への対処に貢献することが規定されている。

これらに対応するために、我が国の違法伐採木材への対策として平成 29 年 5 月に施行された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(以下、「クリーンウッド法」という。)を着実に運用していく必要がある。

クリーンウッド法は、事業者に対して木材や木材製品を利用する際には合法伐採木材等の利用 を促すとともに木材関連事業者に対して、取り扱う木材や木材製品の原材料となっている樹木が 我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたということの確認等を促すこと等により、合法伐 採木材等の流通及び利用を促進するものである。

一方、合法性確認の実施が事業者の負担になっているとの指摘もあることから、木材の合法性確認の信頼性、透明性を向上させるため、デジタル技術を活用して流通過程で木材の合法性を効率的に確認するための仕組み(以下、「合法性確認システム」という。)を構築する。本書は、合法性確認システムの業務要件についてとりまとめを行ったものである。

1.2.業務の実施者

業務の実施者に係る用語の定義を以下に記載する。本表の定義はシステム操作の内容を分類する観点から便宜上つけており、クリーンウッド法における定義や名称と必ずしも一致しない。

表 1:業務実施者の定義

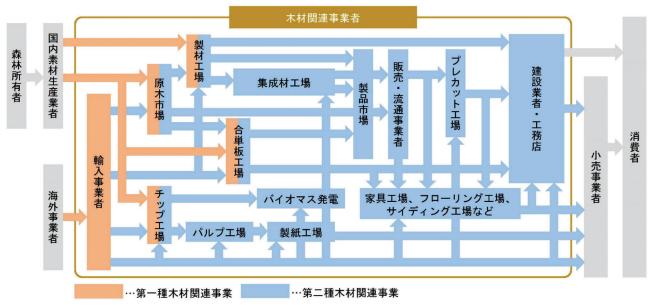
衣 1・耒務美施者の定義 				
分類	業務実施者	定義(役割)		
合法性確認システム	森林所有者	樹木(立木)を所有する者、及び所有する樹木を伐		
の直接的な利用者		採する者。		
	素材生産事業者	樹木(立木)を伐採して、素材(丸太)に加工し、		
		決められた場所に運搬・集積する事業者。		
	木材関連事業者	以下の事業を行う者。詳細は「図 1:木材関連事		
		業者の範囲」を参照のこと。		
		● 木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売。		
		(小売事業者[注 1]を除く)		
		● 木材を使用した建築物その他の工作物の建築		
		又は建設。		
	輸入事業者	木材関連事業者のうち、木材等の輸入を行う事業		
		者。		
	木質バイオマス発	木材関連事業者のうち、「電気事業者による再生		
	電事業者	可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」		
		に規定する認定事業者。木質バイオマスを変換し		
		て得られる電気の、電気事業者への供給等の事業		
		を行う者。		
	木質バイオマス発	木材関連事業者のうち、木質バイオマス発電事業		
	電事業者への供給	者に対して、木材の加工、販売を行う事業者。		
	事業者			
合法性確認システム	自治体	森林所有者などが森林の立木を伐採する場合、事		
に関する業務に間接	(市町村、都道府県)	前に伐採及び伐採後の造林の計画(以下、「伐採		
的に関わる者		届」という)の審査を行うことが義務づけられて		
		いる。		
	海外事業者	日本国外に拠点を置き、日本の輸入事業者に対し		
		て輸出を行う事業者。		
合法性確認システム	国	第一種木材関連事業者のうち、一定規模以上の事		
の統計情報を利活用		業者から、定期報告を収集し、合法伐採木材等の		
する者		利用の確保状況等について確認する。		

分類	業務実施者	定義(役割)
	登録実施機関	「登録木材関連事業者」を認定する機関。
		クリーンウッド法に基づき、 木材関連事業者であ
		って、その取り扱う木材等について合法伐採木材
		等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に
		講ずる者は、「登録木材関連事業者」として、登
		録を受けることができる。
システム運営、管理	システム運営主体	合法性確認システムを運営する主体となる組織。
など	(国など)	クリーンウッド法において、以下の事項が、国の
		責務として規定されている。
		● 国内外の木材等の生産及び流通の状況並びに
		我が国及び外国の森林の持続可能な利用に関
		する法令、貿易等に関する法令その他木材等
		の適正な流通の確保に関する法令に関する情
		報の収集及び提供その他の必要な措置。
		● 木材関連事業者の登録が促進されるよう、当
		該登録に係る制度の周知。
		● 登録木材関連事業者による取組のうち、その
		状況が優良なものの公表その他の必要な措
		置。
		● 教育活動、広報活動等を通じて、合法伐採木
		材等の流通及び利用を促進する意義に関する
		事業者及び国民の理解を深めるよう必要な措
		置。

[注 1] 小売事業者とは木材等を消費者に販売する事業者のこと。また、消費者とは事業者であるか否かに関わらず、木材等を消耗する行為を行う者のこと。

(1) 木材関連事業者の範囲

クリーンウッド法施行規則において、木材関連事業者は以下の図の範囲となっている。



※本イメージ図は木材等の複雑な流通構造の概略を示したものである。また、木材等の輸出事業者は省略している。

図 1:木材関連事業者の範囲

(2) 木材関連事業者の区分

木材関連事業の区分については、以下に記載する。

表 2:木材関連事業の区分

木材関連事業の区分	事業内容
第一種木材関連事業	(a) 森林所有者が所有する樹木を材料とした丸太を譲り受けた者
	が行う、当該丸太の加工、輸出又は販売。(第三者に委託して、
(a)~(c)は国産材が対象。	当該加工、輸出又は販売を行う事業を含む。小売事業を除く。)
(d)は輸入材が対象。	(例)素材生産事業者から丸太を買い取り、製材を行う事業
	(b) 森林所有者が行う、所有する樹木を材料とした丸太の加工又
	は輸出。(第三者に委託して、当該加工又は輸出を行う事業を含
	む。)
	(例)自社林を自ら伐採し、ひき板を製造する事業
	(c) 森林所有者が所有する樹木を材料とした丸太の販売委託を受
	けた者が行う、木材取引のために開設される市場内での当該丸太
	の販売。(販売委託を受けた者から当該丸太販売の再委託を受け
	た者を含む。)
	(例) 市場会社や浜問屋が、市場において丸太の販売を行う事業
	(d) 木材等の輸入。(輸入代行を行う事業者についても、商流を
	担う場合は該当する。)[注 2]
第二種木材関連事業	木材関連事業者が行う事業のうち、第一種木材関連事業以外のも
	の。
	(例)
	● 第一種木材関連事業者から譲り受けた木材等の加工、輸出又
	は販売を行う事業。
	● 木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設を行う
	事業。
	● 木質バイオマスを変換して得られる電気を電気事業者に供給
	する事業。[注 3]

- [注 2] 輸入事業者のこと。
- [注3] 木質バイオマス発電事業者のこと。

1.3. 合法伐採木材等に関する情報提供

合法性確認システムでは、流通する木材等情報に併せて、以下の書類を添付し、各事業者での 合法性確認作業に活用できるものとする。

(1) 国内で伐採された木材について

日本においては、伐採する森林の種類により、森林法等の伐採に関連する法令等に基づく下表の書類を、クリーンウッド法における合法性の証明書類として活用できる。ただし、これら以外の書類も合法性確認に用いられる可能性がある。

表 3:合法性を証明する書類の例

表 3・台法性を証明する書類の例			
伐採する森林の種類		書類	
普通林	森林経営計画対象森林	>	森林経営計画認定書及び森林経営計画
	の伐採		書
		>	森林経営計画に係る伐採等の届出書
			(森林法第 15 条)
	森林経営計画対象森林	>	伐採及び伐採後の造林の届出書(森林
	以外の伐採		法第 10 条)
		>	適合通知書(注:伐採後も森林として
			維持する場合)
	その他届出が不要な伐	>	林地開発許可書(1ha 超の林地転用に
	採(別途伐採根拠が森		伴う伐採の場合)
	林法で定められている	>	森林所有者等による独自の証明
	ものを含む)	>	伐採行為の根拠となる法令又は処分に
			係る書類
保安林	全て	>	保安林(保安施設地区)内立木伐採許
			可決定通知書、保安林(保安施設地区)
			内択伐(間伐)許可決定通知書、保安林
			(保安施設地区)內緊急伐採届出書(届
			出書については、受理通知書がある場
			合は受理通知書、ない場合は都道府県
			の受領印押印済の届出書)
国有林野、	全て	>	森林管理署等と交わした売買契約書
官行造林			(樹木採取区内での樹木の採取につい
			ては、樹木料の確定通知)
	森林法以外の法令によ	>	伐採行為の根拠となる法令又は処分に
	普通林	##の種類 音通林 森林経営計画対象森林の伐採	

伐採する森林の種類		書类	Į.
	り立木伐採の制限があ		係る書類
	る森林の伐採		
	法令による伐採手続き	~	森林所有者等による独自の証明
	が不要な伐採		
	(2条森林の伐採)		
	森林認証材、地域材(原	>	FSC 又は SGEC の森林認証を取得した
	産地証明材)		森林から産出される木材:当該森林認
			証に係る証明書(伐採及び伐採後の造
			林の届出書等の国内の諸法令に基づく
			手続きを遵守している前提)
		>	都道府県や市町村が独自に行う地域材
			の証明制度 (県産材、市産材等) により
			原産地証明される木材:当該地域証明
			制度に基づく証明書(伐採に係る国内
			の諸法令に基づく手続きの遵守が担保
			されている前提)
	その他	>	事業者が任意で用意する合法性を証明
			する書類。

(2) 国外で伐採された木材について

国外で伐採された木材について、原産国の法令に適合して伐採された樹木であることを証明する書類を、クリーンウッド法における合法性の証明書類として活用できる。

各原産国での合法伐採木材等の流通・利用促進の取組みについては、下記のホームページを参照のこと。

https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/index.html

(3) その他

ガイドラインに基づく森林認証制度及び CoC 認証制度を活用した証明方法、森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法、個別企業等の独自の取組による証明方法並びに都道府県等による森林、木材等の認証制度も、クリーンウッド法における合法性の証明書類として活用が可能である。

2. 業務実施手順に関する事項

2.1. 業務の範囲

合法性確認システムが対象とする業務の範囲を以下に記載する。

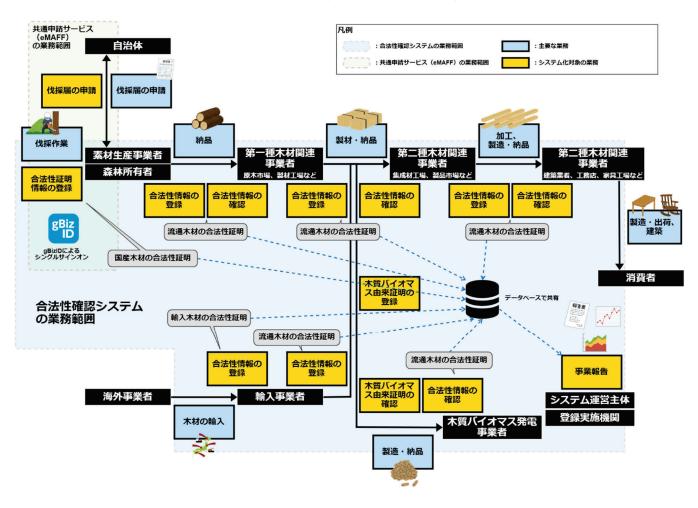


図 2: 合法性確認システムの業務範囲

2.2. 合法性確認システムに係る業務の内容

合法性確認システムに係る業務の内容を以下に記載する。

表 4:合法性確認システムに係る業務内容

衣 4・口広は唯能システムに除る未物内台			
業務実施者	業務名	業務概要	
合法性確認システムを利	システムの利用申請	事業者が合法性確認システムを利用する	
用する事業者等全て		ための申請手続き業務。	
(国、登録実施期間の担		本システムの利用に当たっては、利用事業	
当者を含む)		者毎に gBizID プライムの申請が必要とな	
		る。	
素材生産事業者、	伐採作業	伐採届の申請内容に沿って樹木の伐採を	
森林所有者		行う作業。	
	合法性証明情報の登録	伐採作業の結果として、木材等情報や伐採	
	(国産木材)	の合法性を証明する書類などを、合法性確	
		認システムに登録する業務。	
	納品(出荷)	伐採した木材を第一種木材関連事業者へ	
		納品(出荷)する作業。	
	合法性証明情報の登録	出荷する木材の明細情報や伐採の合法性	
	(流通木材)	を証明する書類などを、納品情報を参考に	
		しながら、合法性確認システムに登録する	
		業務。	
第一種木材関連事業者	納品(入荷)	素材生産事業者や森林所有者から出荷さ	
		れた木材を入荷する作業。	
	合法性証明情報の確認	入荷した木材について、伐採の合法性を証	
	(流通木材)	明する書類などを確認し、木材の合法性を	
		確認する作業。	
	製材・納品(出荷)	先に入荷した木材を製材し、第二種木材関	
		連事業者へ納品(出荷)する作業。	
	合法性証明情報の登録	出荷する木材や製品について、の明細情報	
	(流通木材)	や伐採の合法性を証明する書類などを、納	
		品情報を参考にしながら、合法性確認シス	
		テムに登録する業務。	
第一種木材関連事業者の	木材の輸入	木材等の輸入を行う業務。	
うち、輸入事業者	合法性証明情報の登録	輸入した木材や製品について、木材の明細	
	(輸入木材)[注 4]	情報、伐採の合法性を証明する書類、イン	
		ボイスなどを合法性確認システムに登録	
	,		

業務実施者	業務名	業務概要
		する業務。
	納品(出荷)	輸入した木材を第二種木材関連事業者へ
		納品(出荷)する作業。
	合法性証明情報の登録	出荷する木材や製品について、木材の明細
	(流通木材)	情報や伐採の合法性を証明する書類など
		を、納品情報を参考にしながら、合法性確
		認システムに登録する業務。
第二種木材関連事業者	製材・納品(入荷)	第一種木材関連事業者から出荷された木
		材や製品を入荷する作業。
	合法性証明情報の確認	入荷した木材や製品について、伐採の合法
	(流通木材)	性を証明する書類などを確認し、木材の合
		法性を確認する作業。
	加工、製造・納品(出荷)	先に入荷した木材や製品を使用して、商品
		として加工や製造を行い、別の第二種木材
		関連事業者や消費者向けに納品(出荷)す
		る作業。
	合法性証明情報の登録	出荷する木材や製品について、木材の明細
	(流通木材)	情報や伐採の合法性を証明する書類など
		を、納品情報を参考にしながら、合法性確
		認システムに登録する業務。
木質バイオマス発電事業	木質バイオマスの由来	出荷した木質バイオマスについて、木材の
者への供給事業者	証明の登録	明細情報や伐採の合法性を証明する書類
(素材生産事業者、第一		などを、納品情報を参考にしながら、合法
種木材関連事業者、第二		性確認システムに登録する業務。
種木材関連事業者)		
木質バイオマス発電事業	木質バイオマスの由来	先に入荷した木質バイオマスについて、合
者(FIT 事業者)	証明の確認	法性を証明する書類などを確認し、木材の
		合法性を確認する作業。
	木質バイオマス発電	入荷した木質バイオマスを燃焼させ、発電
		する業務。
第一種木材関連事業者	定期報告	第一種木材関連事業者(一定規模以上の事
※一定規模以上		業者)が、国に対して、合法伐採木材等の
		利用の確保状況等について報告する業務。
登録木材関連事業者、	年度報告	木材関連事業者 (登録対象事業者) が年に
登録実施期間		一度、登録実施機関に対して、合法伐採木

業務実施者	業務名	業務概要
		材等の利用の確保状況等について報告す
		る業務。
システム運営主体	システムの保守・運用	

[注 4] 輸入木材についての合法性証明情報は、海外事業者との取引によるものであり、国内での合法性証明情報とは、入力タイミングや入力項目が異なるため、国産木材と輸入木材を分けて、機能を検討すること。

2.3. 業務フロー

合法性確認システムが対象とする一連の業務手続きを「別紙1:業務フロー」に記載する。

2.4. 入出力項目

合法性確認システムの入出力項目を以下に記載する。

表 5:合法性確認システムの入出力項目

書類名	作成(発行)元	提供先	主な入出力項目
伐採造林届	森林所有者、	自治体	● 届出人(氏名、住所)
	素材生産事業者		● 伐採地
			● 書類作成日
			● 伐採計画
			▶ 伐採者氏名
			▶ 伐採者住所
			▶ 伐採面積
			▶ 伐採方法
			▶ 伐採樹種
			▶ 伐採時林齢
			▶ 伐採期間
			▶ 等
			● 造林計画
			▶ 造林面積
			▶ 造林方法
			▶ 造林期間
			▶ 等
			等
適合通知書	自治体	森林所有者、	● 書類発行者
		素材生産事業者	● 書類受取人
			● 書類発行日
			● 伐採地
			● 伐採計画
			▶ 伐採面積
			▶ 伐採方法
			▶ 伐採期間
			▶ 伐採樹種
			▶ 伐採時林齢
			▶ 等
			● 造林計画

書類名	作成(発行)元	提供先	主な入出力項目
			▶ 造林面積
			▶ 造林方法
			▶ 造林期間
			▶ 等
			等
確認通知書	自治体	森林所有者、	● 書類発行者
		素材生産事業者	● 書類受取人
			● 書類発行日
			● 伐採地
			● 伐採計画
			▶ 伐採面積
			▶ 伐採方法
			▶ 伐採期間
			▶ 伐採樹種
			▶ 伐採時林齢
			▶ 等
			等
合法木材	木材関連事業者	木材関連事業者	● 木材等の販売者情報
証明書			▶ 事業者名
			▶ 代表者名
			▶ 所在地
			▶ 等
			● 購入者名
			● 木材等の内訳
			 ▶ 樹種
			▶ 寸法
			▶ 数量
			→ 等
			 ● 「合法性の確認を行っ
			た旨及びその結果」
			●書類発行日
			● 等
バイオマスの	バイオマス発電	木質バイオマス	● 木質バイオマスの販売
由来証明書	事業者への供給	· · · · · · · · · · · · · · · · · ·	者情報

書類名	作成(発行)元	提供先	主な入出力項目
	事業者	(FIT 事業者)	▶ 事業者名
			▶ 代表者名
			▶ 所在地
			▶ 認定事業者番号
			● 購入者名
			● 木質バイオマスの種類
			● 書類発行日
			● 等
納品書	木材関連事業者	木材関連事業者	● 木材等の販売者情報
			▶ 事業者名
			▶ 代表者名
			▶ 所在地
			▶ 等
			● 購入者名
			● 木材等の内訳
			▶ 樹種
			▶ 寸法
			▶ 数量
			▶ 材積
			▶ 等
			● 「合法性の確認を行っ
			た旨及びその結果」
			● 書類発行日
			● 等
インボイス	海外事業者	輸入事業者	★材等の販売者情報
			▶ 事業者名
			↑ 代表者名
			▶ 所在地
			》 等
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
			● 木材等の内訳
			> 樹種
			→ 寸法
			▶ 数量
			> 材積

書類名	作成(発行)元	提供先	主な入出力項目
			▶ 等
			● 商品代金
			● 書類発行日
			● 等
定期報告	木材関連事業者	国	● 木材関連事業の区分
			● 伐採国
			● 樹種
			●品目
			▶ 木材
			▶ 物品等の種類
			● 合法木材の取扱量
			● 合計取扱量
			● 報告者情報
			▶ 事業者名
			▶ 代表者名
			▶ 所在地
			▶ 等
			● 報告日
			● 等
年度報告	木材関連事業者	登録実施機関	● 木材関連事業の区分
			● 伐採国
			● 樹種
			● 品目
			▶ 木材
			▶ 物品等の種類
			● 合法木材の取扱量
			● 合計取扱量
			● 報告者情報
			▶ 事業者名
			▶ 代表者名
			▶ 所在地
			▶ 等
			● 報告日
			● 等

3. 規模に関する事項

3.1. サービスの利用者数

合法性確認システムの利用者数(見込み)を以下に記載する。なお、表内の数値は第一種木材関連事業者の利用者数(900)を基にした数値であり、今後のクリーンウッド法改正に伴い、利用者数は増加見込みであり、その他の数値についても下記以上になる見込みである。

表 6:合法性確認システムの利用者数推移(見込み)

利用者の区分	1年目 (R7)	2年目 (R8)	3年目 (R9)	4年目 (R10)	5 年目 (R11)
森林所有者等 素材生産事業者 森林組合等	1,200	1,800	2,400	3,000	3,600
第一種木材関連事業者 原木市場 加工工場 輸入事業者 等	450	540	630	720	720
国 主務省庁 登録実施機関	36	36	36	36	36
合計	1,686	2,376	3,066	3,756	4,356

3.2.システムでの実施業務

合法性確認システムに係る利用者が実施する業務を以下に記載する。

表 7:合法性確認システムに係る業務

業務内容	業務の実施者	
書類の提出	森林所有者、	
(第一種木材関連事業者へ)	素材生産事業者	
合法性の確認	第一種木材関連事業者	
追加情報の提出	森林所有者、	
連州情報の採出	素材生産事業者	
合法性の追加確認	第一種木材関連事業者	
合法性確認の記録	第一種木材関連事業者	
保管記録の照会対応	第一種木材関連事業者	
書類の提出	第一括十 44周净重要老	
(第二種木材関連事業者へ)	第一種木材関連事業者 	
定期報告の作成	第一種木材関連事業者	
定期報告の保管・確認	国	
年度報告の作成	第一種木材関連事業者	
年度報告の保管・確認	登録実施機関	

4. 時期・時間に関する事項

合法性確認システムにて対象とする業務の実施時間を以下に記載する。

表 8:合法性確認システムの業務実施時間

区分	時間	日
通常期	24 時間	365 日
繁忙期	9 時~17 時	月曜日~金曜日
<u>秦</u>	9 時、017 時 	※土日祝祭日除く

5. 場所等に関する事項

5.1. 実施場所

合法性確認システムにて対象とする業務の実施場所を以下に記載する。

表 9:合法性確認システムの業務実施場所

実施場所	入出力端末	
各事業者の事業所内	PC、タブレット、等	
作業現場	タブレット、スマートフォン、等	

5.2. 諸設備、物品等

業務に使用する設備、物品は各事業者がそれぞれ持っているものを使用する。

6. 管理すべき指標に関する事項

6.1. 業務の運営上補足すべき指標項目

合法性確認システムにて対象とする業務において、運営上把握すべき指標項目を以下に記載する。

表 10:業務の運営上補足すべき指標項目

	目標	説明	評価指標
1	合法性確認関連業務	官民の伐採届関連手続と民民の合法性確認	合法性確認業務全般
	のワンストップサー	関連業務を統合して提供する。	における本システム
	ビスの実現		による実施率
2	木材等の授受に係る	業務を一貫した情報の一元管理により、手	木材等の授受に係る
	民民の手続業務にお	続き業務の利便性や効率性を高める。	民民の手続業務にお
	ける一貫した情報の		ける本システムによ
	一元管理		る実施率
3	情報の再利用	(A)一度入力された文書情報を一元的に保	合法性確認業務全般
		存し、関連する各文書情報と自動連携する、	における本システム
		あるいは (B)文書情報を送受信する、 等に	の利用によるデータ
		より、同一情報の繰り返し入力を不要にす	再入力率
		3.	
4	安全な取引	①情報及び文書への適切なユーザアクセス	①セキュリティに起
		権限制御が可能であり、偽造や変造、金融	因する事故の発生件
		事故等のリスクがない。	数
		②ユーザが取引先毎にデータの開示範囲を	②企業秘密情報等の
		指定することで、企業秘密情報等を適切に	漏洩に起因する事故
		保護しながら、取引先とのデータ共有また	の発生件数
		はデータ交換を行える。	
5	多様な利用環境への	ユーザの多様なIT環境に合わせて様々な入	企業規模別での普及
	対応	出力端末(PC、スマートフォン等)で合法性	率
		確認システムを利用することができる。	
6	ユーザ別オンデマン	ユーザ毎に使用するメニュー及びサービス	既存業務との親和性
	ド型サービスの提供	をカスタマイズした環境で業務を行うこと	等の使い易さの観点
		ができる。	での満足度

	目標	説明	評価指標
7	データ共有による新	取引当事者以外を含めてデータ共有を行う	合法性確認システム
	たなビジネスモデル	ことにより、情報を活用した新規サービス	の API 連携先の実績
	の創出	等の創出を促進する。	数及びサービス種別
			数

6.2. 業務の運営上補足すべき指標の把握手順・手法・頻度

本システムにて対象とする業務に係る指標項目の把握手順等を以下に記載する。

表 11:指標の把握手順・手法・頻度

	指標名	計算式	調査手段	調査頻度
1	合法性確認業務全般におけ	本システムによる取扱件数	システムログ、統	
	る本システムによる実施率	/合法性確認業務全般にお	計情報など	年次
		ける件数(推計値)		
2	木材等の授受に係る民民の	本システムによる取扱書類	システムログ、統	
	手続業務における本システ	数/木材等の授受に係る手	計情報など	年次
	ムによる実施率	続業務全般における取扱書		平 次
		類数		
3	合法性確認業務全般におけ	データ項目別の新規入力件	システムログ	
	る本システムの利用による	数/(当該データ項目の新		年次
	データ再入力率	規入力件数+当該データ項		平 次
		目の参照入力件数)		
4	①セキュリティに起因する	①セキュリティに起因する	ヘルプデスク等	
	事故の発生件数	事故の発生件数	における事故・ク	年次
	②企業秘密情報等の漏洩に	②企業秘密情報等の漏洩に	レーム報告の実	
	起因する事故の発生件数	起因する事故の発生件数	績記録	
5	企業規模別での普及率	企業規模別の利用者数、	利用者マスタデ	ケカ
		業種別等の利用者数	ータ	年次
6	既存業務との親和性等の使	「既存業務と整合した利用	利用者アンケー	、 、 帝 古
	い易さの観点での満足度	が可能である」の回答率	F	適宜
7	合法性確認システムの API	連携先のサービス件数	連携先マスタデ	
	連携先の実績数及びサービ		ータ	年次
	ス種別数			

7. 情報システム化の範囲に関する事項

合法性確認システムにおける情報システム化の範囲を以下に記載する。

(1) 合法性確認システムの基本機能

合法性確認システムにおける基本機能について、情報システム化の範囲について説明する。こ こでの基本機能とは、事業者間で流通する木材について、木材の明細情報に合わせ、合法性を証 明する各書類が事業者間で共有でき、合法性の確認が可能となるところまでを範囲としている。

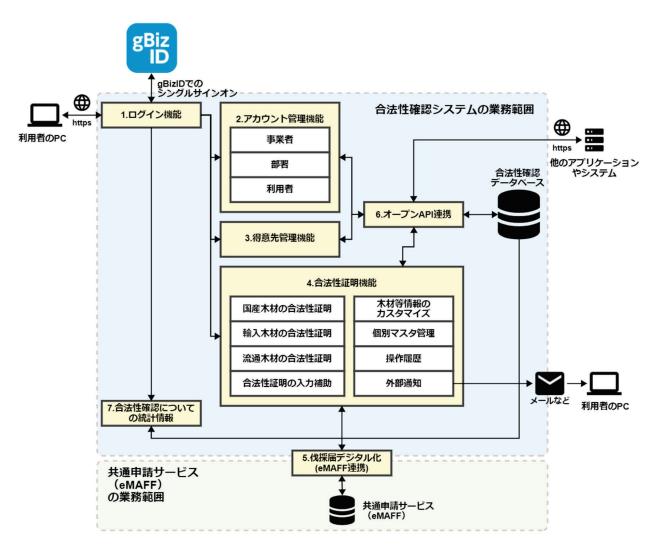


図 3:合法性確認システムの基本機能

先の図で示した合法性確認システムの基本機能について、以下に説明する。

表 12:基本機能の説明

No.	機能名	説明
1	ログイン機能	合法性確認システムへのログイン機能を提供する。ログイン
		認証には gBizlD を利用し、gBizlD アカウントによるシング
		ルサインオンを実現する。
2	アカウント管理機能	合法性確認システムでのアカウント管理機能を提供する。合
		法性確認システムでのアカウントには、事業者・部署・利用
		者の情報が含まれる。
	事業者	gBizID アカウントを取得した際に申請した事業者の情報
		(gBizID プライム)を、合法性確認システムを利用する事業
		者として管理する。
	部署	合法性確認システムを利用する事業者内の部署について管
		理する。
	利用者	gBizID アカウントを取得した際に申請した利用者の情報
		(gBizID メンバー)を、合法性確認システムの利用者として
		管理する。
3	得意先管理機能	合法性確認システムを利用する事業者が、流通上、取引のあ
		る事業者をマスタとして管理する。
		例えば、木材の出荷先となる事業者や輸入元の海外事業者が
		これに当たる。
4	合法性証明機能	木材等情報や伐採の合法性を証明する書類などを管理する
		機能を提供する。
	国産木材の合法性証明	伐採した樹木について、木材等の情報や伐採の合法性を証明
		する書類などを管理する機能を提供する。
	輸入木材の合法性証明	輸入した木材・木材製品について、木材等情報や伐採の合法
		性を証明する書類などを管理する機能を提供する。
		さらに、この合法性証明を、国内流通での出荷先の事業者と
		共有し、木材等情報や伐採の合法性を証明する書類を参照す
		ることで、合法性の確認を行う機能を提供する。
	流通木材の合法性証明	出荷する木材等情報や合法性を証明する書類などを管理す
		る機能を提供する。
		この合法性証明は、出荷元の事業者と出荷先の事業者で共有
		し、木材等情報や合法性を証明する書類を参照することで、
		合法性の確認を行う機能を提供する。

No.	機能名	説明
	木材等情報のカスタマ	合法性証明を登録する際、納品書やインボイスを基に、木材
	イズ	の明細情報を入力するが、この明細情報を事業者毎にカスタ
		マイズする機能を提供する。
	各種マスタデータ	木材の明細情報を入力する際に、必要な事業者個別でのマス
		タデータを管理する機能を提供する。
	操作履歴	合法性証明は、操作を行った事業者・部署・利用者と共に履
		歴を管理する。
	外部通知	事業者・部署・利用者が関連する合法性証明に操作が行われ
た際に、そ		た際に、その旨をメールや Webhook などを通じて、外部に
		通知する機能を提供する。
	合法性証明の入力補助	合法性証明の入力を容易にする機能を提供する。以下は想定
		している入力補助機能の例。
		● 外部ファイルのインポート/エクスポート
		合法性証明の入出力を、外部ファイルで行う機能。例え
		ば、事業者が用意した納品書の CSV ファイルで、合法性
		証明の入出力を行えるようにする。
		● 書類読み込み機能(AI-OCR)
		紙で運用されている納品書などの書類を、Al-OCR を使
		用して、書類をデジタル化し、合法性証明の入力を補助
		する機能。
5	伐採届デジタル化(eMAFF	共通申請サービス(eMAFF)が提供する API を利用して、伐
	連携)	採に係る手続き・申請結果などの情報を連携する。
6	オープン API 連携	合法性確認システムを利用する事業者の個社システムやア
		プリケーションと情報を連携するための API を構築する。
7	合法性確認についての統計	任意の期間内で自身の所属する事業者や部署毎の合法性証
	情報	明や納品情報に含まれる木材等情報を自動集計した統計情
		報を参照できる機能を提供する。

(2) 将来的に実現を検討すべき機能

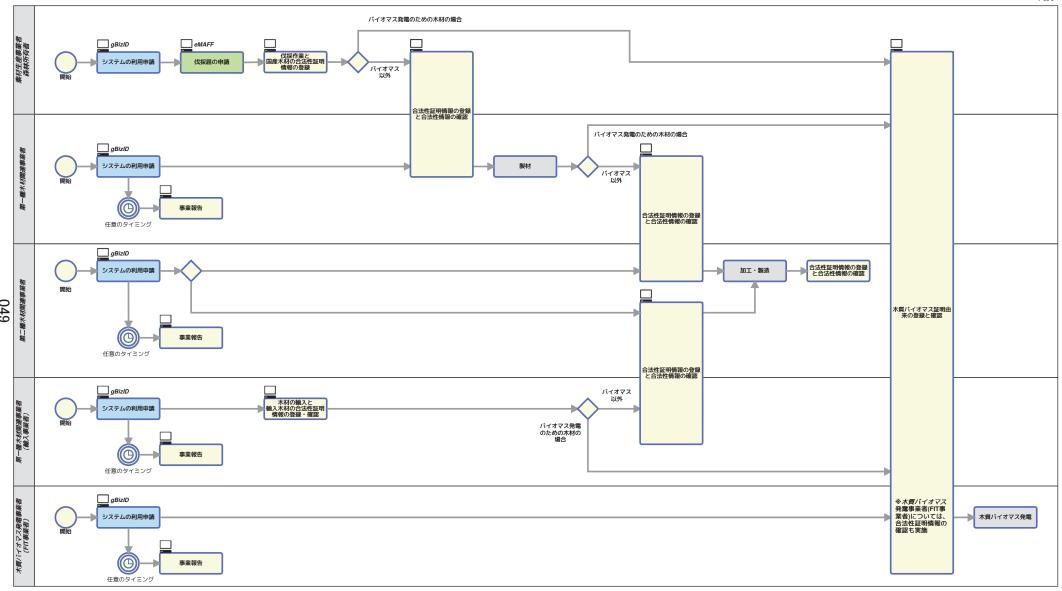
以下に挙げる機能は、合法性確認システムの利便性や利用価値を向上させ、事業者への導入を 促進させるものとして、検討しているものである。

これらの機能は、先の合法性確認システムの基本機能に付加されるものであり、実現の難易度 も高いものも含まれるので、システムの初期段階での実現は困難である可能性があるが、このよ うな機能も実現できるようシステムの拡張性を確保するべく設計・構築を行うこと。

表 13:将来的に実現を検討すべき機能

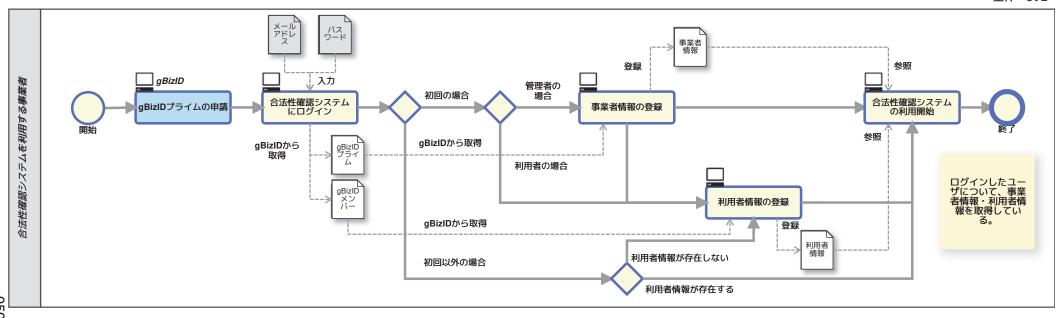
No.		機能名	説明
1	伐造地	也の GIS/マップ連携	伐造地と地図データを紐づけて管理する機能。
2	GHG 排出量の自動計算		栽培から発電まで、バイオマス発電燃料のライフサイクル
			GHG をトレースし、算定式に従って算出する機能。
3	GPS (による移動距離・ルー	GPS を搭載し、移動距離や、ルートを逸脱していないか確認
	トの追跡		できる機能。
4	トレー	-サビリティ実現のた	取引情報と材の流通実態を一致させる機能。
	めの機	幾能	
	I	トレーサビリティ情報	トレーサビリティ情報を QR コードにしたり、システムで地
	0	カ QR コード化・ビジ	図上に表示できる機能。
		ュアルマップ化	
	情	青報と材の流通実態の	実際の取引と書類上の情報の流れをすり合わせていく分析
	ì	適合分析機能	機能。

凡例 作業の開始 システムを利用しない (スコープ外) 作業 作業の終了 合法性確認システムを利用する作業 eMAFF 通知の受領まで待機後、作業を開始(再開) 共通申請サービス (eMAFF) を利用する作業 **]** gBizID 指定した時間まで待機後、作業を開始(再開) gBizIDを利用する作業 判断の分岐点、合流点 ▶ 作業の流れ ●・・・・・・ メッセージ(通知)の流れ 並列作業の分岐点、合流点 -----> データや成果物の関連(入出力) 成果物 (構造化が必要な情報) 成果物 (構造化が必要でない情報)



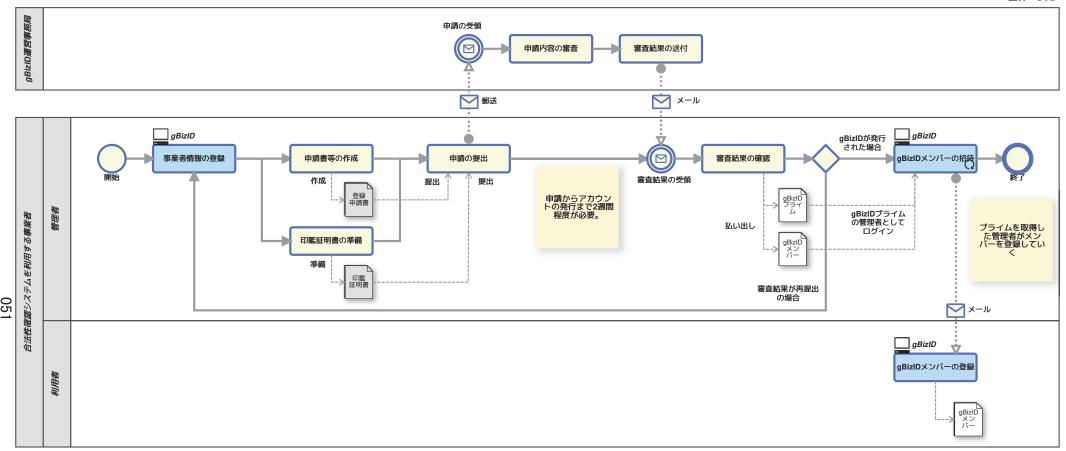
別紙1:業務フロー-01.合法性確認システムの利用申請

全体へ戻る



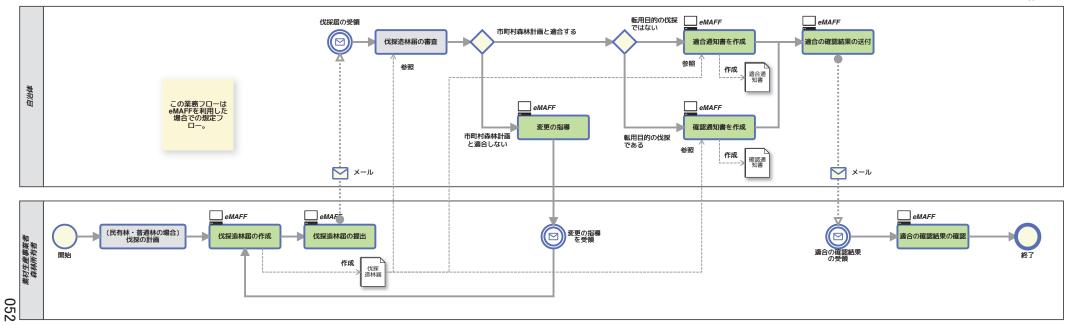
別紙 1:業務フロー - 02.gBizIDプライムの利用申請

全体へ戻る

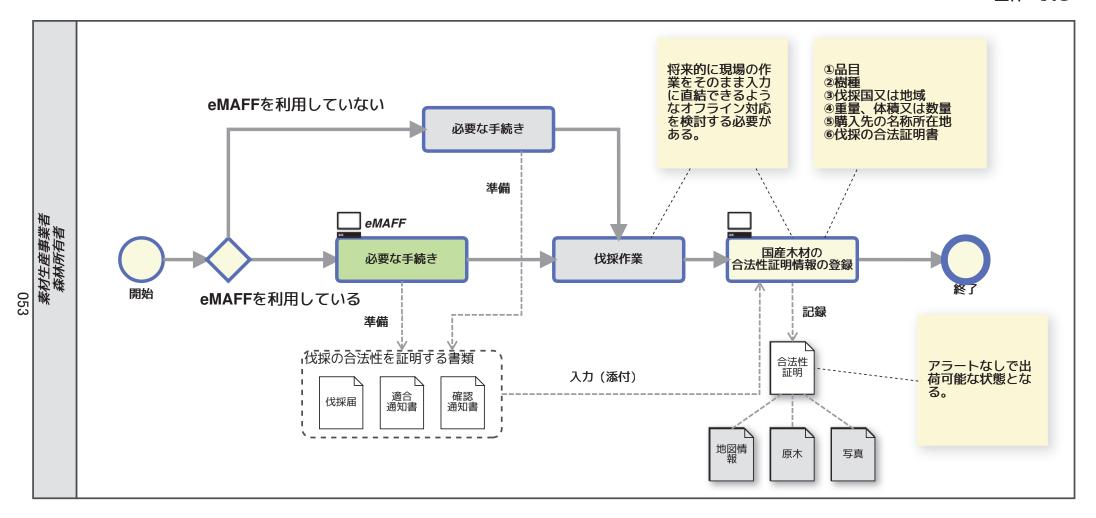


別紙1:業務フロー-03.伐採届の申請

全体へ戻る

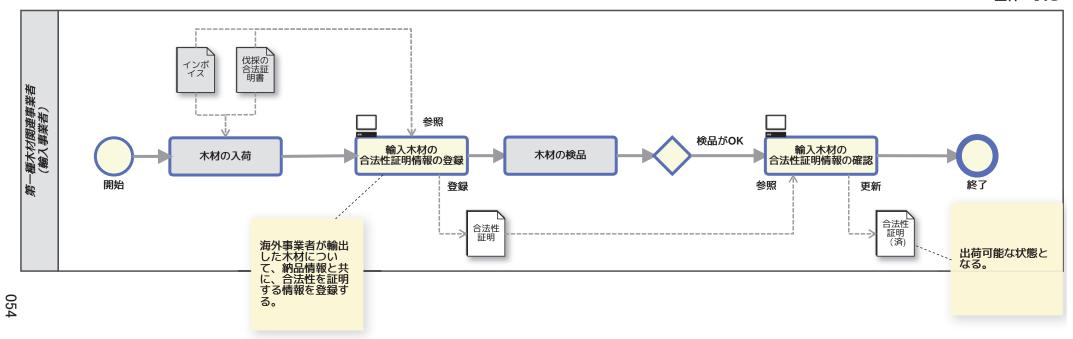


全体へ戻る

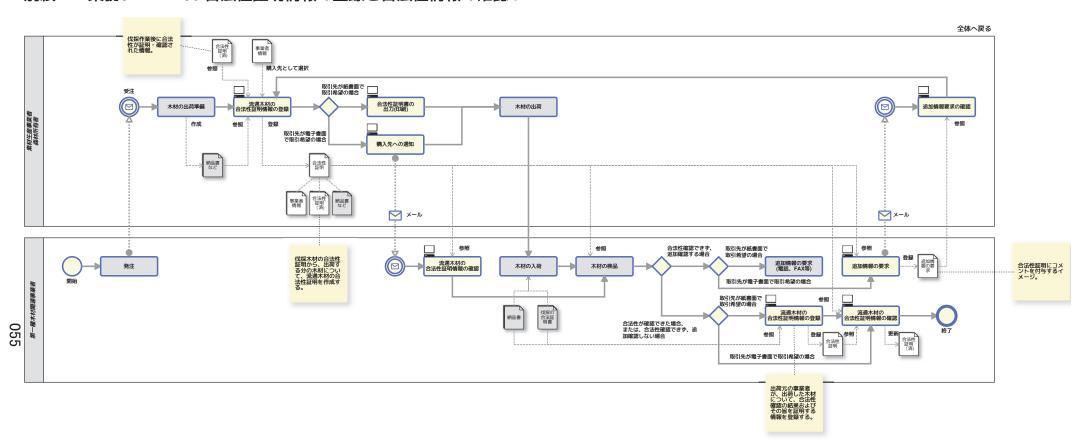


別紙1:業務フロー・05.木材の輸入と輸入木材の合法性証明情報の登録・確認

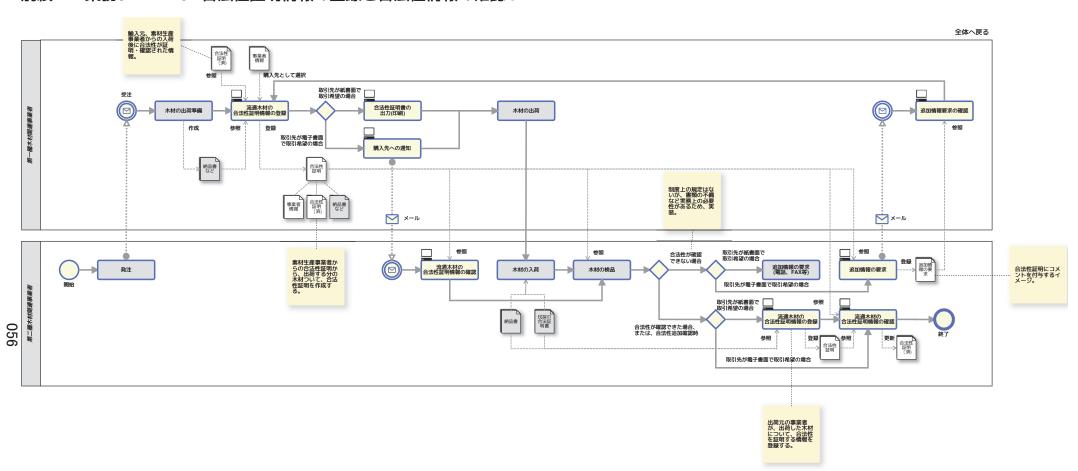
全体へ戻る



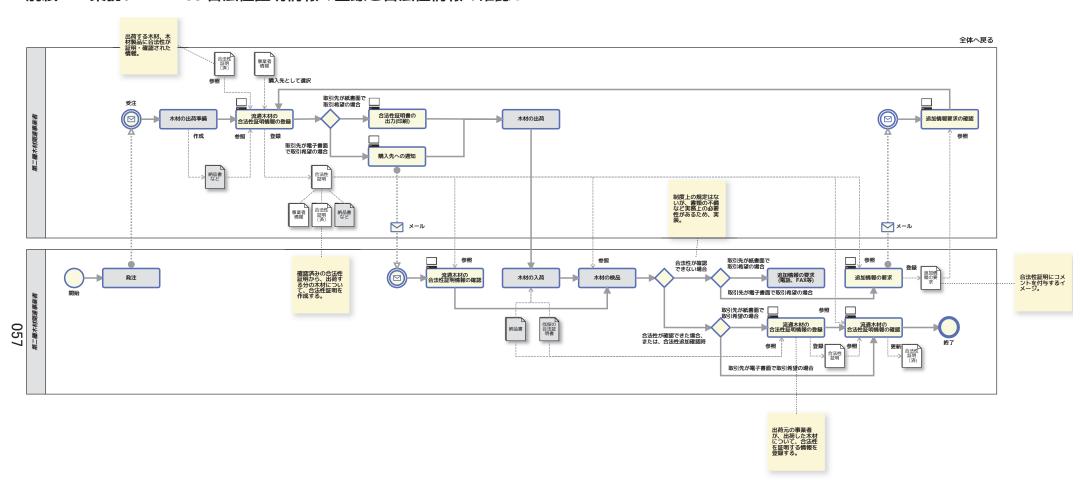
別紙1:業務フロー - 06.合法性証明情報の登録と合法性情報の確認①



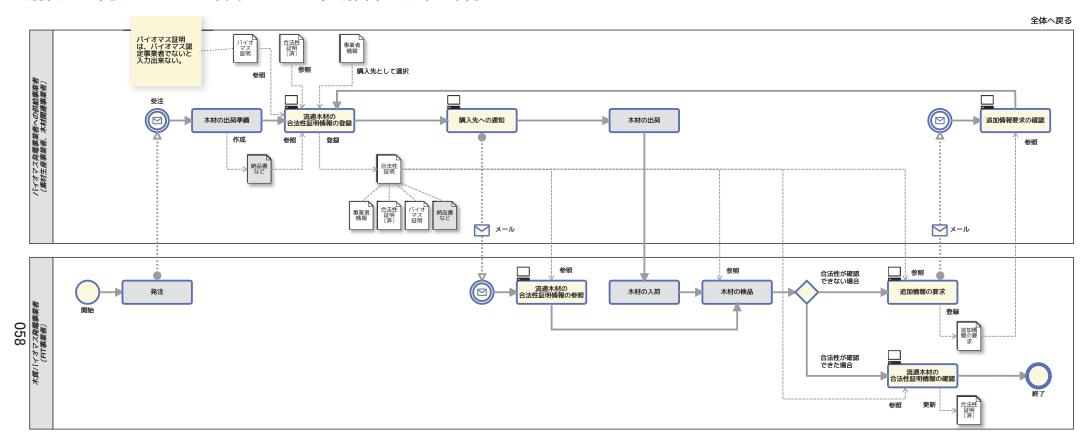
別紙1:業務フロー - 07.合法性証明情報の登録と合法性情報の確認②



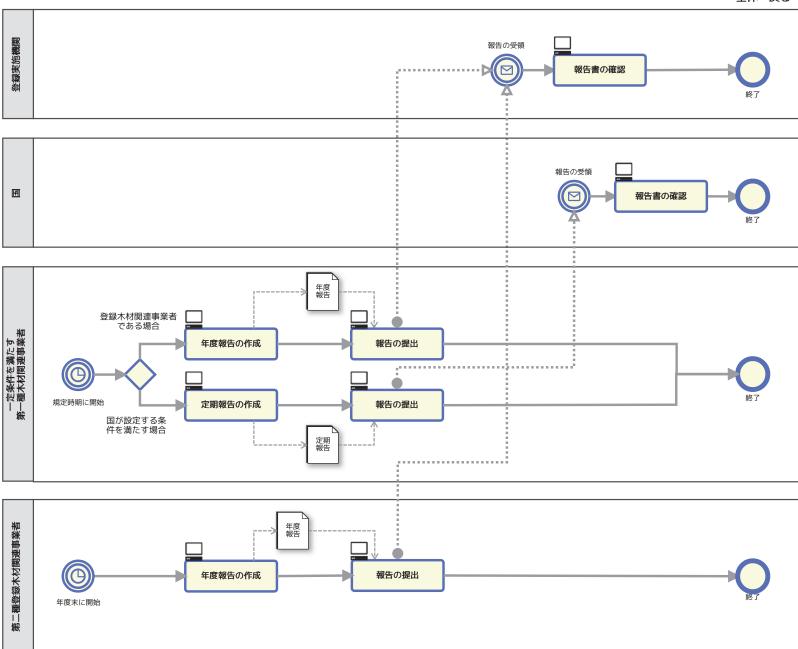
別紙1:業務フロー - 08.合法性証明情報の登録と合法性情報の確認③



別紙1:業務フロー・09.木質バイオマス証明由来の登録と確認



全体へ戻る



CO

(別添2) 02. 機能要件定義書

別紙1:API 一覧

別紙2:画面設計

別紙2-2:画面設計-画面一覧

別紙3:帳票設計

別紙3-2:帳票設計-帳票一覧

別紙4:概念モデル

別紙5:データ定義表

別紙6:CRUD図

流通木材の合法性確認システム

機能要件定義書 (案)

第1.0版

2023 年 3 月 17 日 農林水産省

改訂履歴

版数	発行日	改訂履歴
0.8 版	2023年2月28日	ドラフト版を作成。
0.9 版	2023年3月9日	レビュー結果の指摘を受け、全頁改訂。
0.9 版	2023年3月13日	1.4.合法性証明機能
		図 4:合法性証明機能 を刷新。
0.9 版	2023年3月13日	1.4.合法性証明機能
		(2)輸入木材の合法性証明
		(3)流通木材の合法性証明
		に合否判定情報を追加。
0.9 版	2023年3月14日	1.4.合法性証明機能
		(7) 合法性証明のアクセスコントロール
		のすべての図を修正。
1.0 版	2023年3月14日	版数を 1.0 版に変更。
1.0 版	2023年3月15日	全頁改訂。
		伐採された樹木(立木)を国産丸太に変更。
1.0 版	2023年3月15日	1.4.合法性証明機能
		図 4:合法性証明機能 を刷新。
1.0 版	2023年3月15日	1.4.合法性証明機能
		(7) 合法性証明のアクセスコントロール
		のすべての図を修正。
1.0 版	2023年3月15日	3.4.帳票出力要件
		書類偽造防止についての要件を追加。
1.0 版	2023年3月15日	1.4.合法性証明機能
		(7) 合法性証明の派生・集約について
		を追加。
1.0 版	2023年3月16日	1.4.合法性証明機能
		(7) 合法性証明の派生・集約・分割について
		に修正。
1.0 版	2023年3月17日	1.4.合法性証明機能
		(7) 合法性証明の派生・集約・分割について
		文章、図などを修正。

3	/	38

目次

1.	機制	能に関する事項	7
	1.1.	ログイン機能	8
	1.2.	アカウント管理機能	9
	(1)	事業者	10
	(2)	部署	10
	(3)	利用者	10
	(4)	利用者の種類	10
	(5)	アカウント情報の検索について	11
	1.3.	得意先管理機能	12
	1.4.	合法性証明機能	14
	(1)	国産木材の合法性証明	16
	(2)	輸入木材の合法性証明	17
	(3)	流通木材の合法性証明	18
	(4)	木材等情報	19
	(5)	操作履歴	23
	(6)	外部通知	23
	(7)	合法性証明の派生・集約・分割について	24
	(8)	合法性証明のアクセスコントロール	26
	1.5.	伐採届デジタル化(eMAFF 連携)	30
	1.6.	オープン API 連携	31
	1.7.	合法性確認についての統計情報	32
2.	画面	面に関する事項	34
	2.1.	画面一覧	34
	2.2.	画面遷移	34
	2.3.	画面出力イメージ	34
	2.4.	画面設計ポリシー	34
	(1)	レイアウトおよび遷移	34
	(2)	視認性の確保	34
	(3)	入力負荷軽減に資する仕組み	35
	(4)	操作性向上に資する仕組み	35
3.	帳票	『に関する事項	36
	3.1.	帳票一覧	36
	3.2.	帳票出力イメージ	36

	3.3.	帳票設計ポリシー	. 36
	(1)	帳票設計に係るルールの統一	. 36
	(2)	視認性の確保	36
	3.4.	帳票出力要件	. 36
4.	情報	。 ・データに関する事項	. 37
	4.1.	情報・データ一覧	. 37
	4.2.	データ定義表	. 37
	4.3.	情報・データ処理	. 37
5.	外剖	。 『インタフェースに関する事項	. 38

別紙一覧

別紙1:API一覧 別紙2:画面設計 別紙3:帳票設計 別紙4:概念モデル 別紙5:データ定義表

別紙 6:CRUD 図

1. 機能に関する事項

合法性確認システムは、木材等の合法性に係る情報を円滑に流通させ、そのデータの利活用促進を図ることを目的とし、各社システムや個別システム等とデータ連携する仕組み、標準的な入出力装置を提供する仕組み、データや利用者情報等を管理する仕組みを構築する。

本システムを構成する機能の概略に関しては、業務要件で記載の通りとなる。(業務要件定義書「7.情報システム化の範囲に関する事項」を参照。)

1.1. ログイン機能

本システムへのアカウント登録、及び、ログインに関しては、gBizID アカウントによるシングルサインオンを利用する。gBizID は法人・個人事業主向け共通認証システムで、gBizID の取得により、一つの ID・パスワードで各種の行政サービスにログインできるようになる。

「ユーザ」は、個人の所有する gBizID アカウントにログインした状態で、本システムに初回アクセス後、初回登録手続きを完了することで、本システムのユーザアカウントが発行され、それ以降は当該 gBizID アカウントにログインした状態で本システムにアクセスすることで、ログインが可能となるものとする。当該登録に係る詳細な業務フローについては、業務要件で記載の通りとなる。(業務要件定義書「別紙1:業務フロー」を参照。)

なお「ユーザ」については、本システムを利用する事業者に関して、管理者権限を持つ「事業 者毎の代表者」と、それ以外の「事業者内の一般利用者」の区別ができるように設計する。

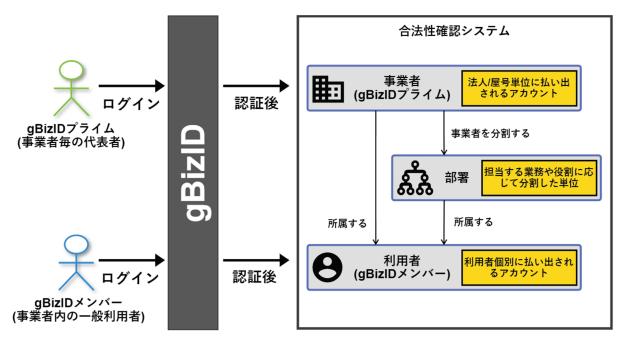


図 1:gBizID と合法性確認システムのアカウント

1.2. アカウント管理機能

本システムの利用にあたっては、事業者の登録(gBizID プライム)、及び事業者内の利用者(gBizID メンバー)と、事業者内に最低ひとつの部署の定義を必須とする。部署は、事業者の担当する業務や役割に応じて分割する単位・グループのことである。

本システムで業務を行う場合、部署は業務の遂行単位となり、利用者は事業者内の部署のいずれかに所属する必要がある。事業者間での合法性証明のやり取りも、部署間で行うものとする。 本システムにおける事業者・部署・利用者の関係についてのイメージを以下に記載する。

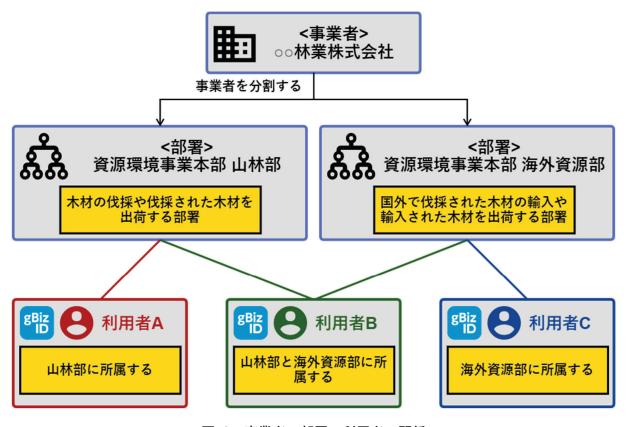


図 2:事業者・部署・利用者の関係

(1) 事業者

本システムでの事業者は、gBizID での gBizID プライムにあたる。gBizID プライムは、法人や個人事業主単位で払い出されるので、本システムでの事業者も法人・個人事業主単位となる。

事業者の登録は、事業者の代表者(gBizID プライムの所有者)の本システムへの初回登録手続き時に行われる。

本システムで管理する事業者の基本情報(法人名/屋号、事業者の所在地、事業者の代表者氏名、 事業者の代表者連絡先など)は、gBizIDプライムから取得できる事業者の基本情報のコピー・複 写であり、本システム側で追加や修正などの操作は行わない。

(2) 部署

部署は、事業者の担当する業務や役割に応じて分割する単位・グループのことである。本システムでの部署は、必ずしも現実の組織内における部署・部門を表現するものではない。なので、部署の階層化などは考慮しないものとする。

本システムで業務を行う場合、部署は業務の遂行単位となり、利用者は事業者内の部署のいずれかに所属する必要がある。事業者間での合法性証明のやり取りも、部署間で行うものとする。

(3) 利用者

本システムでの利用者は、gBizID での gBizID メンバーにあたる。gBizID メンバーは、各個人に払い出されるので、本システムでの利用者も個人単位(メールアドレス単位)となる。

本システムで管理する利用者の基本情報(氏名、連絡先情報など)は、gBizIDメンバーから取得できる利用者アカウント情報のコピー・複写であり、本システム側で追加や修正などの操作は行わない。ただし、利用者が所属する部署や本システムでの権限など、本システム側で独自に管理する情報については、本システムで管理する機能を有する。

(4) 利用者の種類

事業者内の利用者は、権限により以下のように分類する。

ア. 管理者

gBizID での gBizID プライム(管理者アカウント)にあたる。

事業者内の一般利用者を本システムに招待したり、先に説明した事業者内の部署を管理(追加・変更・削除)し、事業者内で管理する個別マスタの管理(追加・変更・削除)を行う。

イ. 一般利用者

上記、管理者以外の利用者を指す。gBizID での gBizID メンバーにあたる。

(5) アカウント情報の検索について

先に説明した事業者・部署・利用者から構成されるアカウント情報は、本システムを利用する 上で検索可能な情報となるが、情報の性質上、以下のように検索範囲に制限を設けること。

表 1:アカウント情報の検索について

アカウント情報	検索の範囲	
事業者	本システムを利用する事業者間で、事業者や部署は、以下の情報	
	を条件に検索できる。	
	● 法人番号/個人事業主番号	
	● 法人名/屋号	
部署	● 都道府県	
	● 市区町村や番地	
	● 代表者名/個人事業主名	
	● 事業者の種類(素材生産、第一種、第二種など)	
利用者	本システムに登録された利用者は、所属する事業者や部署の範囲	
	内では検索可能とするが、所属しない事業者や部署からの検索は	
	不可とする。	
	例えば、○○会社○○事業部に所属するユーザ A は、同じ部署に	
	所属するユーザ B からは検索できるが、違う事業者である××	
	会社××部に所属するユーザCからは検索できない。	

1.3. 得意先管理機能

本システムは、事業者間で流通する木材等の情報とその木材の合法性を証明する書類を共有することが根底の機能となるため、ある事業者が頻繁に取引する相手となる事業者を得意先として管理する機能を提供する。

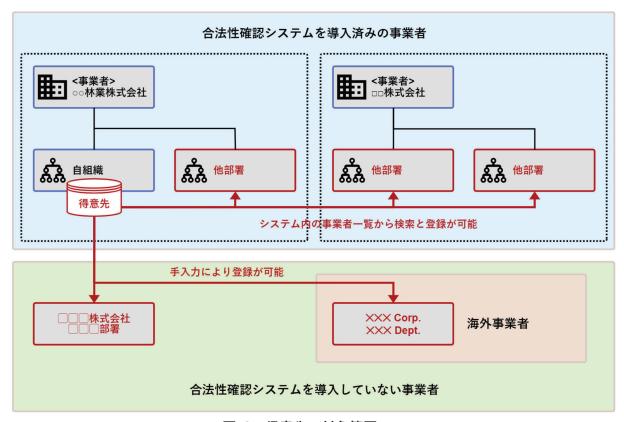


図 3:得意先の対象範囲

得意先の対象範囲に関しては、以下の通り。

ア. 合法性確認システムを導入済みの事業者

本システムを導入済みの事業者として、本システムの全事業者の中から、取引相手となる事業者を検索・選択し、得意先として管理する。

この事業者とは、本システムを介して、合法性証明や合法性を証明する書類などを共有する ことができる。

イ. 合法性確認システムを導入していない事業者

本システムを導入していない事業者に関しても、得意先として登録することができる。ただし、 この事業者とは、本システムを介して、合法性証明や合法性を証明する書類などを共有すること は出来ない。

合法性証明や合法性を証明する書類などを共有する場合は、各事業者で別途その手段を用意する必要がある。

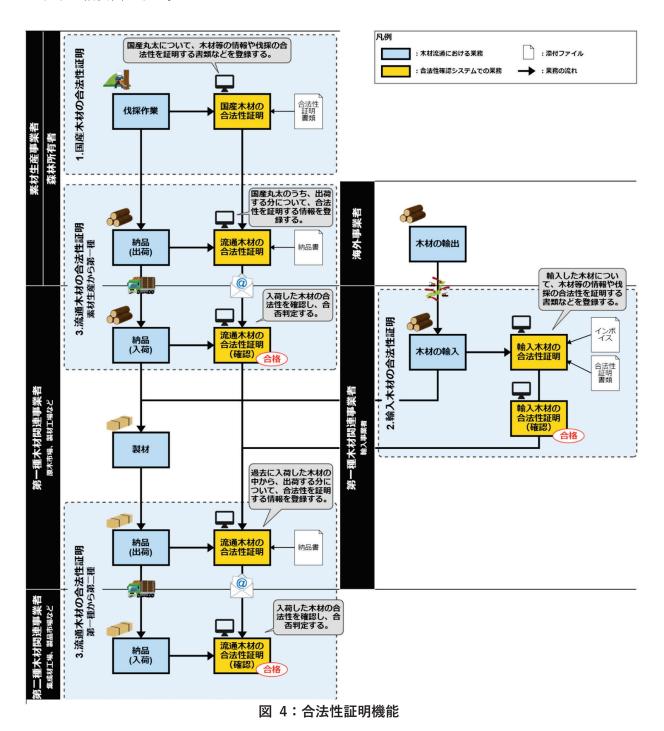
ウ. 海外事業者

本システムの利用には gBizID が必要となるため、木材を輸入する場合の輸入元事業者(輸出事業者)は本システムを利用できないが、合法性確認システムを導入済みの事業者が得意先として登録することができる。

1.4. 合法性証明機能

本システムでは、国産丸太や、輸入した国外の木材や物品、国内の事業者へ出荷する木材や物品について、木材等情報や木材の合法性を証明する書類を管理、事業者間で共有し、木材の合法性を確認する機能のことを合法性証明機能と呼ぶ。

以下に概要図を示す。



14 / 38

合法性証明は、機能を使用する場面により、以下のように分類する。

表 2:合法性証明の種類

No.	種類	使用する場面	説明
1	国産木材の合法性証明	丸太を出荷する前	素材生産事業者や森林所有者が、木材
			(第一種事業者による合法性確認が行
			われるまでの国産材)について、合法
			性を証明するための木材等情報や書類
			などを本システムに登録する。
			木材を他の事業者へ流通させる場合
			は、この情報を基に、3.流通木材の合法
			性証明を作成することができる。
2	輸入木材の合法性証明		輸入事業者が、木材(第一種事業者に
		輸入した木材や物品	よる合法性確認が行われるまでの輸入
		を出荷する前	材)や木材製品について、合法性を証
			明するための木材等情報や書類などを
			本システムに登録する。
			木材や木材製品を他の事業者へ流通さ
			せる場合は、この情報を基に、3.流通木
			材の合法性証明を作成することができ
			る。
3	流通木材の合法性証明	木材や物品を出荷・入	木材や物品を出荷する事業者が、出荷
		荷するとき	する木材や木材製品について、合法性
			を証明するための木材等情報や書類な
			どを本システムに登録、出荷元の事業
			者と出荷先の事業者で共有すること
			で、合法性の確認を行う。

(1) 国産木材の合法性証明

素材生産事業者や森林所有者が、国産丸太について、木材等情報や伐採の合法性を証明する書類など、国産木材の合法性証明として本システムに入力する。

表 3:国産木材の合法性証明における入力項目

No.	入力項目	概要		
1	森林の種別	「森林の種別」として、伐採する森林の種類(普通林、保安林		
		など) を選択する。伐採する森林の種類に関しては、業務要件		
		定義書「1.3 合法伐採木材等に関する情報提供 – (1) 国内で		
		伐採された木材について」を参照のこと。		
2	森林の所有者	「森林の所有者」となる事業者。		
		ユーザが所属する事業者・部署から選択するか、得意先とし		
		て管理を可能とする。(1.3. 得意先管理機能 を参照)		
3	造林を行う事業者	「造林を行う事業者」は、森林の所有者などが森林の立木を		
		伐採する場合に、その伐採後の造林作業 (苗木植付、等)を行		
		う事業者のこと。		
		ユーザが所属する事業者・部署から選択するか、得意先と		
		て管理を可能とする。(1.3. 得意先管理機能 を参照)		
4	合法性を証明する書類	国産丸太について、合法性を証明する書類を添付する。		
		● 1.で選択した森林の種別による必要な書類。		
		● 合法性を証明するために事業者が任意で用意する書類。		
5	バイオマス由来証明	バイオマス由来を証明する書類を添付する。		
6	木材等情報	国産丸太についての詳細を入力する。		
		この詳細項目は、木材等情報のカスタマイズにより、事業者		
		毎に変更できる。(4)木材等情報を参照。		

(2) 輸入木材の合法性証明

木材の輸入事業者が、輸入した木材や木材製品について、木材等情報(納品明細)や伐採の合 法性を証明する書類などを、輸入木材の合法性証明として本システムに入力する。

表 4:輸入木材の合法性証明における入力項目

No.	入力項目	概要		
1	輸入元の事業者	「輸入元の事業者」は、木材等を日本国内の事業者に譲り渡		
		す海外事業者(輸出事業者)のこと。		
		得意先として管理を可能とする。(1.3. 得意先管理機能 を参		
		照)		
2	出荷先の事業者	「出荷先の事業者」は、木材等を海外事業者から譲り受ける		
		日本国内の輸入事業者のこと。		
		当該事業者・部署が、流通させる木材についての合法性証明		
		の作成を担当するため、作成する利用者が所属する事業者・		
		部署からのみ選択できることとする。		
3	合法性を証明する書類	輸入した木材について、合法性を証明する書類を添付する。		
		● 国外で伐採された樹木(立木)について、原産国の法令に		
		適合して伐採された樹木(立木)であることを証明する		
		書類。		
		● 合法性を証明するための事業者が任意で用意する書類。		
4	バイオマス由来証明	バイオマス由来を証明する書類を添付する。		
5	木材等情報	輸入した木材や物品についての詳細を入力する。		
		この詳細項目は、木材等情報のカスタマイズにより、事業者		
		毎に変更できる。(4)木材等情報を参照。		
6	合否判定情報	輸入した木材について、合法性を証明する書類等を元に、合		
		法性が確認できた場合は合格、できなかった場合は不合格な		
		ど、合法性の確認状況について合否判定を記録する。		

(3) 流通木材の合法性証明

木材を国内に流通させる事業者が、出荷する木材、木材製品について、木材等情報(納品明細) や合法性を証明する書類などを、流通木材の合法性証明として本システムに入力する。

表 5:流通木材の合法性証明の入力項目

No.	入力項目	概要
1	出荷元の事業者	「出荷元の事業者」は、木材等を譲り渡す事業者のこと。
		当該事業者・部署が、流通させる木材についての合法性証明
		の作成を担当するため、作成する利用者が所属する事業者・
		部署からのみ選択できることとする。
2	出荷先の事業者	「出荷先の事業者」は、木材等を譲り受ける事業者のこと。
		得意先として管理を可能とする。(1.3. 得意先管理機能 を参
		照)
3	合法性を証明する書類	流通させる木材について、合法性を証明する書類を添付する。
		(利用者が第二種木材関連事業者で、かつ、出荷元の事業者
		が利用者でないケースなどで手持ちの証明書類を添付したい
		場合など)
		● 合法性を証明するための書類。
4	バイオマス由来証明	バイオマス由来を証明する書類を添付する。
5	木材等情報	流通させる木材についての詳細を入力する。
		この詳細項目は、木材等情報のカスタマイズにより、事業者
		毎に変更できる。(4)木材等情報を参照。
6	合否判定情報	流通させる木材について、合法性を証明する書類等を元に、
		合法性が確認できた場合は合格、できなかった場合は不合格
		など、合法性の確認状況について合否判定を記録する。

(4) 木材等情報

合法性証明機能では、合法性を証明する木材毎の明細を木材等情報と呼ぶ。木材等情報は、本システムで基本となる項目(木材等情報の基本項目)と、事業者毎に任意の入力項目を追加するカスタマイズ項目(木材等情報のカスタマイズ項目)から構成される。

ア. 木材等情報の基本項目

木材等情報の基本項目は、先に説明した木材の流通における各場面(伐採後、輸入後、流通時)において、必要となる項目の入力を促すように機能を設計する。

木材等情報の基本項目は、以下の通り。

①. 商品の種類が木材の場合

取り扱う商品の種類が木材の場合、木材等情報の基本項目には、各入力のタイミングにより、以下のようになる。

表 6:合法性証明の入力項目

項目名	入力のタイミング		
	国産木材の合法性証明	輸入木材の合法性証明	流通木材の合法性証明
	素材から第一種	輸入から第一種	第一種以降
木材の種類	木材の種類を以下から選択	: ?する。	木材の種類を以下から選
	a.丸太		択する。
	b.ひき板、角材		a.丸太
	c.単板、突き板		b.ひき板、角材
	d.合板、単板積層材		c.単板、突き板
	e.集成材		d.合板、単板積層材
	f.チップ及び小片		e.集成材
	g.木質ペレット		f.チップ及び小片
			g.木質ペレット
			x.構造材
			y.羽柄材
			z.構造用合板
伐採地			
国	日本固定	原産地となる国	※入力は任意
州	入力不可	原産地となる州	
都道府県	伐採地となった都道府県	入力不可	
市町村	伐採地となった市町村	入力不可	

項目名	入力のタイミング			
	国産木材の合法性証明	輸入木材の合法性証明	流通木材の合法性証明	
	素材から第一種	輸入から第一種	第一種以降	
番地	伐採地の番地	入力不可		
樹種	流通する木材の樹種を入力	する。		
	※ウ.個別マスタ管理を参照	冠。		
取扱量				
数量	流通する木材の数量(単位	[とセット)を入力する。		
単位	以下から選択する。			
	1.m³			
	2.m²			
	3.t			
	4.BDT			
	5.ADT			
	6.個・枚			
木質バイオマス由来の種別	木材の種類が、a.丸太、f.チ	チップ及び小片、g.木質ペレ	ットの場合、以下から選択	
	可能。			
	1.一般木質			
	2.間伐材等			
	3.建設資材廃棄物			
	4.一般廃棄物・その他			
添付ファイル	木材の合法性を証明する書	類など。		

②. 商品の種類が物品の場合

取り扱う商品の種類が家具、紙等の物品(施行規則第2条関係)の場合、木材等情報の基本項目には、各入力のタイミングにより、以下のようになる。

表 7: 合法性証明の入力項目

77	夜 1・日本日間の八刀須日			
項目名		入力のタイミング		
		国産木材の合法性証明	輸入木材の合法性証明	流通木材の合法性証明
		素材から第一種	輸入から第一種	第一種以降
涿	2具、紙等の物品の種類	森林所有者、素材生産事	海外事業者から輸入され	第一種から出荷する商品
		業者から出荷する商品の	た商品の情報。	の情報。
		情報。 ※ウ.個別マスタ	※ウ.個別マスタ管理を	※ウ.個別マスタ管理を
		管理を参照。	参照。	参照。
付	採地			
	国	日本固定	原産地となる国	※入力は任意
	州	入力不可	原産地となる州	
	都道府県	伐採地となった都道府県	入力不可	
	市町村	伐採地となった市町村	入力不可	
	番地	伐採地の番地	入力不可	
桔		流通する木材の樹種を入力する。		
		※ウ.個別マスタ管理を参照	Z.,	
取	水扱量			
	数量	流通する木材の数量(単位	エとセット)を入力する。	
	単位	以下から選択する。		
		1.m³		
		2.m²		
		3.t		
		4.BDT		
		5.ADT		
		6.個・枚		
木	質バイオマス由来の種別	木材の種類が、a.丸太、f.チップ及び小片、g.木質ペレットの場合、以下から選択		
		可能。		
		1.一般木質		
		2.間伐材等		
		3.建設資材廃棄物		
		4.一般廃棄物・その他		
		l .		

項目名 入力のタイミング				
		国産木材の合法性証明	輸入木材の合法性証明	流通木材の合法性証明
		素材から第一種	輸入から第一種	第一種以降
	添付ファイル	木材の合法性を証明する書類など。		

イ. 木材等情報のカスタマイズ項目

木材等情報の基本項目に追加する形で、事業者で必要な任意の項目を木材等情報に追加できること。通常の取引において納品書等に掲載される情報を想定。

例)

- サイズ (長さ、厚み、幅など)
- 入り数
- BL数
- 等級
- 価格

ウ. 個別マスタ管理

木材等情報の基本項目のうち、以下の項目については、各事業者で基本データが異なることが想定されるので、事業者個別でのマスタデータを管理する機能を提供する。

- 樹種 ※針葉樹、広葉樹を区別できるような属性を含めて管理する。
- 家具、紙等の物品の種類

(5) 操作履歴

合法性証明は、各利用者が行った更新操作(作成、修正、削除など)を記録する。また、更新が 発生するタイミング毎に、更新を行う利用者が更新履歴の補足として任意のコメントを入力でき る。

(6) 外部通知

合法性証明の更新操作は、その合法性証明が更新されたことが関連する事業者に通知する機能 を用意する。通知の方法は、通知を受ける側の利用者が選択できるようにする。

表 8:通知方法について

No.	入力項目	概要	
1	メール	合法性証明が更新された旨のメールを利用者のメールアドレ	
		スに通知する。	
		メールには、更新のあった合法性証明の URL 等を記載し、メ	
		ールから更新のあった合法性証明が追跡できること。	
2	Webhook	本システムと個社システムとの連携を行う事業者向けの通知	
		方法。	
		本システムに連携する URL を登録することで、その URL に	
		更新のあった合法性証明を連携(POST)する。	

(7) 合法性証明の派生・集約・分割について

合法性証明は、1つの合法性証明から複数の合法性証明を派生、または、複数の合法性証明を 1つの合法性証明へ集約することが可能とする。

以下に概要図を示す。

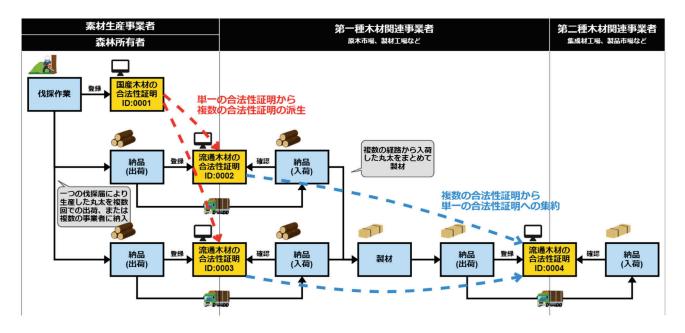


図 5-1:合法性証明の派生と集約

ア. 合法性証明の派生

例えば、一つの伐採届により生産した丸太を複数の事業者に納入した場合、1つの国産木材の合法性証明から複数の流通木材の合法性証明を作成することができる。

同一の国産木材の合法性証明から複数の流通木材の合法性証明を作成することで、書類入力の手間が省力化される。また、証明書等の画像データを毎回登録する場合に比べ、保存領域も節約が可能となる。

川中にあっても、納入した製品を異なる販売先に振り分けるため、合法性証明の派生機能が必要となる。

イ. 合法性証明の集約

例えば、集成材、合板、紙など、複数の経路から入荷した材料をまとめて製品を製造した場合など、複数の合法性証明のままの管理は手間が増すため、合法性証明の集約機能が必要となる。

ウ. 合法性証明の分割

例えば、複数の伐採地から生産された丸太等をまとめて1つの取引として納品した場合に、 出荷元は全ての丸太について合法性を証明したとしても、出荷先がそれぞれの丸太について 合法性を確認した結果、一部の丸太の合法性について不合格と判定することがある。

このようなケースに対応するため、合法性証明を受け取る側の事業者(つまり、出荷先の事業者)では、受け取った合法性証明を複数に分割し、分割した合法性証明に対しての合否判定や、この合法性証明を後続の納品作業での合法性の証明に使用することを可能とする。以下に概要図を示す。

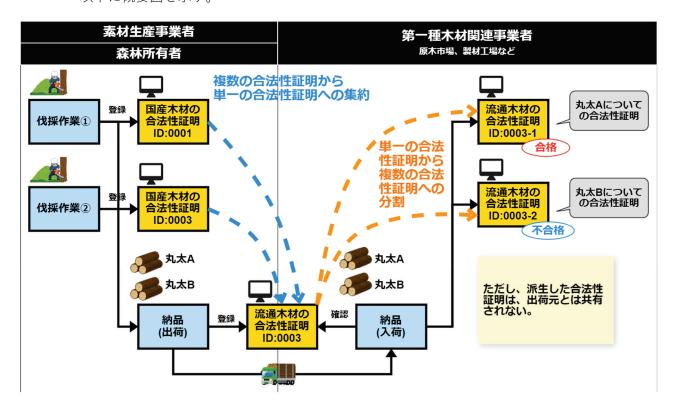


図 6-2: 合法性証明の分割

(8) 合法性証明のアクセスコントロール

事業者間で共有される流通木材の合法性証明は、基になった合法性証明(国産木材、輸入木材、 流通木材)を参照でき、事業者での合法性の確認や合否判定に役立てることとする。

ア. アクセスコントロールについての要件

①. アクセスコントロールの範囲

合法性証明の共有は、以下のような情報の単位(合法性証明内のオブジェクトレベル)での共有を可能とすること。

アクセスコントロールを使用した合法性証明の共有についての例は、次ページに詳細を説明する。

例) 国産木材の合法性証明

森林の種別許可森林の所有者不許可造林を行う事業者不許可合法性を証明する書類許可バイオマス証明許可木材等情報不許可

許可した項目(オブジェクト)は、他の事業者からも 共有できる。

②. アクセスコントロールの方法

事業者間で、合法性証明を共有する場合は、以下のいずれかの事業者間での合意を得るプロセスを通して、共有すること。

A) デフォルト設定でのアクセスコントロール

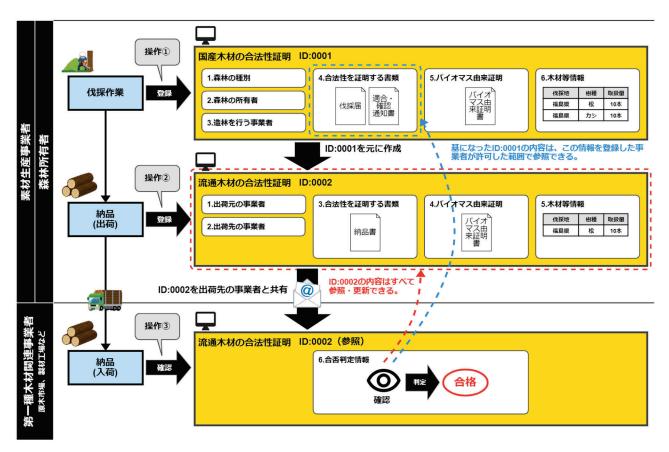
予め、アクセスコントロールのルールを設定することで、その事業者が登録し、共有 する合法性証明は、そのルールに従い、他の事業者と合法性証明の内容が共有される。

B) 情報の公開依頼

合法性証明を受け取った側(共有される側)の事業者からの依頼があり、その依頼に 応答する形で、他の事業者と合法性証明の内容が共有される。

イ. アクセスコントロールの例

①. 国産木材の合法性証明から流通木材の合法性証明(素材生産から第一種) 国産木材の合法性証明を基に、流通木材の合法性証明を作成した場合でのアクセスコントロールの例を以下の図に示す。

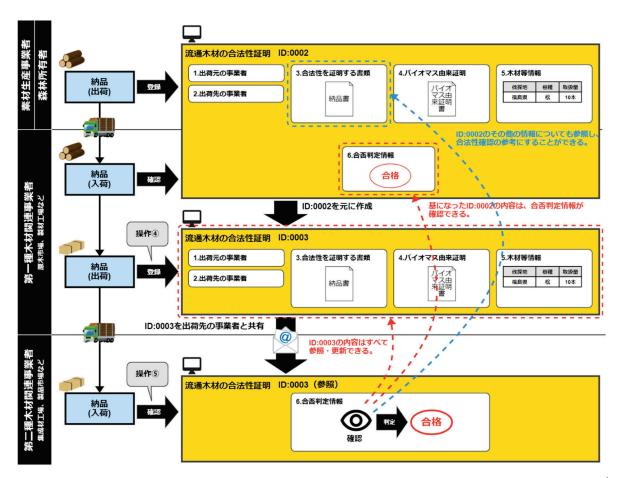


操作No.	説明
操作①	国産丸太について、国産木材の合法性証明(ID:0001)を当該システムに登録する。
	この時点では、国産木材の合法性証明は、他の事業者とは共有されない。
操作②	国産木材の合法性証明を基に、出荷する分について、流通木材の合法性証明(ID:0002)を当該
	システムに登録する。
	この流通木材の合法性証明(ID:0002)は、出荷先の事業者と共有される。
	この際に、基となった国産木材の合法性証明 (ID:0001) について、ア.アクセスコントロールの
	要件に従い、出荷先の事業者に公開する範囲を決定する。
操作③	出荷先の事業者側で、流通木材の合法性証明(ID:0002)を参照し、ID:0002 の合法性確認(合
	否判定)を実施・記録する。アクセスコントロールによっては、ID:0001 のその他の情報につい
	ても参照し、合法性確認の参考にすることができる。

図 7-1:国産木材の合法性証明から流通木材の合法性証明の例

②. 流通木材の合法性証明から流通木材の合法性証明(第一種から第二種)

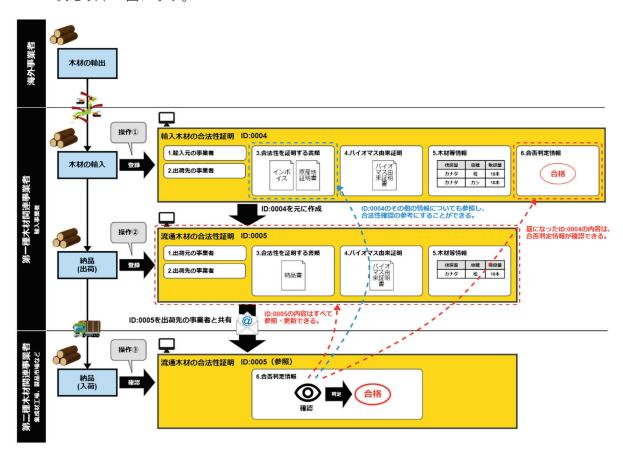
(①の続きで)流通木材の合法性証明を基に、さらに次の流通木材の合法性証明を作成した場合でのアクセスコントロールの例を以下の図に示す。



操作No.	説明
操作④	出荷する分について、流通木材の合法性証明 (ID:0002) を基に、さらに流通木材の合法性証明
	(ID:0003) を当該システムに登録する。「3.合法性を証明する書類」等の情報は ID:0002 か
	ら引用するのではなく、新たに入力、作成する。
	この際に、基となった国産木材の合法性証明 (ID:0003) について、ア.アクセスコントロールの
	要件に従い、出荷先の事業者に公開する範囲を決定する。この流通木材の合法性証明(ID:0003)
	は、出荷先の事業者と共有される。
操作⑤	出荷先の事業者側で、流通木材の合法性証明(ID:0003)を参照し、合法性確認(合否判定)を
	実施・記録する。この際に、ID:0003 の基になった流通木材の合法性証明(ID:0002)について、
	合否判定情報を参照することができる。
	アクセスコントロールによっては、ID:0002 のその他の情報についても参照し、合法性確認の
	参考にすることができる。

図 6-2:流通木材の合法性証明から流通木材の合法性証明の例

③. 輸入木材の合法性証明から流通木材の合法性証明(輸入から第二種) 輸入木材の合法性証明を基に、流通木材の合法性証明を作成した場合でのアクセスコントロールの例を以下の図に示す。



操作No.	説明
操作①	輸入した木材について、輸入木材の合法性証明(ID:0004)を当該システムに登録する。
	この時点では、国産木材の合法性証明は、他の事業者とは共有されない。
	輸入木材については、この時点で合法性確認(合否判定)を実施・記録する。
操作②	輸入木材の合法性証明 (ID:0004) を基に、出荷する分について、流通木材の合法性証明 (ID:000
	5)を当該システムに登録する。
	この流通木材の合法性証明(ID:0005)は、出荷先の事業者と共有される。
	この際に、基となった輸入木材の合法性証明 (ID:0004) について、ア.アクセスコントロールの
	要件に従い、出荷先の事業者に公開する範囲を決定する。
操作③	出荷先の事業者側で、輸入木材の合法性証明(ID:0004)及び流通木材の合法性証明(ID:0005)
	を参照し、合法性確認(合否判定)を実施・記録する。
	アクセスコントロールによっては、ID:0004 のその他の情報についても参照し、合法性確認の
	参考にすることができる。

図 6-3:輸入木材の合法性証明から流通木材の合法性証明の例

1.5. 伐採届デジタル化(eMAFF 連携)

eMAFF は、農林水産省が申請者の利便性向上を目指し、当省の所管する法令に基づく申請や補助金・交付金の申請をオンラインで行うことができる電子申請システムである。当該システムとの連携については、eMAFF が提供する API を利用して、伐採に係る手続き・申請結果などの情報を連携する。

1.6. オープン API 連携

利用者の個社システム及び、個別システムと情報を連携するための API を構築する。本システムで構築する API の基本的な仕様を以下に示す。

表 9:API の基本的な仕様

No	項目名	機能概要	
1	取得可能な情報の内容	「別紙1:API 一覧」を参照すること。	
2	提供方式	REST を採用すること。	
3	エンドポイント	API 仕様等を掲載した、本システムの専用公式ポータルサイ	
		トを公開すること。	
4	OAS 定義ファイルの公	API 開発におけるオープン規格である、OAS(OpenAPI	
	開場所	Specification)に準拠すること。URL は設計・開発フェーズ	
		以降に調整・協議すること。	
5	リクエストフォーマッ HTTPメソッドとして、GET (取得)/POST (新規作成)/F		
	卜形式	(登録・更新)/DELETE(削除)/PATCH(部分更新)を用い	
		ること。なお、それぞれのリクエストに伴い、原則として送信	
		者に指定された対象ユーザへの通知が行われることとする。	
		また、HTTP メソッドタイプが GET で URL が API 名までの	
		場合、クエリーパラメータにオプションを指定して、取得する	
		データを絞り込むことができること。	
6	レスポンスフォーマッ	JSON を採用すること。	
	ト形式		
7	SSL サポート	企業の取引情報等を扱う手続系 API のため、SSL サポート対	
	(通信の暗号化)	応を採用すること。	
8	利用申請	本システムの利用希望者からの利用申請に基づいて、運営主	
		体による承認、利用者登録を可能とすること。詳細は設計・開	
		発フェーズ以降にて調整・協議し、発注者の決定に従うこと。	
9	利用制限	サーバ負荷管理の観点から、本 API の利用に関する制限を設	
		けること。詳細は設計・開発フェーズ以降にて調整・協議し、	
		発注者の決定に従うこと。	
10	開発者専用サイト	本 API に関わる開発者専用サイトを公開すること。	
11	利用規約	データ再利用等の観点も考慮し、適切な利用規約を設定する	
		こと。	

1.7. 合法性確認についての統計情報

ログイン中のユーザが、任意の期間内で自身の所属する事業者(部署)毎の合法性証明や納品情報に含まれる木材等情報を自動集計した統計情報を参照できる機能を構築する。なお、事業者毎の代表者に関しては、当該統計情報から国と登録実施機関に定期的に提出するクリーンウッド法上の事業報告(年度報告、定期報告)を PDF 出力できることとする。

また、システム運用担当者と監督府省庁担当職員に関しては、本システム内で取り扱った全事 業者分の情報を自動集計した統計情報を参照できることとする。

表 10:統計情報の仕様

統計情報の種類	統計情報の種類集計方法					
様式1 第一種木材関連事業	第一種木材関連事業にあたる事業者・部署が登					
① 木材	録、流通させた木材についての合法性証明につい					
	て、木材等情報を集計する。					
	● 伐採国					
	 ● 樹種					
	 ● 木材の種類					
	● 取扱量					
様式 2 第一種木材関連事業	第一種木材関連事業にあたる事業者・部署が登					
① 家具、紙等の物品(施行規則第2条関	録、流通させた物品についての合法性証明につい					
係)	て、木材等情報を集計する。					
	● 伐採国					
	● 樹種					
	● 家具、紙等の物品の種類					
	● 取扱量					
様式3 第二種木材関連事業	第二種木材関連事業にあたる事業者・部署が、木					
① 木材等の製造、加工、輸出又は販売をす	材等の製造、加工、輸出又は販売をする事業にお					
る事業	いて、入荷した木材についての合法性証明につい					
a. 木材	て、木材等情報を集計する。					
	● 木材の種類					
	● 取扱量					
様式3 第二種木材関連事業	第二種木材関連事業にあたる事業者・部署が、木					
① 木材等の製造、加工、輸出又は販売をす	材等の製造、加工、輸出又は販売をする事業にお					
る事業	いて、入荷した物品についての合法性証明につい					
b. 家具、紙等の物品	て、木材等情報を集計する。					
	● 家具、紙等の物品の種類					

統計情報の種類	集計方法	
	● 取扱量	
様式4 第二種木材関連事業	第二種木材関連事業にあたる事業者・部署が、木	
② 木材を利用した建築、建設を行う事業	材を利用した建築、建設を行う事業において、入	
a. 木材	荷した木材についての合法性証明について、木材	
	等情報を集計する。	
	● 木材の種類	
	● 取扱量	
様式4 第二種木材関連事業	第二種木材関連事業にあたる事業者・部署が、木	
② 木材を利用した建築、建設を行う事業	材を利用した建築、建設を行う事業において、入	
b. 家具、紙等の物品	荷した物品についての合法性証明について、木材	
	等情報を集計する。	
	● 家具、紙等の物品の種類	
	● 取扱量	
様式 5 第二種木材関連事業	木質バイオマス発電事業を行う事業者・部署が、	
③ 木質バイオマスを利用した発電事業	入荷した木材(木質ペレット、チップ及び小片)	
	についての合法性証明について、木材等情報を集	
	計する。	
	● 木材の種類	
	▶ 木質ペレット	
	▶ チップ及び小片	
	● 取扱量	

2. 画面に関する事項

2.1. 画面一覧

本システムとして構築する画面の一覧に関して、「別紙2:画面設計」に記載する。

2.2. 画面遷移

本システムとして構築する画面の遷移イメージに関して、「別紙2:画面設計」に記載する。

2.3. 画面出力イメージ

本システムとして構築する画面のレイアウトに関して、一部画面の表示イメージを「別紙 2: 画面設計」に記載する。

2.4. 画面設計ポリシー

(1) レイアウトおよび遷移

- 業務として、体系化したメニュー表示を行うこと。
- 利用者権限によって、メニュー表示の内容を切り替え可能とすること。
- 画面名称および画面に表示する項目等をシステム内で統一すること。
- エラーおよび障害等に係る警告のメッセージは、利用者に誤解のないようシステム全体 で統一し、エラーおよび警告の内容と解決方法がわかるよう配慮すること。
- 必須項目と任意項目についてラベル等で区別すること。
- 画面レイアウト、遷移、構成等はユーザーエクスペリエンス (UX) に配慮したものとすること。

(2) 視認性の確保

- 表示する情報は簡潔にし、アクセシビリティに配慮し分かりやすくすること。
- 視線移動に配慮したレイアウトを考慮すること。
- デスクトップ PC、携帯性に優れた端末(スマートフォン等)で閲覧・登録できること とし、ユーザーインターフェース(UI)は画面サイズに応じて表示されるようにするこ と。
- 特に事務所内以外の現場で作業を行う利用者等が安心して利用かつ使いやすい構成を 実現すべく、GUIの設定には十分に配慮すること。

(3) 入力負荷軽減に資する仕組み

- 入力欄に適切な値を初期表示させる、部分検索を行える等、利用者の入力負荷を軽減するための仕組みを実現すること。
- 日付(年月日)項目についてカレンダー入力補助機能を実装すること。ただし、日付の 直接入力についても対応可能とすること。
- 入力項目においてコードによる入力を求める場合には、当該コードを検索するボタン等 を画面上に配置し、当該コードの一覧を参照することを可能とすること。また、容易に 画面上に転記する手段を設けること。
- 業務運用上、複数画面にまたがる情報を処理する画面は、遷移元と遷移先の画面間で情報の引継ぎを可能とする等、情報を参照しやすい配慮がされていること。
- 入力項目が多いデータについては、ファイル取り込み等の一括登録の仕組みも実現する こと。

(4) 操作性向上に資する仕組み

- アイコン等を適切に使用することで、初心者でも扱い易い簡易な操作となるように工夫 すること。
- 処理の重要度に応じ、適宜メッセージを表示しながら画面遷移するよう配慮すること。 データ削除等に係る操作については、必ず確認画面を表示する等、誤操作のないよう考 慮すること。
- 業務運用上、繰り返し行われる画面処理は、1回の処理完了後もメニュー画面まで戻らずに継続できる等、実運用で不必要な画面遷移を行わないこと。

3. 帳票に関する事項

3.1. 帳票一覧

本システムにおいて入出力される帳票の一覧に関して、「別紙3:帳票設計」に記載する。

3.2. 帳票出力イメージ

本システムにおいて入出力される帳票のレイアウトに関して、一部帳票の表示イメージを「別紙3:帳票設計」に記載する。

3.3. 帳票設計ポリシー

(1) 帳票設計に係るルールの統一

- 余白の幅の設定およびフォント等、帳票のレイアウトに係る基本的な設定をシステム内 で統一すること。
- 印字項目について誤解が生じないように、項目名称等をシステム内で統一すること。

(2) 視認性の確保

- 読みやすいフォントを採用すること。
- 数値出力時の表現は桁区切りを行うこと。また、同一の情報に対する桁数は帳票間で統 一すること。

3.4. 帳票出力要件

- 帳票は A4 判汎用紙を基本とすること。
- A4 判汎用紙の帳票については、プレ印刷は行わず、オーバーレイにより様式を印刷する 方式を基本とすること。
- 汎用的なレーザープリンタで出力できるように考慮すること。
- 書類偽造防止等の観点から、各帳票の出力は、その事業者(利用者)が発行者となり、 登録した情報についてのみ出力できることとする。

4. 情報・データに関する事項

4.1. 情報・データ一覧

本システムが対象とする情報・データに関して、システムの概念モデル図を「別紙4:概念モデル」に記載する。

4.2. データ定義表

本システムが対象とする情報・データに関して、データ毎の定義を「別紙5:データ定義表」に記載する。

4.3. 情報・データ処理

本システムが対象とする情報・データに関して、システムの CRUD 図を「別紙 6: CRUD 図」に記載する。

5. 外部インタフェースに関する事項

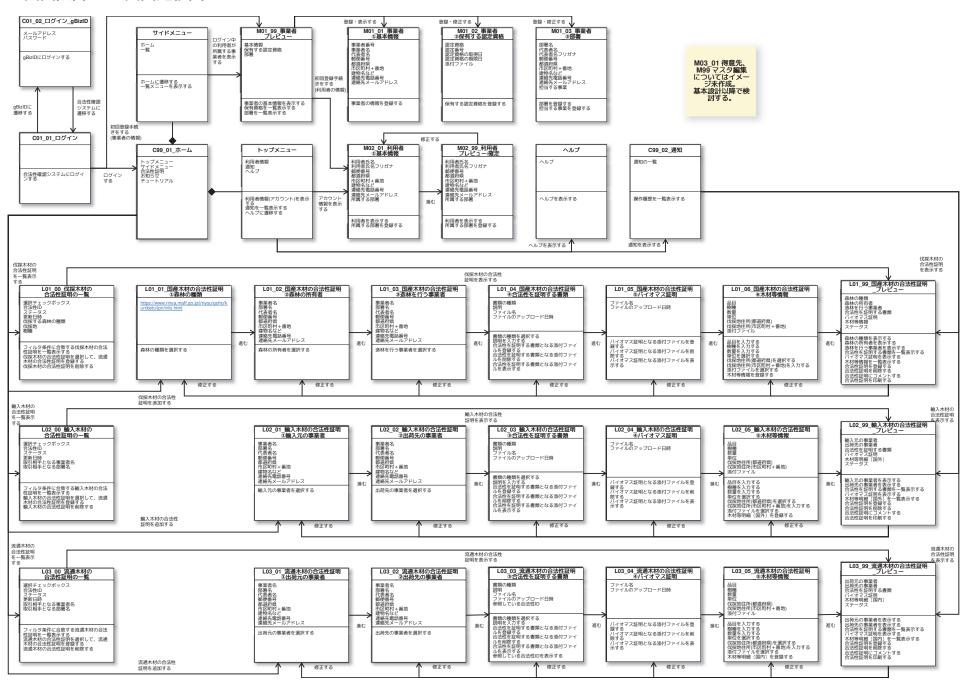
本システムでは、木材等の合法性確認手続きに係るシームレスな業務遂行を実現するために、 農林水産省共通申請サービス(eMAFF)やその他システムとの間で、各システムが備える入出力 IF(API)を利用して情報連携を行う。

機能の詳細については「1.5. 伐採届デジタル化(eMAFF 連携)」、「1.6. オープン API 連携」に記載の通りとなる。

別紙1:API一覧

API名	API-ID	概要	HTTPメソッド
	A001	事業者を取得する。	GET
市業之	A002	事業者を作成する。	POST
事業者	A003	事業者を更新する。	POST
	A004	事業者の保有する認定資格を更新する。	PATCH
	A005	部署を取得する。	GET
÷7 m	A006	部署を作成する。	POST
部署	A007	部署を更新する。	POST
	A008	部署の担当する事業を更新する。	PATCH
	A009	利用者を取得する。	GET
利用者	A010	利用者を作成する。	POST
	A011	利用者を更新する。	POST
	A012	(利用者の)所属する部署を取得する。	GET
所属する部署	A013	(利用者の)所属する部署を追加する。	POST
	A014	(利用者の)所属する部署を削除する。	DELETE
	A015	国産木材の合法性証明を取得する。	GET
	A016	国産木材の合法性証明を作成する。	POST
	A017	伐採する森林の種類を更新する。	PATCH
国産木材の合法性証明	A018	森林の所有者を更新する。	PATCH
m/12-11-13-5 m/25 m/25	A019	造林を行う事業者を更新する。	PATCH
	A020	木材等情報(伐採)を更新する。	PATCH
	A021	ステータスを更新する。	PATCH
	A022	流通木材の合法性証明を取得する。	GET
	A022	流通木材の合法性証明を作成する。	POST
	A023	出荷元の事業者を更新する。	PATCH
流通木材の合法性証明	A024	出荷先の事業者(流通)を更新する。	PATCH
	A025	木材等情報(流通)を更新する。	PATCH
	A020	ステータスを更新する。	PATCH
	A027	輸入木材の合法性証明を取得する。	GET
	A028	輸入木材の合法性証明を作成する。	POST
		制入不例の古法性証明をTF成する。 輸入元の事業者を更新する。	PATCH
輸入木材の合法性証明	A030		
	A031	出荷先の事業者(輸入)を更新する。	PATCH
	A032	木材等情報(輸入)を更新する。	PATCH
	A033	ステータスを更新する。	PATCH
へ 注 艸 ナ = T □□ → フ → ※5	A034	合法性を証明する書類を取得する。	GET
合法性を証明する書類	A035	合法性を証明する書類を添付する。	POST
	A036	合法性を証明する書類を削除する。	DELETE
» / I — ¬ = TDD	A037	バイオマス由来を証明する書類を取得する。	GET
バイオマス証明	A038	バイオマス由来を証明する書類を添付する。	POST
	A039	バイオマス由来を証明する書類を削除する。	DELETE
操作履歴	A040	操作履歴を取得する。	GET
	A041	操作履歴を作成する。	POST
	A042	得意先を取得する。	GET
/B ÷ 4-	A043	得意先としてシステム導入済みの事業者を登録する。	POST
得意先	A044	得意先としてシステム未導入の事業者を登録する。	POST
	A045	得意先として海外事業者を登録する。	POST
	A046	得意先を削除する。	DELETE
,	A047	事業報告を取得する。	GET
事業報告	A048	事業報告を作成する。	POST
	A049	事業報告を削除する。	DELETE

別紙2:画面設計-00.画面遷移図



林野庁



gBizID

⑤ ログイン / Login

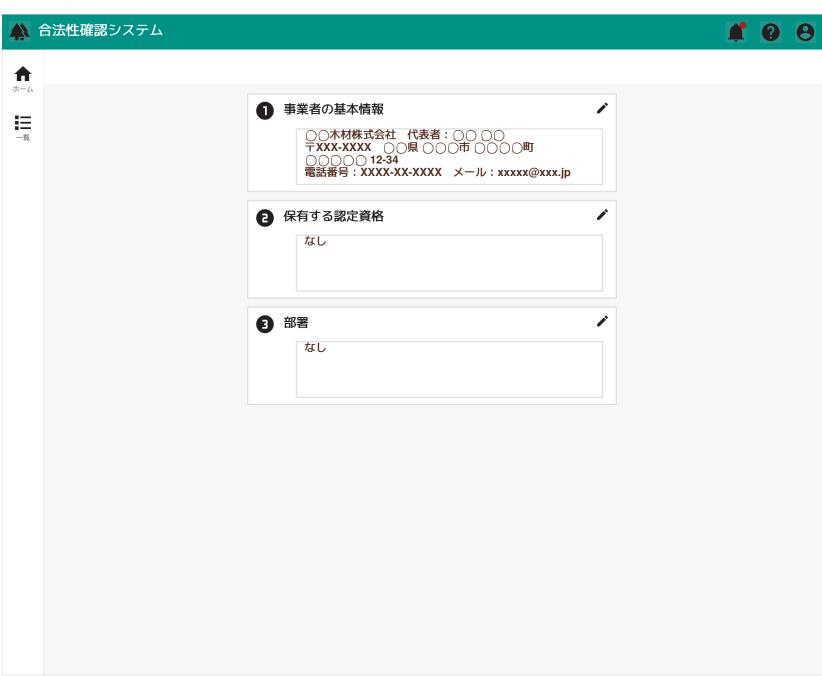
アカウントID / Account ID (メールアドレス / Email) パスワード / Password

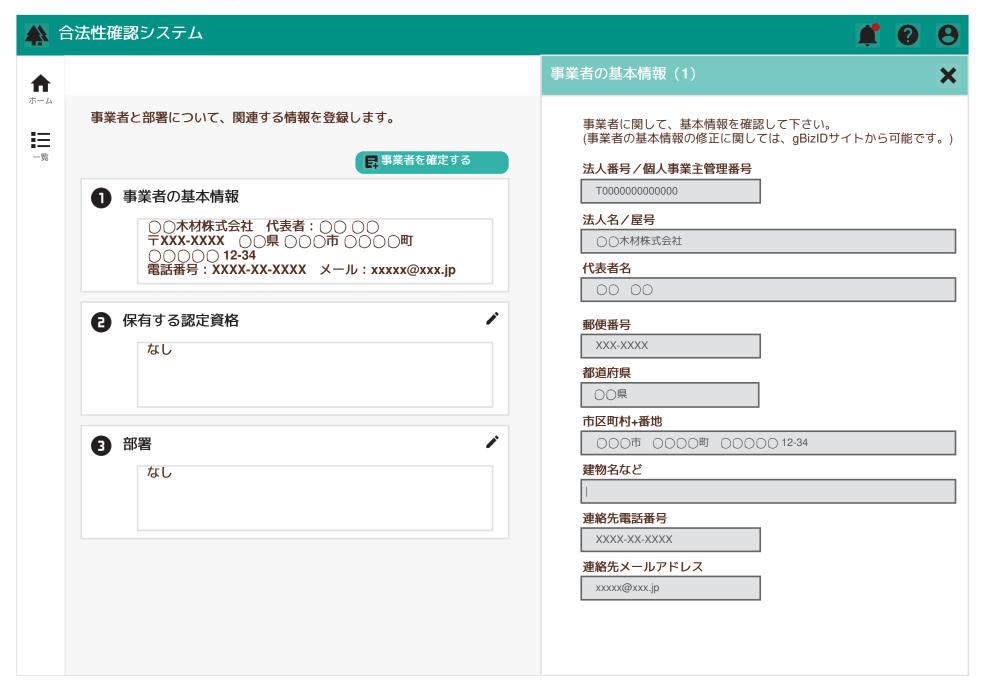
ログイン / Login

♪パスワードを忘れた方はこちら / Forgot password?♪アカウントを持っていない方はこちら / Don't have an account? Sign up.

★ページ先頭へ / Back to top

© 2019 Digital Agency, Government of Japan











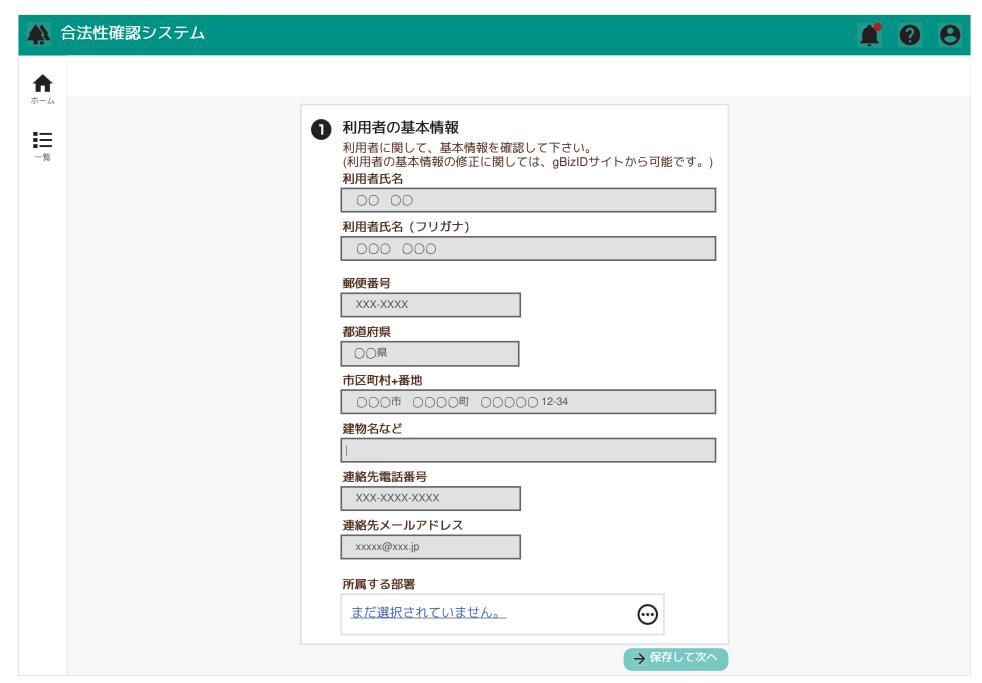






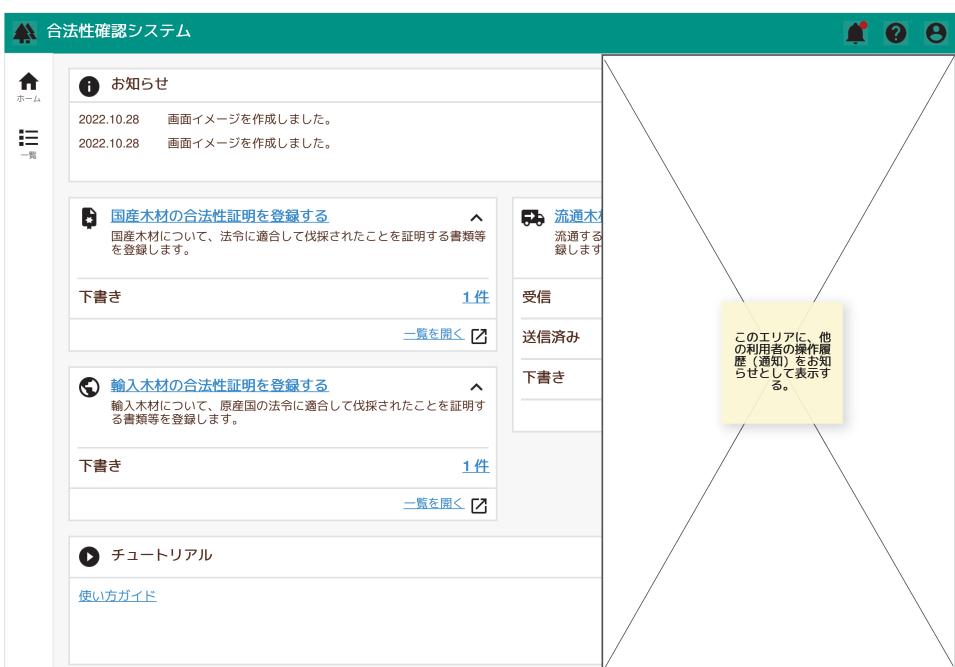




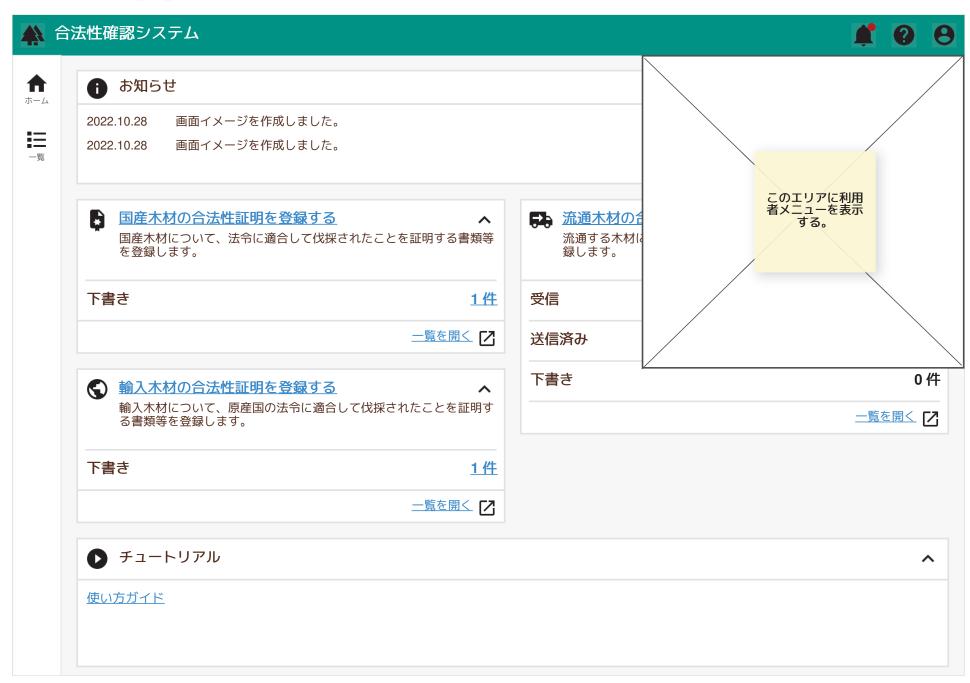


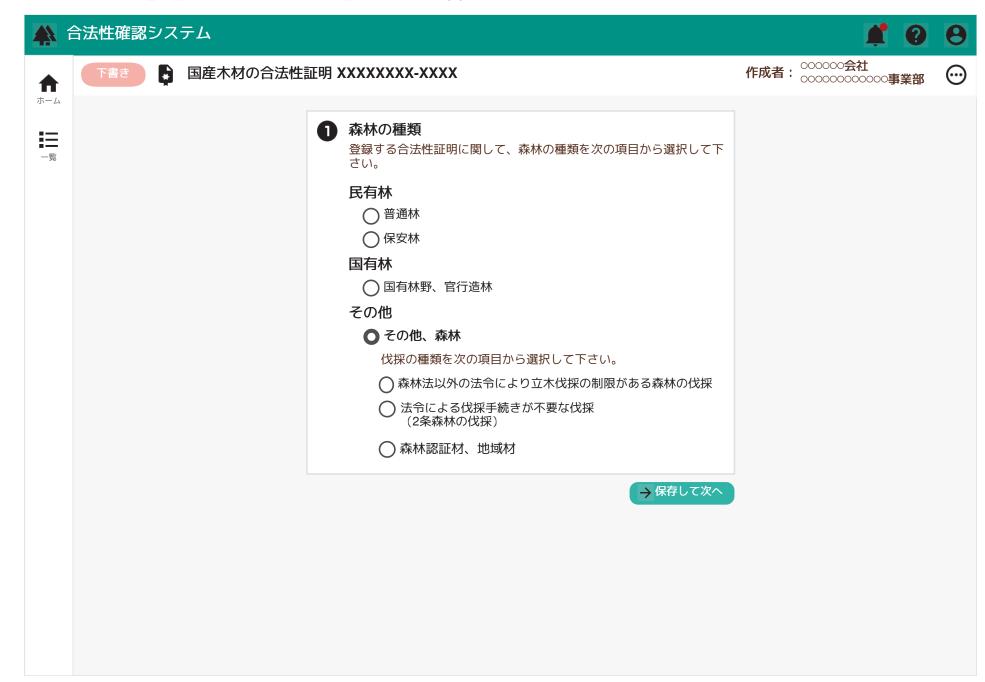


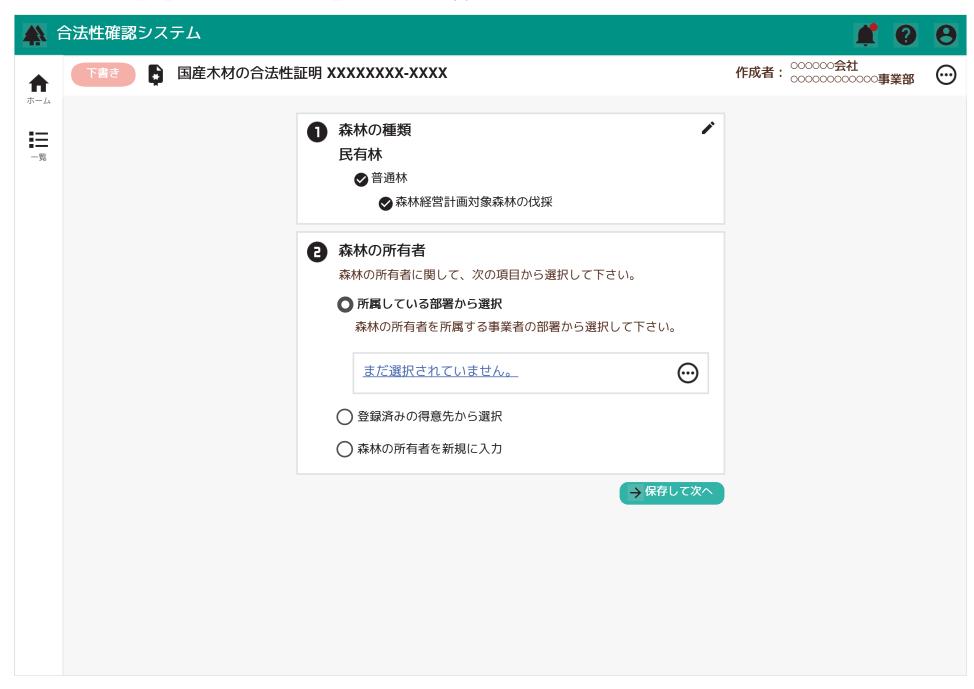


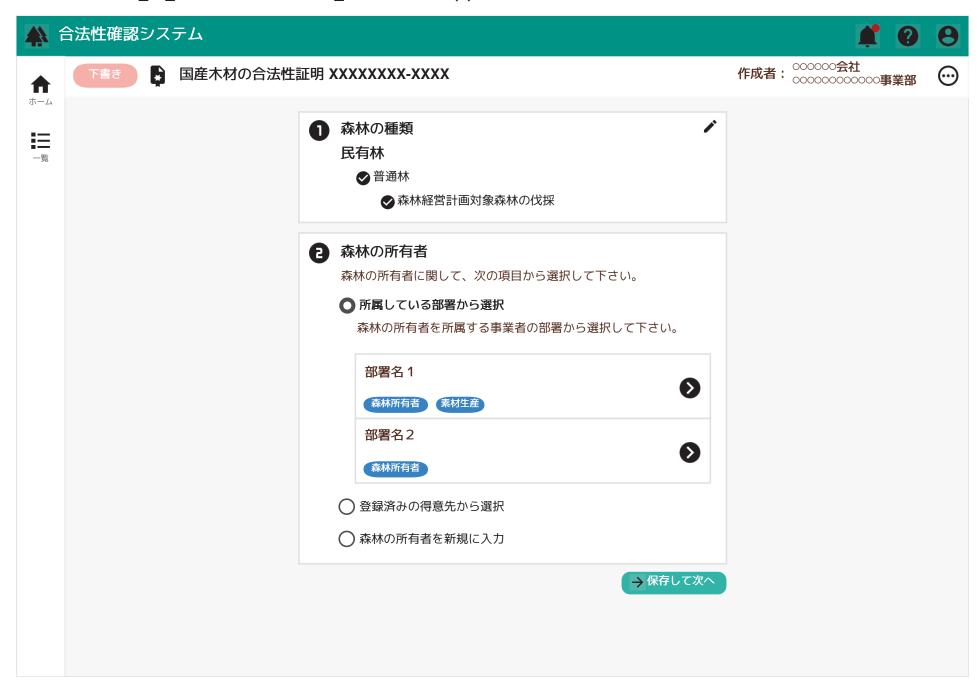


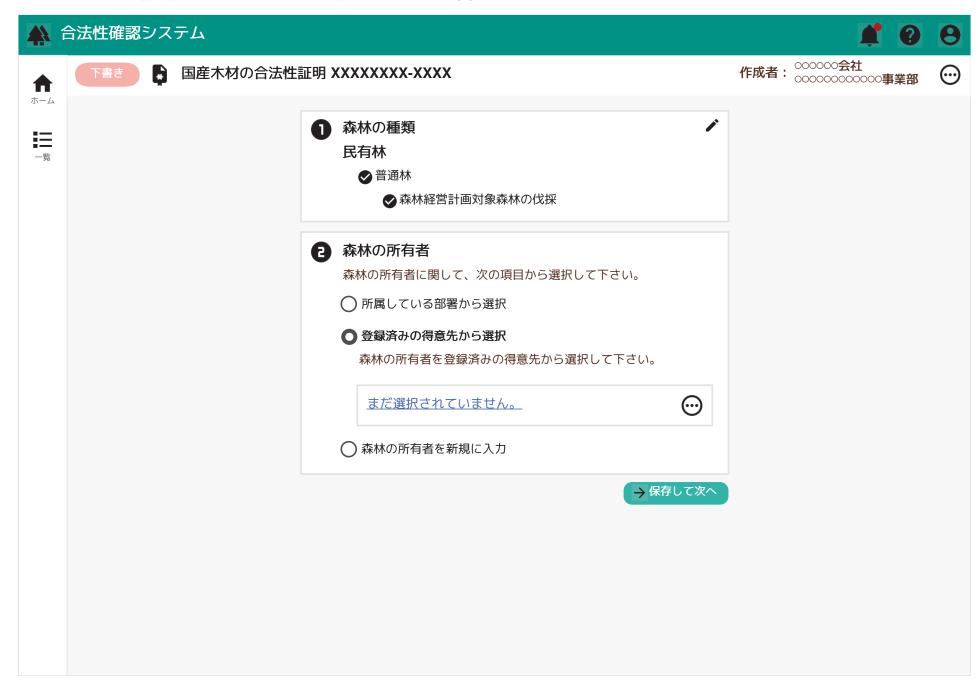
別紙2:画面設計 - C99_03_利用者情報 (メニュー)

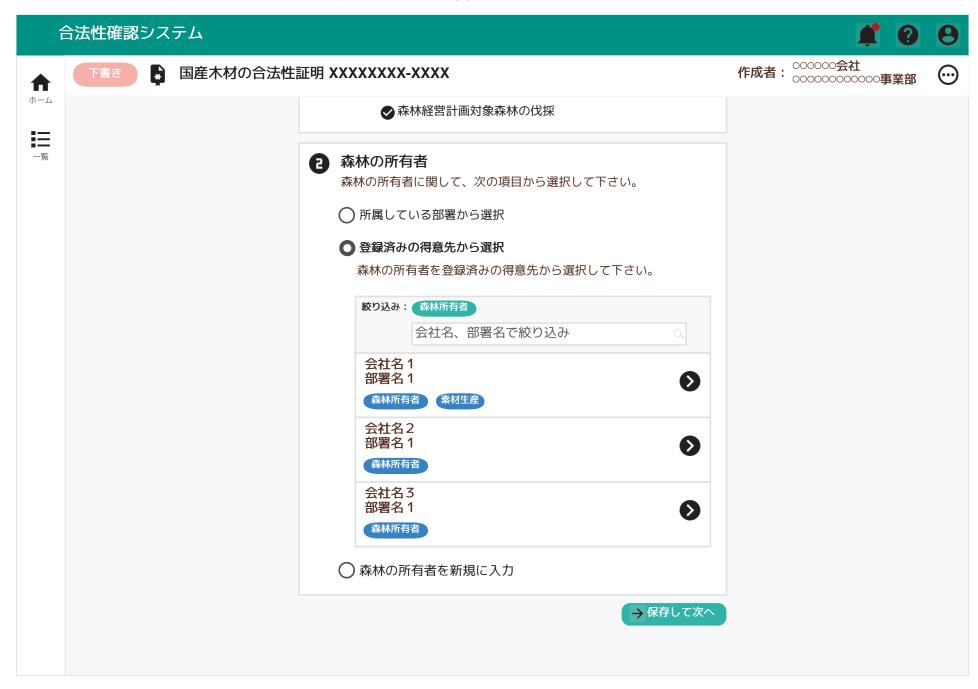


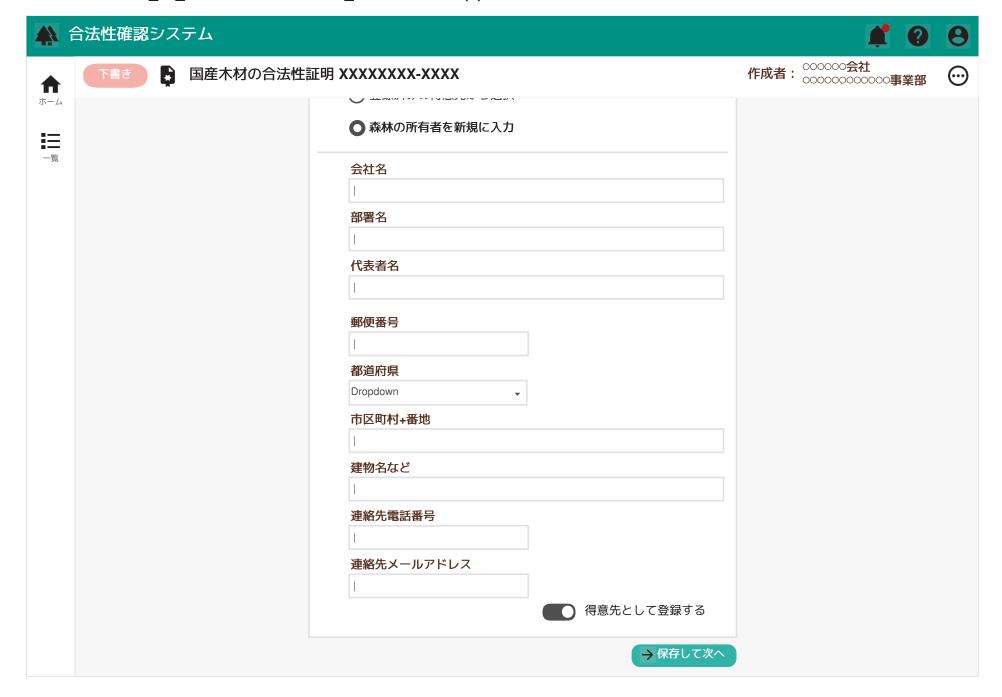




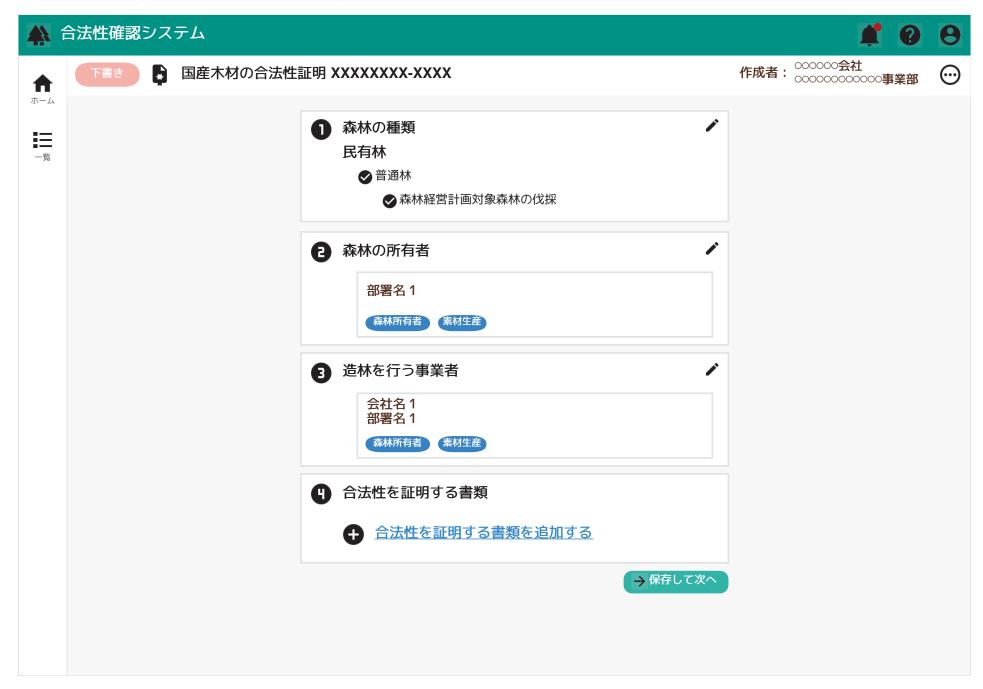






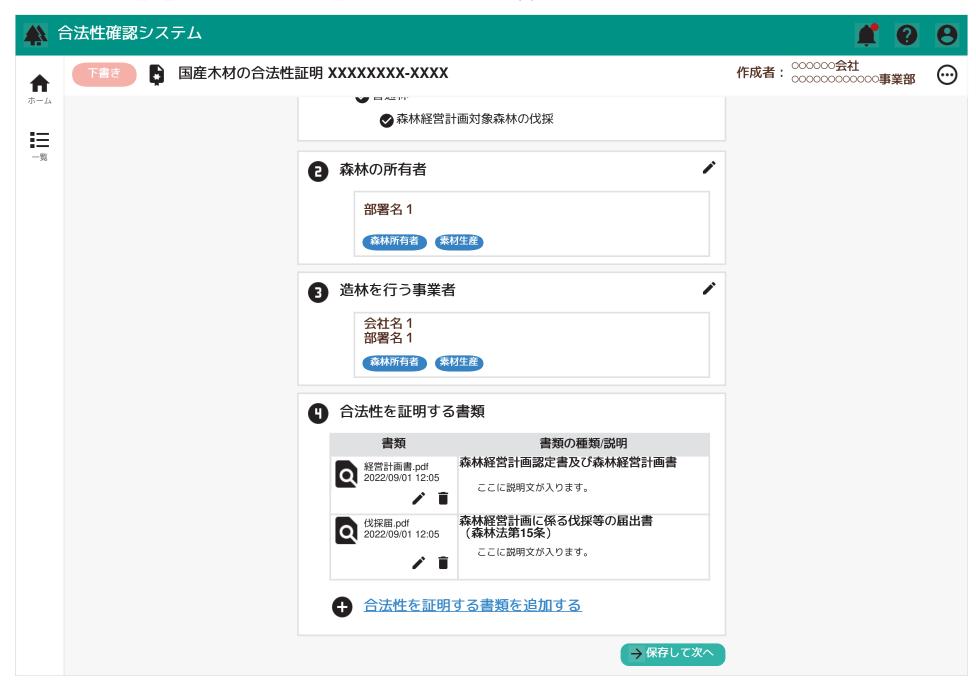








別紙2:画面設計 - L01_04_国産木材の合法性証明_@合法性を証明する書類(2)









別紙2:画面設計-L01_06_国産木材の合法性証明_⑥木材等情報(1)



別紙2:画面設計-L01_06_国産木材の合法性証明_⑥木材等情報(2)



別紙2:画面設計-L01_06_国産木材の合法性証明_⑥木材等情報(3)



別紙2:画面設計-L01_06_国産木材の合法性証明_⑥木材等情報(4)



別紙2:画面設計 - L01_06_国産木材の合法性証明_⑥木材等情報(5)



別紙2:画面設計-L01_06_国産木材の合法性証明_⑥木材等情報(6)



別紙2:画面設計-L01_06_国産木材の合法性証明_⑥木材等情報(7)

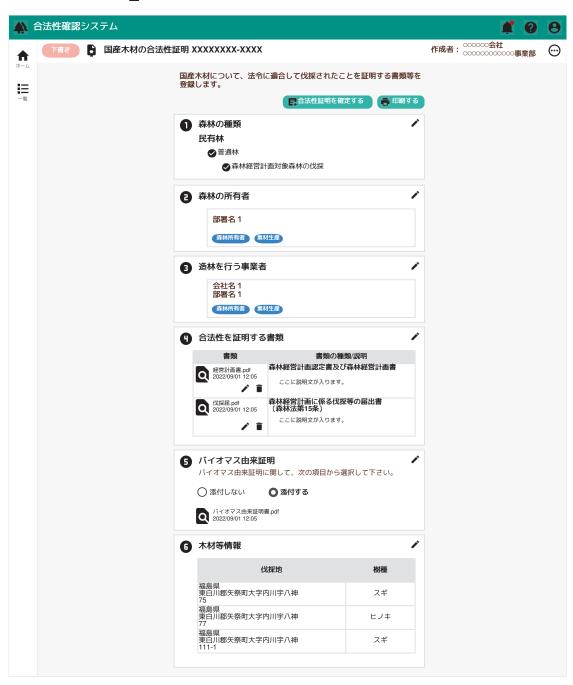


別紙2:画面設計-L01_06_国産木材の合法性証明_⑥木材等情報(8)



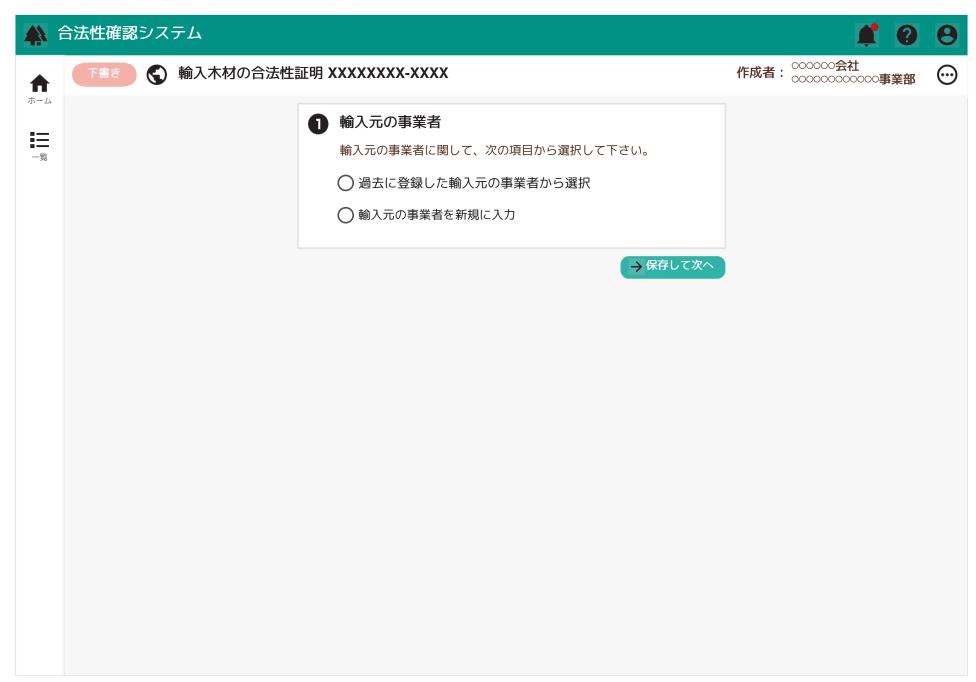


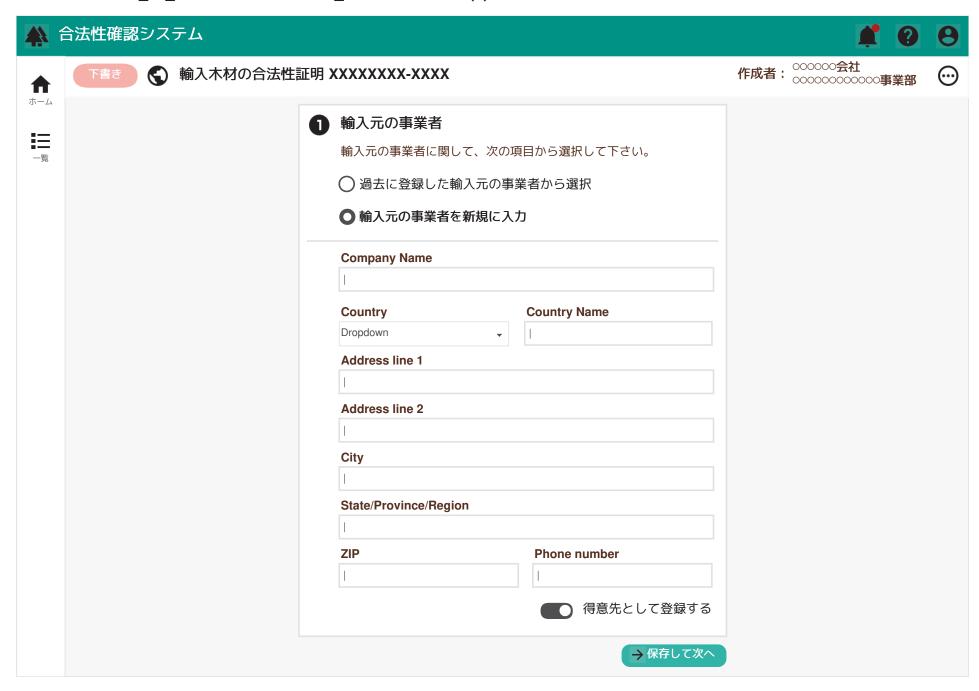
別紙2:画面設計 - L01_99_国産木材の合法性証明_プレビュー/確定

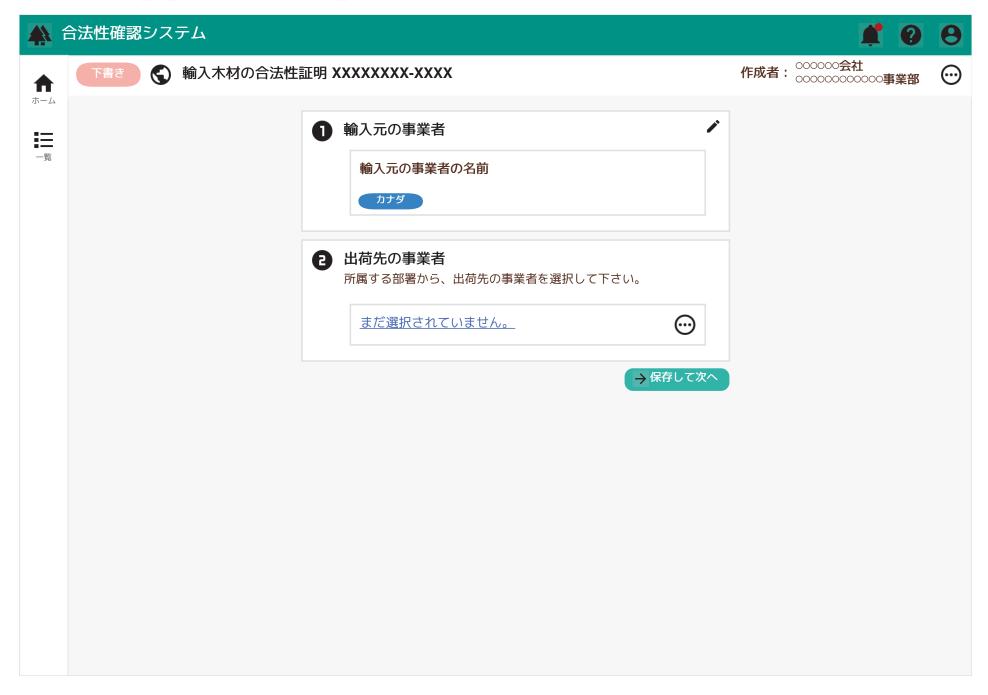








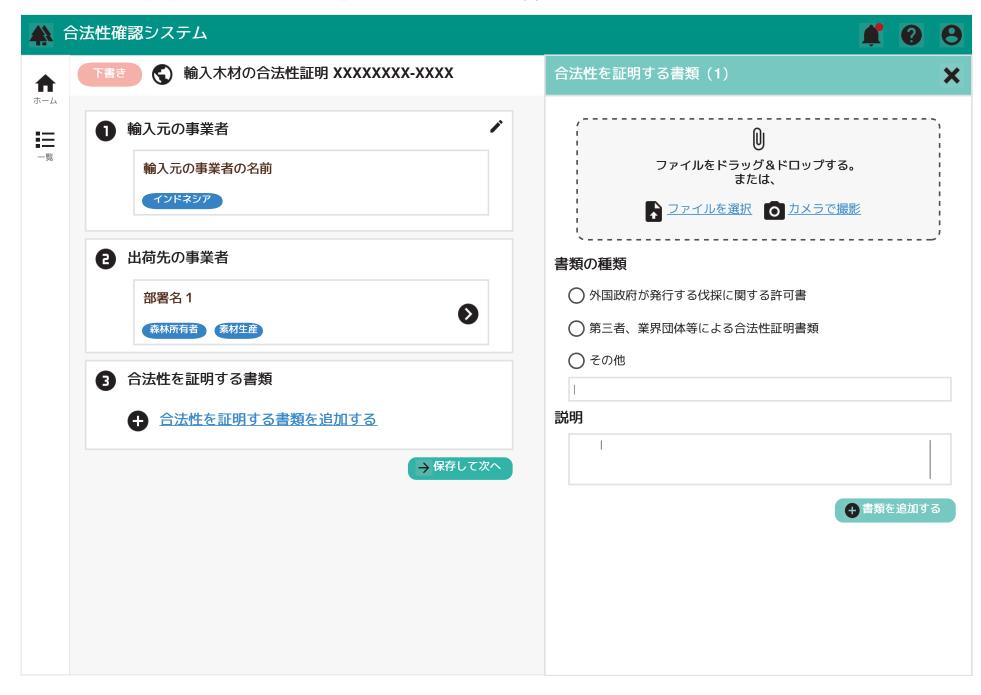


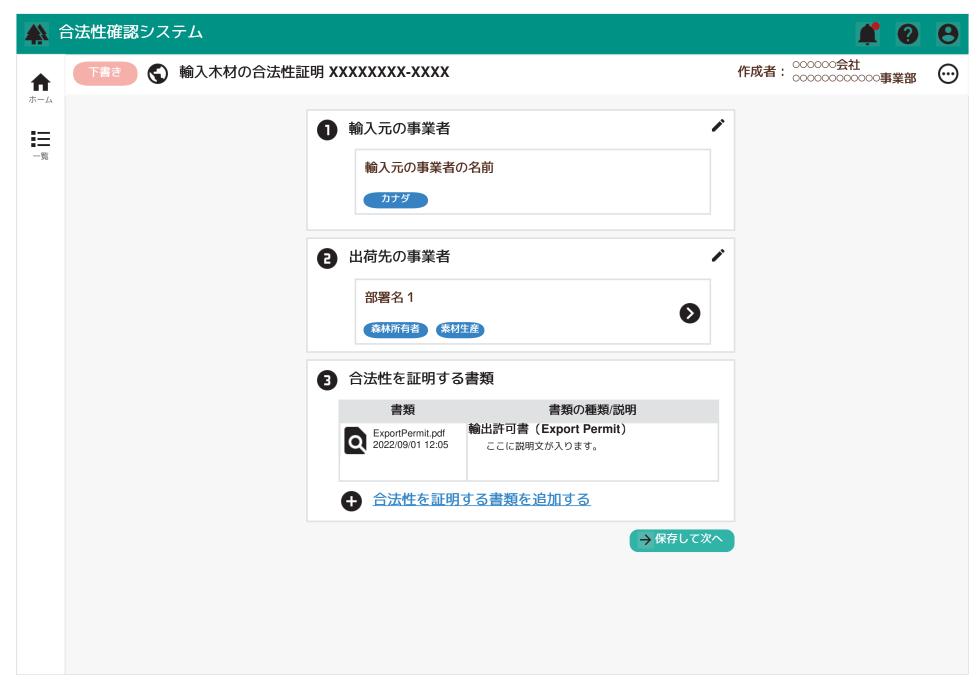


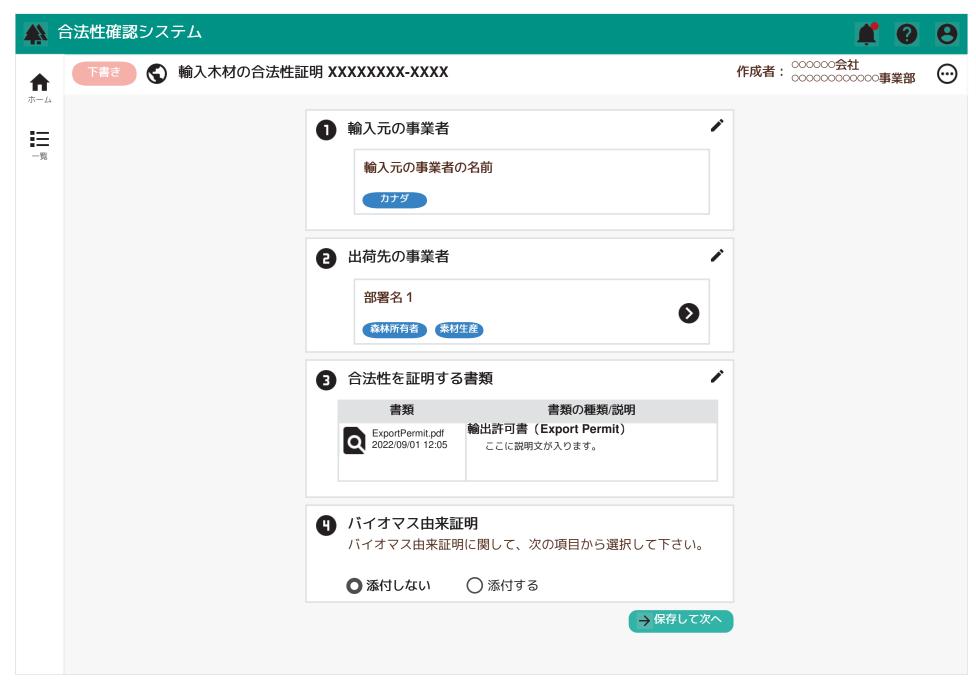
別紙2:画面設計 - L02_03_輸入木材の合法性証明_③合法性を証明する書類(1)

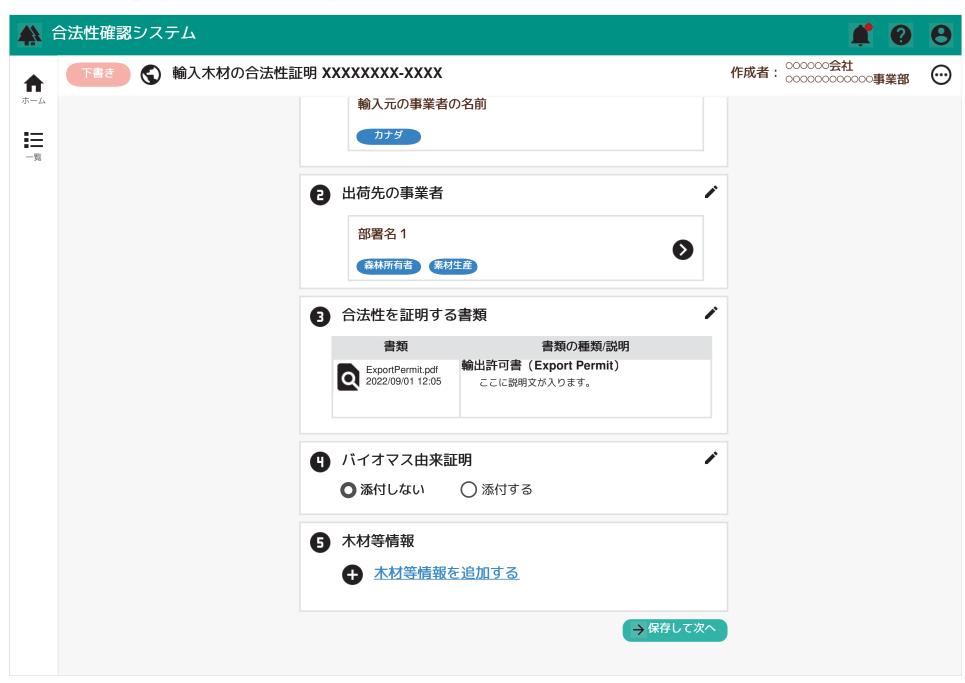


別紙2:画面設計 - L02_03_輸入木材の合法性証明_③合法性を証明する書類(2)









別紙2:画面設計 - L02_05_輸入木材の合法性証明_⑤木材等情報(1)



別紙2:画面設計 - L02_05_輸入木材の合法性証明_⑤木材等情報(2)



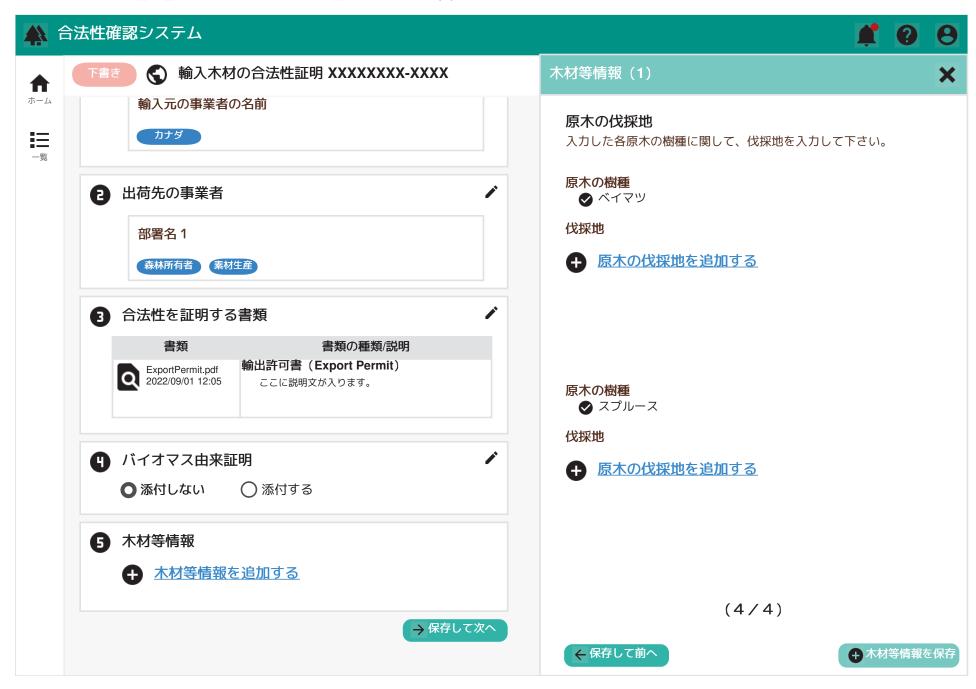
別紙2:画面設計 - L02_05_輸入木材の合法性証明_⑤木材等情報(3)



別紙2:画面設計 - L02_05_輸入木材の合法性証明_⑤木材等情報(4)



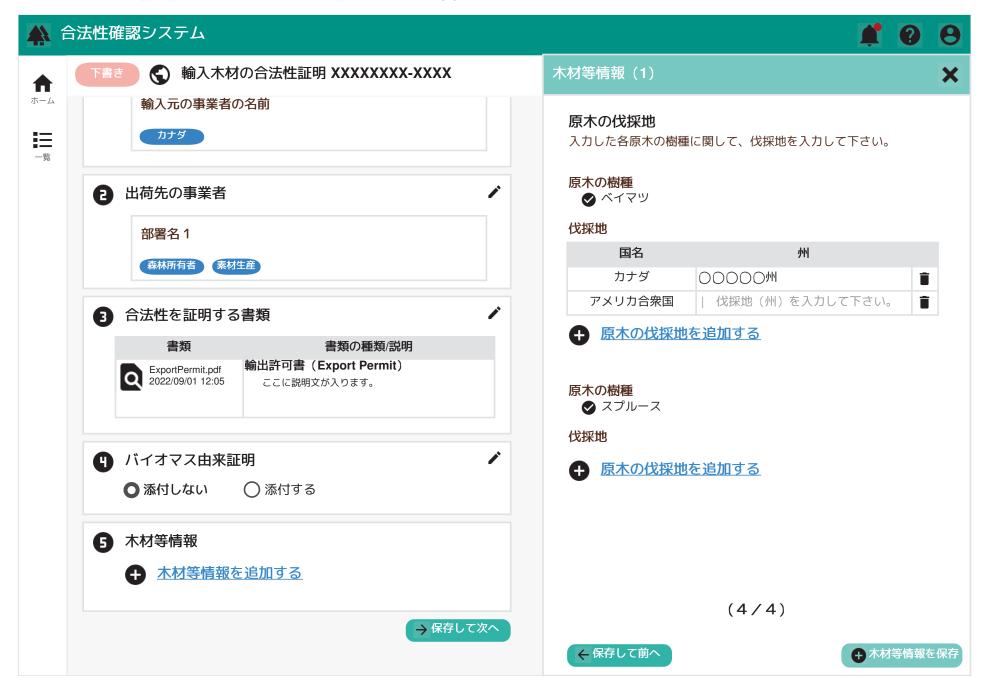
別紙2:画面設計 - L02_05_輸入木材の合法性証明_⑤木材等情報(5)



別紙2:画面設計 - L02_05_輸入木材の合法性証明_⑤木材等情報(6)



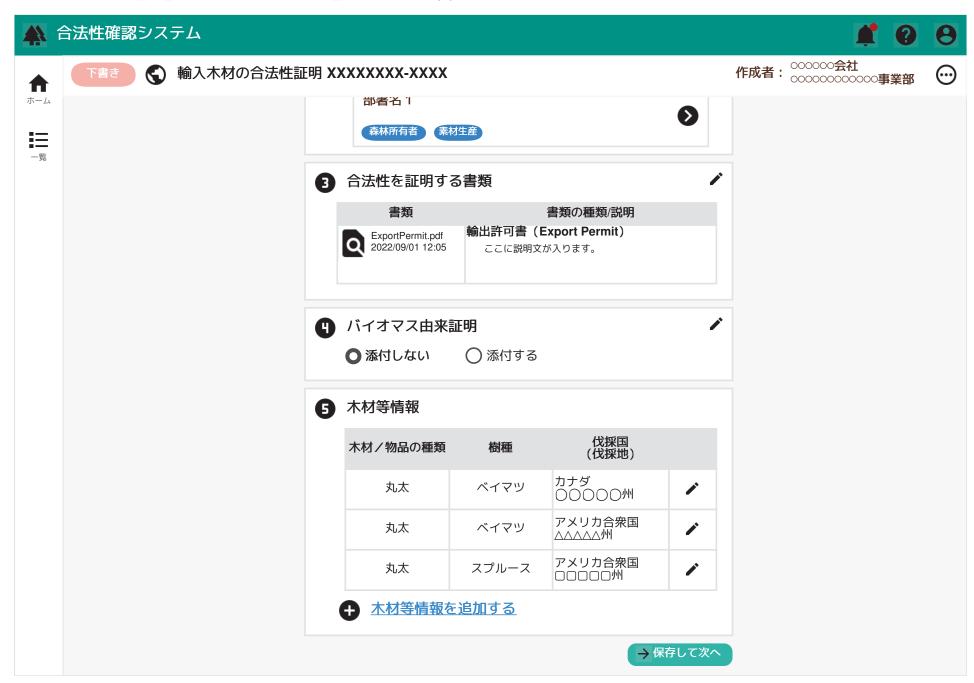
別紙2:画面設計 - L02_05_輸入木材の合法性証明_⑤木材等情報(7)



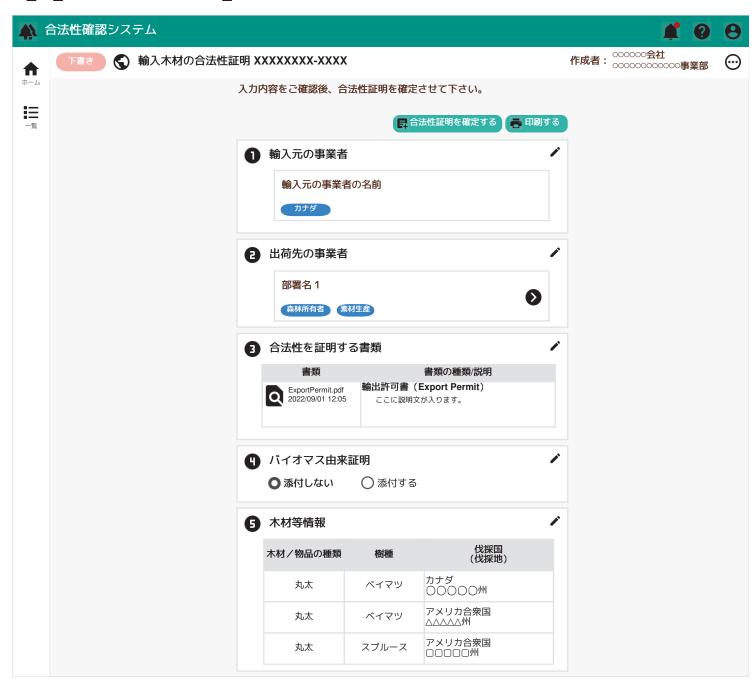
別紙2:画面設計-L02_05_輸入木材の合法性証明_⑤木材等情報(8)

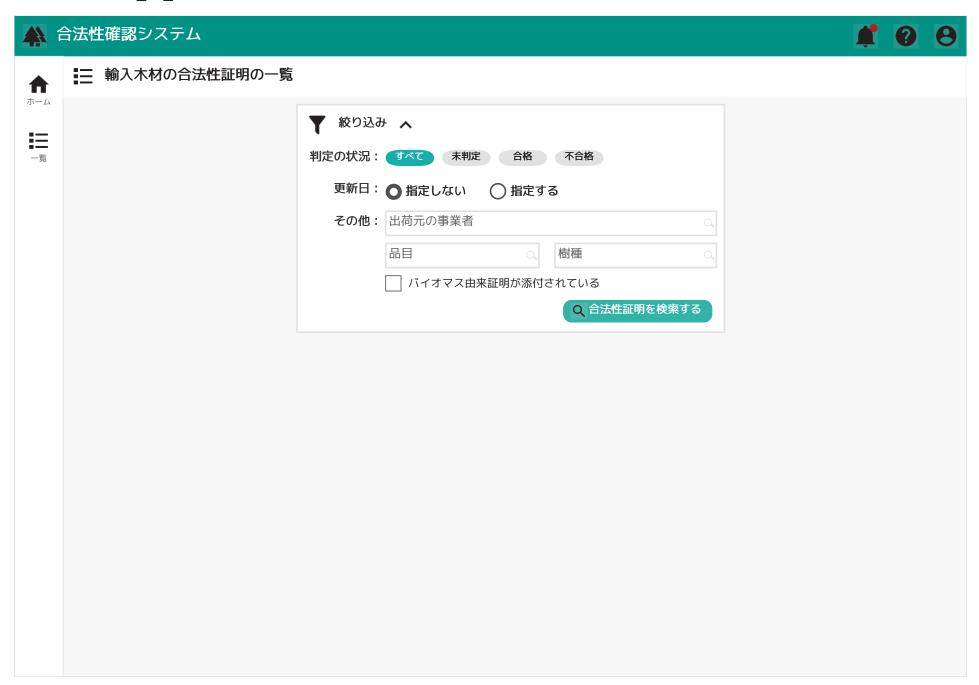


別紙2:画面設計-L02_05_輸入木材の合法性証明_⑤木材等情報(9)



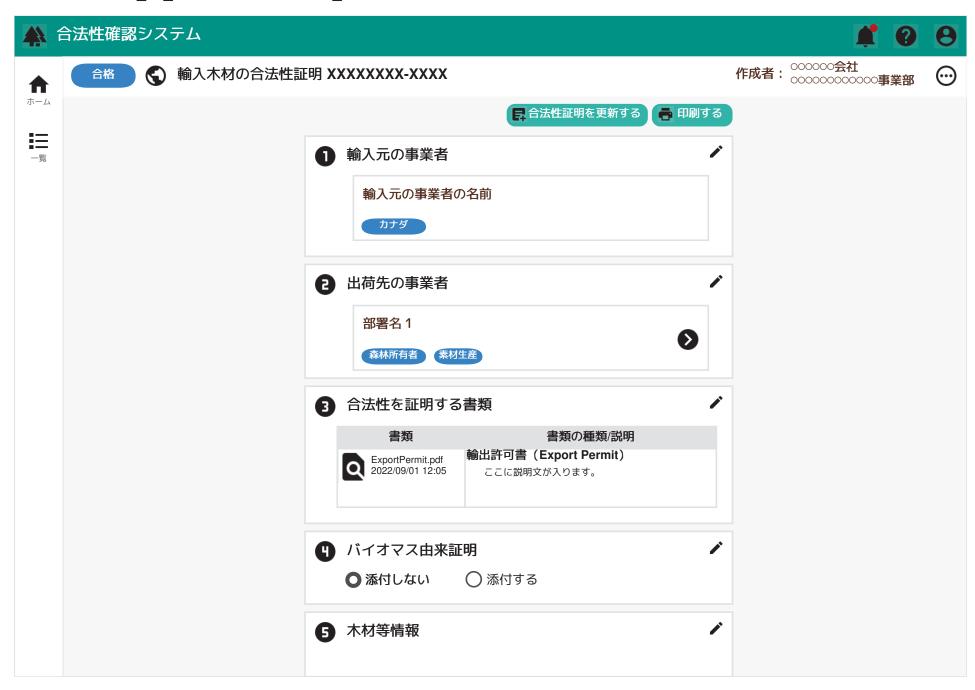
別紙2:画面設計 - L02_99_輸入木材の合法性証明_プレビュー/確定





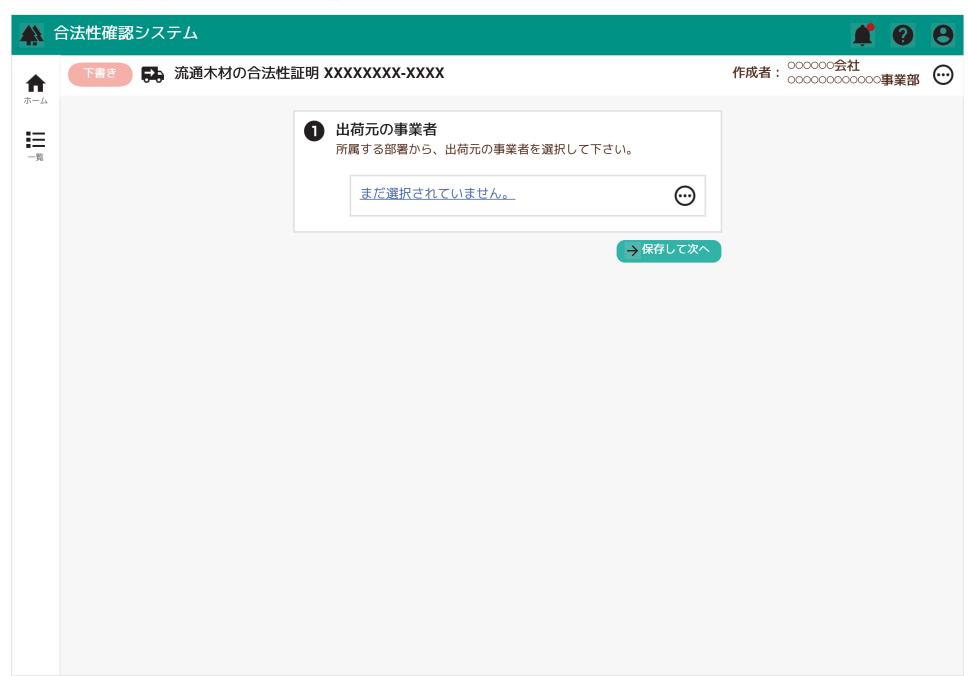






別紙2:画面設計 - L02_99_輸入木材の合法性証明_プレビュー/合否判定(1)





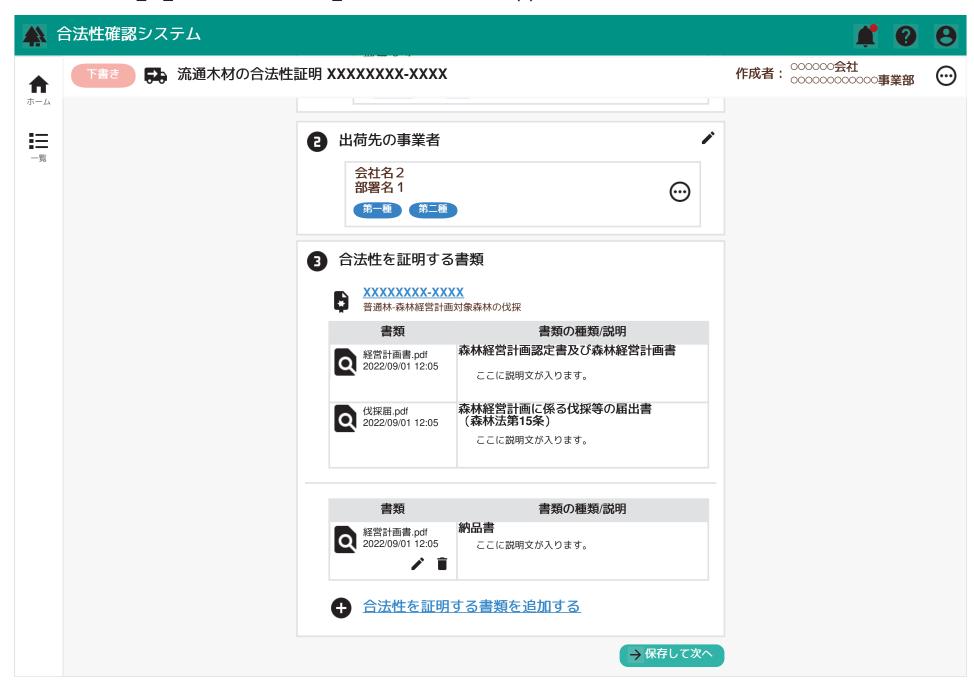




別紙2:画面設計 - L03_03_流通木材の合法性証明_③合法性を証明する書類(1)



別紙2:画面設計 - L03_03_流通木材の合法性証明_③合法性を証明する書類(2)



合法性確認システム

作成者: 000000会社 000000000事業部





別紙2:画面設計 - L03_05_流通木材の合法性証明_⑤木材等情報(1)



別紙2:画面設計 - L03_05_流通木材の合法性証明_⑤木材等情報(2)



別紙2:画面設計 - L03_05_流通木材の合法性証明_⑤木材等情報(3)



別紙2:画面設計 - L03_05_流通木材の合法性証明_⑤木材等情報(4)



別紙2:画面設計 - L03_05_流通木材の合法性証明_⑤木材等情報(5)

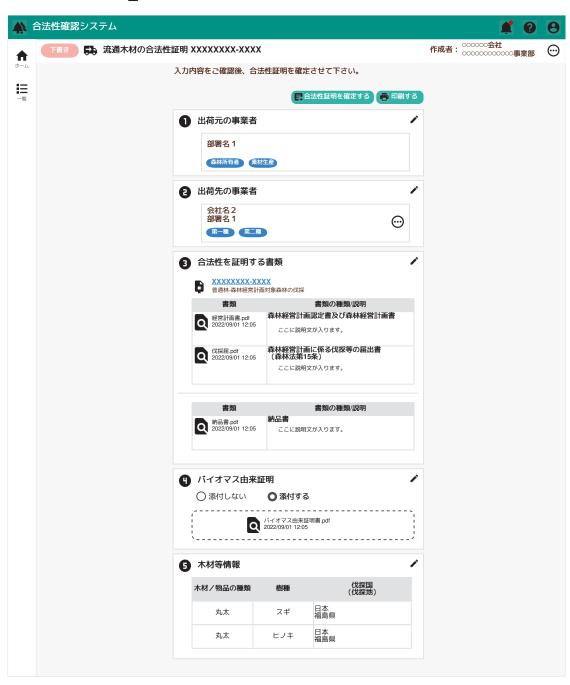


別紙2:画面設計 - L03_05_流通木材の合法性証明_⑤木材等情報(6)





別紙2:画面設計 - L03_99_流通木材の合法性証明_プレビュー/確定







別紙2:画面設計 - L03_99_流通木材の合法性証明_プレビュー/合否判定(1)



別紙2:画面設計-画面一覧

別紙と・	四川司	设計-画面一覧	
分類	画面ID	画面名	概要
	C01_01	ログイン	本システムにアクセスするために、gBizIDによるユーザ認証を実行する。
共通	C99_01	ホーム	ログイン中のユーザが所属する事業者(部署)に関連する情報(合法性証明、通知、等)を表
	000.00	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	示する。
	C99_02	<u> </u>	ログイン中のユーザが所属する事業者(部署)に関連する通知を表示する。
	M01_01	事業者_①基本情報	ログイン中のユーザが所属する事業者の基本情報(法人名/屋号、事業者所在地、事業者連絡先、等)を表示する。
	M01_02	事業者_②保有する認定資格	ログイン中のユーザが所属する事業者の保有する認定資格を更新する。
			ログイン中のユーザが所属する事業者の部署(部署名、部署所在地、部署連絡先、担当す
	IVIU1_U3	事業者_③部署	る事業、等)の情報を更新する。
マスタ	M01_99	事業者_プレビュー	ログイン中のユーザが所属する事業者(部署)に関連する情報をプレビュー表示する。
	M02_01	利用者_①基本情報	ログイン中のユーザの基本情報(氏名、連絡先情報、所属する部署、等)を更新する。
	M02_99	 利用者_プレビュー/確定	ログイン中のユーザの利用者情報について、入力した項目のプレビュー表示を確認して、
	-	/B * 4.	情報を確定させる。
	M03_01		ログイン中のユーザが所属する事業者(部署)毎の得意先を更新する。
	M99	マスタ編集	本システムのマスタテーブルを表示して、当該テーブル内のデータを更新する。
	L01_00	国産木材の合法性証明の一覧	ログイン中のユーザが所属する事業者(部署)に関連する国産木材の合法性証明を一覧として表示する。
			ログイン中のユーザが、自身の所属する事業者(部署)に関連する国産木材の合法性証明に
	L01_01	国産木材の合法性証明_①森林の種類	ついて、「森林の種類」を入力する。
	. 01 00		ログイン中のユーザが、自身の所属する事業者(部署)に関連する国産木材の合法性証明に
	L01_02	国産木材の合法性証明_②森林の所有者	ついて、「森林の所有者」を入力する。
	L01 03	国産木材の合法性証明 ③造林を行う事業者	ログイン中のユーザが、自身の所属する事業者(部署)に関連する国産木材の合法性証明に
国産木材の	L01_03	国産不付の日本は配列」の危州で11万事末日	ついて、「造林を行う事業者」を入力する。
合法性証明	L01_04	 国産木材の合法性証明_④合法性を証明する書類	ログイン中のユーザが、自身の所属する事業者(部署)に関連する国産木材の合法性証明に
		_	ついて、「合法性を証明する書類」を入力する。
	L01_05	国産木材の合法性証明_⑤バイオマス証明	ログイン中のユーザが、自身の所属する事業者(部署)に関連する国産木材の合法性証明について、「バイオマス証明」を入力する。
			ログイン中のユーザが、自身の所属する事業者(部署)に関連する国産木材の合法性証明に
LO	L01_06	国産木材の合法性証明_⑥木材等情報	ついて、「木材等情報」を入力する。
	. 04 . 00		ログイン中のユーザが、自身の所属する事業者(部署)に関連する国産木材の合法性証明に
	L01_99	国産木材の合法性証明_プレビュー	ついて、入力した項目のプレビュー表示を確認して、情報を更新する。
	L02 00	輸入木材の合法性証明の一覧	ログイン中のユーザが所属する事業者(部署)に関連する輸入木材の合法性証明を一覧とし
		200 (SICE) -> E120(Emm-3)-> 36	て表示する。
	L02_01	輸入木材の合法性証明_①輸入元の事業者	ログイン中のユーザが、自身の所属する事業者(部署)に関連する輸入木材の合法性証明に
			ついて、「輸入元の事業者」を入力する。 ログイン中のユーザが、自身の所属する事業者(部署)に関連する輸入木材の合法性証明に
	L02_02	輸入木材の合法性証明_②出荷先の事業者	ついて、「出荷先の事業者」を入力する。
輸入木材の			ログイン中のユーザが、自身の所属する事業者(部署)に関連する輸入木材の合法性証明に
合法性証明	L02_03	輸入木材の合法性証明_③合法性を証明する書類	ついて、「合法性を証明する書類」を入力する。
	L02 04	輸入木材の合法性証明 ④バイオマス証明	ログイン中のユーザが、自身の所属する事業者(部署)に関連する輸入木材の合法性証明に
	LUZ_U4	判八八付の古法住証明_(サバイカマ入証明	ついて、「バイオマス証明」を入力する。
	L02 05	 輸入木材の合法性証明 ⑤木材等情報	ログイン中のユーザが、自身の所属する事業者(部署)に関連する輸入木材の合法性証明に
			ついて、「木材等情報」を入力する。
	L02_99	輸入木材の合法性証明_プレビュー	ログイン中のユーザが、自身の所属する事業者(部署)に関連する輸入木材の合法性証明に
			ついて、入力した項目のプレビュー表示を確認して、情報を更新する。 ログイン中のユーザが所属する事業者(部署)に関連する流通木材の合法性証明を一覧とし
	L03_00	流通木材の合法性証明の一覧	て表示する。
			ログイン中のユーザが、自身の所属する事業者(部署)に関連する流通木材の合法性証明に
	L03_01	流通木材の合法性証明_①出荷元の事業者	ついて、「出荷元の事業者」を入力する。
	10202		ログイン中のユーザが、自身の所属する事業者(部署)に関連する流通木材の合法性証明に
	L03_02	流通木材の合法性証明_②出荷先の事業者	ついて、「出荷先の事業者」を入力する。
流通木材の	L03 03	 流通木材の合法性証明 ③合法性を証明する書類	ログイン中のユーザが、自身の所属する事業者(部署)に関連する流通木材の合法性証明に
合法性証明			ついて、「合法性を証明する書類」を入力する。
	L03_04	流通木材の合法性証明_④バイオマス証明	ログイン中のユーザが、自身の所属する事業者(部署)に関連する流通木材の合法性証明に
			ついて、「バイオマス証明」を入力する。 ログイン中のユーザが、自身の所属する事業者(部署)に関連する流通木材の合法性証明に
	L03_05	流通木材の合法性証明_⑤木材等情報	ログイン中のユーザが、自身の所属する事業者(命者)に関連する派題不材の合法性証明について、「木材等情報」を入力する。
		***	ログイン中のユーザが、自身の所属する事業者(部署)に関連する流通木材の合法性証明に
	L03_99	流通木材の合法性証明_プレビュー 	ついて、入力した項目のプレビュー表示を確認して、情報を確定させる。
	ı	<u> </u>	

別紙3:帳票設計-国産木材の合法性証明書

	株式会		
000	○○ 部	濖	
代表	林野	太郎	様

* 本書面は、林野庁が運用する流通 木材の合法性確認システムにより発行 された証明書です。下記製品の合法性 に関する詳細は、以下のURL、また は、QRコードから閲覧頂けます。



発行日:YYYY年MM月DD日

発行者: □□ 株式会社

□□□□ 部署

所在地: □□県□□□市

□□□□町

代表: 山元 花子

合法性証明書

当社から御社に納入した下記製品は、全て合法的に伐採された木材のみを原材料としていることを証明致します。

記

木材/物品 の種類	数量 [単位]	樹種	伐採国 (伐採地)
丸太	100 [m³]	スギ	福島県 東白川郡矢祭町 大字内川宇八神 75
丸太	100 [m³]	ヒノキ	福島県 東白川郡矢祭町 大字内川宇八神 77
丸太	100 [m³]	スギ	福島県 東白川郡矢祭町 大字内川宇八神 111-1

原材料に関して、伐採された森林の種類 (必要な書類)

民有林 - 普通林 - 森林経営計画対象森林の伐採

- ・森林経営計画認定書及び森林経営計画書
- ・森林経営計画に係る伐採等の届出書(森林法第15条)

添付されている書類

森林経営計画書 ・伐採届 ・バイオマス証明

その他、備考

別紙3:帳票設計・輸入木材の合法性証明書

00	株式会	社	
00	○○部	濖	
代表	林野	太郎	様

* 本書面は、林野庁が運用する流通 木材の合法性確認システムにより発行 された証明書です。下記製品の合法性 に関する詳細は、以下のURL、また は、QRコードから閲覧頂けます。



発行日:YYYY年MM月DD日

発行者: □□ 株式会社

□□□□部署

所在地: □□県□□□市

(大表: 山元 花子

合法性証明書

当社から御社に納入した下記製品は、全て合法的に伐採された木材のみを原材料としていることを証明致します。

記

木材/物品 の種類	数量 [単位]	樹種	伐採国 (伐採地)
丸太	100 [m³]	ベイマツ	カナダ 〇〇〇〇 州
丸太	100 [m³]	ベイマツ	アメリカ合衆国 <u>^^^</u> 州
丸太	100 [m³]	スプルース	アメリカ合衆国 □□□□∥

添付されている書類

·輸出許可書

その他、備考

別紙3:帳票設計-流通木材の合法性証明書

00	株式会	社	
000	○○ 部	濖	
代表	林野	太郎	様

※ 本書面は、林野庁が運用する流通 木材の合法性確認システムにより発行 された証明書です。下記製品の合法性 に関する詳細は、以下のURL、また は、QRコードから閲覧頂けます。



合法性証明書

発行日: YYYY年MM月DD日

□□ 株式会社 □□□□□部署 □□県□□□市

12-34

山元 花子

発行者:

所在地:

代表:

当社から御社に納入した下記製品は、全て合法的に伐採された木材のみ を原材料としていることを証明致します。

記

木材/物品 の種類	数量 [単位]	樹種	伐採国 (伐採地)
丸太	100 [m³]	スギ	日本 福島県
丸太	100 [m³]	ヒノキ	日本 福島県

添付されている書類

・伐採届 ・納品書 ・バイオマス証明 ・森林経営計画書

その他、備考

別紙3:帳票設計-納品書

○○ 株式会社	発行日: Y\	/YY年MM月DD日
代表 林野 太郎 様	発行者:	□□株式会社
※ 本書面は、林野庁が運用する流通 木材の合法性確認システムにより発行	所在地:	□□県□□□市

本音面は、体野了が遅用する派題 木材の合法性確認システムにより発行 された納品書です。下記製品の合法性 に関する詳細は、以下のURL、また は、QRコードから閲覧頂けます。



本体金額:¥999,999,999 納品書

代表:

消費税: ¥999,999,999 合計金額:¥999,999,999 総材積: 999.9999 m²

____ 12-34

山元 花子

https://[合法性確認システム]/XXXXXXXXXXXXXXX

樹種	品名	等級	長さ	厚	幅	入	数量	単位	材積	金額	適用

別紙3:帳票設計-帳票一覧

帳票ID	画面名	概要
S01	国産木材の合法性証明書	伐採木材の合法性証明に関して、当該データをPDF出力する。
S02	輸入木材の合法性証明書	輸入木材の合法性証明に関して、当該データをPDF出力する。
S03	流通木材の合法性証明書	流通木材の合法性証明に関して、当該データをPDF出力する。
S04	納品書	流通木材の合法性証明の木材等情報に関して、当該データを納品書
304	1471日 亩	フォーマットでPDF出力する。

202

別紙5:データ定義表-データ一覧

No デー	ータID	データ名称	用途
1 CWM	И-001	利用者	本システムの利用登録をした「利用者」の基本情報を管理する。
2 CWM	A-002	事業者	本システムの利用登録をした「事業者」(法人、個人事業主)の基本情報を管理する。
3 CWM	A-003	部署	「事業者」毎に定義されている「部署」に関する情報を管理する。
4 CWM	A-004	認定資格	本システム内で使用する「認定資格」を定義する。
5 CWM	A-005	事業の種類	本システム内で使用する「事業の種類」を定義する。
6 CWM	л-006	森林の種類	本システム内で使用する「森林の種類」を定義する。
7 CWM	A-007	書類の種類	本システム内で使用する「書類の種類」を定義する。
8 CWM	1-008	操作の種類	本システム内で使用する「操作の種類」を定義する。
9 CWM	A-009	ステータス	本システム内で使用する「ステータス」を定義する。
10 CWM	И-010	品目	本システム内で使用する「品目」を定義する。
11 CWM	И-011	単位	本システム内で使用する「単位」を定義する。
12 CWM	И-012	樹種	本システム内で使用する「樹種」を定義する。
13 CWM	И-013	国名	本システム内で使用する「国名」を定義する。
14 CWM	И-014	所属する部署	各「利用者」が、どの「部署」に所属しているか、その対応関係をまとめて管理する。
15 CWM	И-015	保有する認定資格	各「事業者」が、どの「認定資格」を保有しているのか、その対応関係をまとめて管理する。
16 CWM	N-016	担当する事業	各「部署」が、どの「事業の種類」を担当しているのか、その対応関係をまとめて管理する。
17 CWM	N-017	システム導入済みの事業者 (得意先)	各「部署」が登録している、システム導入済みの「得意先」を管理する。
18 CWM	N-018	システム未導入の事業者 (得意先)	各「部署」が登録している、システム未導入の「得意先」を管理する。
19 CWM	И-019	海外事業者 (得意先)	各「部署」が登録している、海外の「得意先」を管理する。
20 CWM	л-020	必要な書類	各「森林の種類」の伐採時に、どの「書類の種類」が必要か、その対応関係をまとめて管理する。
21 CWM	N-021	アクセス権限設定	各「合法性証明」へのアクセス権関の設定を管理する。
22 CWM	A-022	入力項目の定義	「木材等情報」のカスタマイズで使用する入力項目を定義する。
23 CWM	A-023	カスタムテーブルの定義	「木材等情報」のカスタマイズで使用するテーブルを定義する。
24 CWT-	-001	国産木材の合法性証明	森林の所有者や素材生産事業者が行った樹木の伐採における木材等の合法性を管理する。
25 CWT-	-002	輸入木材の合法性証明	日本国外からの輸入に関して、木材等の授受を行う事業者・部署間の取引における木材等の合法性を管理する。
26 CWT-	-003	流通木材の合法性証明	日本国内に関して、木材等の授受を行う事業者・部署間の取引における木材等の合法性を管理する。
27 CWT-	-004	合法性証明の関連	合法性証明同士の関連性を管理する。
28 CWT-	-005	伐採する森林の種類	「国産木材の合法性証明」に「伐採する森林の種類」として指定した森林に関する情報を管理する。
29 CWT-	-006	合法性を証明する書類	「合法性証明」に「合法性を証明する書類」として入力した、クリーンウッド法上の合法性の根拠となる書類を管理する。
30 CWT-	-007	パイオマス証明	「合法性証明」に「パイオマス証明」として入力した、再生可能エネルギーの固定価格買取制度上の合法性の根拠となる書類を管理する。
31 CWT-	-008	森林の所有者	「国産木材の合法性証明」に「森林の所有者」として指定した事業者・部署に関する情報を管理する。
32 CWT-	-009	造林を行う事業者	「国産木材の合法性証明」に「造林を行う事業者」として指定した事業者・部署に関する情報を管理する。
33 CWT-	-010	輸入元の事業者	「輸入木材の合法性証明」に「輸入元の事業者」として指定した事業者・部署に関する情報を管理する。
34 CWT-	-011	出荷先の事業者(輸入)	「輸入木材の合法性証明」に「出荷先の事業者」として指定した事業者・部署に関する情報を管理する。
35 CWT-	-012	出荷元の事業者	「流通木材の合法性証明」に「出荷元の事業者」として指定した事業者・部署に関する情報を管理する。
36 CWT-	-013	出荷先の事業者(流通)	「流通木材の合法性証明」に「出荷先の事業者」として指定した事業者・部署に関する情報を管理する。
37 CWT-	-014	木材等情報 (伐採)	「国産木材の合法性証明」に入力した木材等に関する情報を管理する。
38 CWT-	-015	木材等情報(輸入)	「輸入木材の合法性証明」に入力した木材等に関する情報を管理する。
39 CWT-	-016	木材等情報 (流通)	「流通木材の合法性証明」に入力した木材等に関する情報を管理する。
40 CWT-	-017	事業報告	「木材等情報」を集計した統計情報を管理する。
41 CWT-	-018	操作履歴	合法性に関わる操作の全履歴を管理する。

別紙6:CRUD図

- C: 生成(Create)
- R:読込(Read)
- U:更新(Update)
- D:削除(Delete)
- *:全操作(CRUD)

*; 全操作(((((()))			7	アカウン	ノト管理	理			1	得意先	;			合	法性証	明(共	通)				(国	産木材	1)		(前	俞入木村	1)	(沅	施通木材	材)		木材等	手情報と	そのカ	フスタ	マイズ		;	その他	
						事	所属	保有する	担当	システム導入済み	システム未導入	海	##	Z	アクセス	必	合法性を証明	通) バイオ	合	合法性証	森	伐採する森	森林	造林を行	木材等情報	輸入元	出荷先の事業者	木材等情報	出荷元	出荷先の事業者	木材等情報		小 们号	計画学校と			入力項	カスタムテーブ	操		
		利用	事業	部	認定資	業の種	す る 部	認定資	する事	の事業	の事業	外事業	類の種	テータ	権限設	要な書	する書	マス証	法性証	明の関	林の種	林の種	の 所 有	う事業	伐採	の事業	輸入	輸入	の事業	流通	流通	品	単	樹	国	商品	目の定	ルの定	作の種	事業報	操作履
画面ID	画面名	者	者	署	格	類	署	格	業	者	者	者	類	ス	定	類	類	明	明	連	類	類	者	者	$\overline{}$	者	$\overline{}$	$\overline{}$	者)	$\overline{}$	目	位	種	名	名	義	義	類	告	歴
C01_01 ログイン		CU	CU	_																	_						Щ					<u> </u>						,—,			
C99_01 ホーム		R	R	R	<u> </u>		R												R								Ш					<u> </u>	-					<u> </u>	\longrightarrow		
C99_02 通知 M01 01 事業者 ①基	ナ ナ 上 却	-	R	-	<u> </u>					-	\vdash							\vdash			-+	\dashv	-				$\vdash\vdash$	-			-	-	-			-	-	\longrightarrow	\rightarrow	\rightarrow	R
M01_01 事業者_①星 M01_02 事業者_②保			R		R			*															_															-+	\longrightarrow	\rightarrow	
M01_02 事業者_②所 M01_03 事業者_③部				*	11	R			CRD												-							_									_	-+	\dashv	\dashv	-
M01_99 事業者_プレ			R	R		11		R	R										-	_	-							_									_	-+	\rightarrow	\rightarrow	
M02 01 利用者_①基		R		R			R														_																	-	\dashv	\dashv	-
M02_99 利用者_プレ		R					CRD																																\neg	\neg	
M03_01 利用者権限		RU																																				-	\neg	\neg	=
M04_01 得意先			R	R						CRD	*	*																										-	\neg	\neg	
M99 マスタ編集	i				*	*							*	*	*	*				İ	*											*	*	*	*	*	*	*	*		
L01_00 国産木材の1	合法性証明の一覧													R			R	R	R			R	R	R	R															\neg	С
L01_01 国産木材の1	合法性証明_①森林の種類																		С		R	CRU																			С
L01_02 国産木材の1	合法性証明_②森林の所有者		R	R						CR	CR												CRU																	\Box	С
L01_03 国産木材の1	合法性証明_③造林を行う事業者		R	R						CR	CR													CRU																	С
L01_04 国産木材の1	合法性証明_④合法性を証明する書類												R			R	CRD					R																			С
	合法性証明_⑤バイオマス証明				R			R										CRD																							С
	合法性証明_⑥木材等情報																								*							R	R	R		R	R	R			С
	合法性証明_プレビュー/確定													R			R	R	U			R	R	R	R													\longrightarrow			С
	合法性証明の一覧				ļ									R			R	R	R							R	R	R										\longrightarrow	—		С
	合法性証明_①輸入元の事業者		R	R								CR							С							CRU												\vdash	 ⊦		С
	合法性証明_②出荷先の事業者		R	R			R																				CRU											\vdash	 ⊦		С
	合法性証明_③合法性を証明する書類	-						_					R			R	CRD															-						,—	\rightarrow		С
	合法性証明_④バイオマス証明	<u> </u>	Ш		R			R			\vdash							CRD									Ш				-	_							\dashv		С
	合法性証明_⑤木材等情報	<u> </u>	Ш		<u> </u>						\vdash																	*			-	R	R	R	R	R	R	R	\dashv		С
	合法性証明_プレビュー/確定	-		_	├						\vdash			R			R	R	U							К	R	R		_	_	-	-					\longrightarrow	\dashv	_	С
	合法性証明の一覧	-		-	├		-				\vdash			R			R	R	R										R	R	R	-	-					\longrightarrow	\dashv	_	C
	合法性証明_①出荷元の事業者 合法性証明_②出荷先の事業者	-	R R	R R	<u> </u>		R			CB	CR							\vdash	С	С	-+						$\vdash\vdash$		CRU	CDII	-	-	-					\longrightarrow	\dashv	\dashv	C
		-	К	К	1					CK	CK		R	-	-	Р	CRD	\vdash	\dashv	ь	-+						\vdash			CRU		\vdash	-						\rightarrow	\dashv	C
	合法性証明_③合法性を証明する書類 合法性証明 ④バイオマス証明	-	Н	-	R			R			\vdash		К	-	-	К	CKD	CRD		R		\dashv	-+				Н					\vdash	-			-+		\rightarrow	\dashv	\longrightarrow	C
	合法性証明_④ハイオマス証明 合法性証明_⑤木材等情報	 	\vdash	-	П			П		-	$\vdash\vdash$			_				CKD	\dashv		-+	-	-+				\vdash	-			*	R	R	R	R	R	R	R	\dashv	\dashv	С
	合法性証明_ブレビュー/確定	\vdash			<u> </u>						\vdash			R	-		R	R	U	R	-+	-	-					-	R	R	R	11	11	11	11	1/	17	-11	\dashv	\dashv	С
C02_33 加加四八月07	ロ/AILIE171_/ レレユ / 唯化	<u> </u>	ш		1						\Box			- 11			1.1	- 11	U	13							ш		- 11	- 11	13	<u> </u>									

(別添3) 03. 非機能要件定義書

流通木材の合法性確認システム

非機能要件定義書 (案)

第1.0版

2023 年 3 月 9 日 農林水産省

改訂履歴

版数	発行日	改訂履歴		
0.8 版	2023年2月28日	ドラフト版を作成。		
0.8 版	2023年3月7日	2.システム方式に関する事項		
		2.1.情報システムの構成に関する全体の方針		
		システムアーキテクチャとして、MAFF クラウドを		
		含めたパブリッククラウドを前提とすると明記。		
0.8 版	2023年3月7日	2.3.開発方式及び開発手法		
		開発手法を修正。		
0.8 版	2023年3月7日	3.規模に関する事項		
		3.2.データ量		
		イメージデータ容量の見積を見直し、修正。		
0.8 版	2023年3月7日	10.8.クラウドサービスの利用		
		誤記を修正。		
0.9 版	2023年3月7日	版数を 0.9 版に変更。		
0.9 版	2023年3月9日	.3.開発方式及び開発手法		
		開発手法を修正。		
1.0 版	2023年3月9日	版数を 1.0 版に変更。		
1.0 版	2023年3月13日	.3.開発方式及び開発手法		
		開発手法を修正。		

目次

1. ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項	7
1.1. 情報システムのユーザの種類、特性	7
1.2. ユーザビリティ要件	8
1.3. アクセシビリティ要件	9
2. システム方式に関する事項	10
2.1. 情報システムの構成に関する全体の方針	10
2.2. 情報システムの全体構成	11
2.3. 開発方式及び開発手法	12
3. 規模に関する事項	13
3.1. 機器数及び設置場所	13
3.2. データ量	13
3.3. 処理件数	14
3.4. 利用者数	14
4. 性能に関する事項	15
4.1. 応答時間(レスポンスタイム、ターンアラウンドタイム、サーバ処理	理時間)15
4.2. スループット	16
5. 信頼性に関する事項	17
5.1. 可用性要件	17
5.2. 可用性に係る対策	18
5.3. 完全性要件	18
6. 拡張性に関する事項	19
6.1. 性能の拡張性	19
6.2. 機能の拡張性	19
7. 上位互換性に関する事項	20
8. 中立性に関する事項	21
8.1. オープンな標準的技術又は製品に関する事項	21
8.2. 他事業者への円滑な引き継ぎに関する事項	21
9. 継続性に関する事項	22
9.1. 継続性に係る目標値	22
9.2. 継続性に係る対策	23
10. 情報セキュリティに関する事項	24
10.1. 侵害対策要件	24
(1) 通信回路対策	24

(2)	不正プログラム対策	. 24
(3)	セキュリティホール対策	. 25
10.2.	不正監視・追跡	. 25
(1)	ログ管理	. 25
(2)	不正監視	. 25
10.3.	アクセス・利用制限	. 26
(1)	ユーザ認証	. 26
(2)	アカウント管理	. 26
10.4.	データ保護	. 26
10.5.	物理対策	. 27
10.6.	サプライチェーン・リスク対策	. 27
10.7.	ユーザ保護	. 28
(1)	情報セキュリティ水準低下の防止	. 28
(2)	プライバシー保護	. 28
10.8.	クラウドサービスの利用	. 28
11. 情報	ジステム稼働環境に関する事項	. 30
11.1.	クラウドサービス要件	
	ハードウェア要件	
11.3.	ソフトウェア要件	. 31
	ネットワーク要件	
11.5.	施設・設備要件	. 32
	トに関する事項	
	基本方針	
12.2.	テストの種類及び目的、内容	. 34
12.3.	テスト環境	. 36
	テストデータ	
	に関する事項	
	ぎに関する事項	
15. 教育	に関する事項	. 38
15.1.	教育対象者の範囲、教育の方法	. 38
(1)	教育対象者の範囲	. 38
(2)	教育の方法	. 38
15.2.	教材の作成	. 40
16. 運用	に関する事項	. 41
16.1.	運転管理・監視等	. 41

(1)	運転管理・監視	41
(2)	運用サポート業務	42
16.2.	業務運用支援	42
16.3.	運用の実績の評価と改善	42
17. 保雪	守に関する事項	43
17.1.	アプリケーションプログラムの保守	43
17.2.	ハードウェアの保守	43
17.3.	ソフトウェア製品の保守	44
17.4.	データの保守	44
17.5.	保守実績の評価と改善	44

別紙一覧

1. ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項

1.1. 情報システムのユーザの種類、特性

本システムにおけるユーザの種類及び特性を以下に記載する。

表 1:ユーザの種類及び特性

	ユーザの	利用する機能			利用する	
No	ユーッの 種類	利用者	事業管理者	システム	利用する端末	ネットワーク
	主人	向け	向け	管理者向け		41. 7. 1. 7. 7
1	一般利用者				PC、タブレット、	インターネット
					スマートフォン、等	
2	管理者		0		PC、タブレット、等	インターネット
3	システム				PC、タブレット、等	インターネット
	運用担当者					
4	監督府省庁				PC、タブレット、等	インターネット
	担当職員					

1.2. ユーザビリティ要件

本システムに求めるユーザビリティ要件を以下に記載する。

表 2:ユーザビリティ要件

No	ユーザビリティ分類	ユーザビリティ要件
1	画面の構成	● 何をすればよいかが見て直ちに分かるような画面構成に
		すること。
		● 無駄な情報、デザイン及び機能を廃し、簡潔で分かりやす
		い画面にすること。
		● 十分な視認性のあるフォント及び文字サイズを用いるこ
		と。(文字サイズについては、ユーザ側の環境の設定で拡大
		等が可能なものとすること。)
		● ユーザ側の環境の設定で画面の大きさや位置の変更がで
		きること。
		● PC だけでなく、スマートフォンやタブレット端末よりイ
		ンターネット回線を介してアクセスすることも考慮し、そ
		れぞれの画面サイズに応じた表示(レスポンシブデザイ
		ン)を実現すること。
2	操作方法のしやすさ、	● 無駄な手順を省き、最小限の操作、入力等でユーザが作業
	分かりやすさ	できるようにすること。
		● 画面上で入出力項目のコピー及び貼付けができること。
		● 業務の実施状況によっては、ショートカットや代替入力方
		法が用意されること(例えば、片手だけで主要な操作が完
		了することが求められたり、マウスを利用することが困難
		であったりする場合が考えられる)
3	指示や状態の分かりや	● 操作の指示、説明、メニュー等には、ユーザが正確にその
	すさ	内容を理解できる用語を使用すること。
		● 必須入力項目と任意入力項目の表示方法を変えるなど各
		項目の重要度をユーザが認識できるようにすること。
		● システムが処理を行っている間、その処理内容をユーザが
		直ちに分かるようにすること。

No	ユーザビリティ分類	ユーザビリティ要件
4	エラーの防止と処理	● ユーザが操作、入力等を間違えないようなデザインや案内
		を提供すること。
		● 入力内容の形式に問題がある項目については、それを強調
		表示する等、ユーザがその都度その該当項目を容易に見つ
		けられるようにすること。
		● ファイルの登録等については、確認画面等を設け、ユーザ
		が行った操作又は入力の取消し、修正等が容易にできるよ
		うにすること。
		● 重要な処理については事前に注意表示を行い、ユーザの確
		認を促すこと。
		● エラーが発生したときは、ユーザが容易に問題を解決でき
		るよう、エラーメッセージ、修正方法等について、分かり
		やすい情報提供をすること。
5	ヘルプ	● ユーザが必要とする際に、ヘルプ情報やマニュアル等を参
		照できるようにすること。

1.3. アクセシビリティ要件

本システムに求めるアクセシビリティ要件を以下に記載する。

表 3:アクセシビリティ要件

No	アクセシビリティ分類	アクセシビリティ要件
1	基準等への準拠	● 本システムにおいてはアクセシビリティを確保し、ユーザ
		が操作しやすく誤操作の生じないシステムとなるよう設
		計するため、日本工業規格 JIS X 8341 シリーズ等に従い、
		アクセシビリティを確保した設計・開発を行うこと。
2	指示や状態の分かりや	● データの更新が行われた箇所、異常値が検出された箇所等
	すさ	については、色等を使って分かり易く表示すること。
		● 色の違いを識別しにくいユーザ(視覚障害のかた等)を考
		慮し、ユーザへの情報伝達や操作指示を促す手段はメッセ
		ージを表示する等とし、可能な限り色のみで判断するよう
		なものは用いないこと。

2. システム方式に関する事項

2.1. 情報システムの構成に関する全体の方針

本システムの構築に当たり、システム構成に関する全体の方針を以下に記載する。その他、具体的な個別事項については本定義書の各章を参照すること。

表 4:情報システムの構成に係る全体方針

No	全体方針の分類	全体方針	
1	システムアーキテク	本システムは、laaS/PaaS (MAFF クラウド	及びパブリック・
	チャ	クラウド)を利用して Web サービスを提	供することを前提
		とする。	
2	アプリケーションプ	本システムを構成する API 間の依存関係を	無くすとともに、
	ログラムの設計方針	再利用性および運用・保守性を確保するこ	と。API の構築に
		当たっては、API テクニカルガイドブック ^{[3}	[1]で推奨される技
		術を採用すること。	
		開発の生産性や保守性向上を目的とし、画面	面、業務ロジック、
		データアクセス方法を極力疎結合な構造と	し、変更等におけ
		る影響範囲を極小化するように考慮するこ	と。
3	ソフトウェア製品の	広く市場に流通し、利用実績を十分に有す	るソフトウェア製
	活用方針	品を活用する。	
		アプリケーションプログラムの動作及び性	能等に支障を来た
		さない範囲において、可能な限りオープン	ソースソフトウェ
		ア(OSS)製品(ソースコードが無償で公	開され、改良や再
		配布を行うことが誰に対しても許可されて	いるソフトウェア
		製品)の活用を図る。ただし、それらのOS	S製品のサポート
		が確実に継続されていることを確認しなけ	ればならない。
4	システム基盤の方針	laaS/PaaS (パブリック・クラウド) を利用	するクラウド型と
		すること。	

[注 1] 「API テクニカルガイドブック」(内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室、2019 年 3 月、https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/1020_api_tecnical_guidebook.pdf)

2.2. 情報システムの全体構成

本システムの全体構成図を以下に記載する。

gBizID システム運用 担当者WEB 運用担当者 管理者 **WEB** 管理者 合法性確認 合法性確認 システムDB システムAPI 般利用者 **WEB** 般利用者 クラリト 上に構築 他システム 連携

図 1:システム構成図

2.3. 開発方式及び開発手法

本システムの開発方式及び開発手法を以下に記載する。

表 5: 開発方式及び開発手法

No	項目	要件
1	開発方式	● 本システムの開発方式は、スクラッチ開発/アプリケーションプログラ
		ムの移植/ソフトウェア製品のカスタマイズのいずれかを前提とする。
2	開発手法	● 本システムの開発手法は、ウォーターフォール型・アジャイル型のどち
		らを採用してもよい。受注者が過去の情報システム開発(設計・開発)
		案件において、豊富な成功実績を有する設計・開発プロセスを採用する
		こと。
		● ただし、開発開始から運用開始までの期間は1年程度と想定しているの
		で、採用する開発手法に合わせ、以下のことに留意すること。
		● ウォーターフォール型は、採用率の高い手法である分、経験者も多く、
		開発を計画通りに進めやすいが、デメリットは、設計工程での作業ミス
		が発生した場合の手間が大きいこと、仕様変更・要件変更など手戻りに
		柔軟に対応できないなどである。よって、ウォーターフォール型を採用
		する場合はレビュー頻度を通常よりも多く設定し、手戻りをなるべく発
		生させないこと。
		● アジャイル型は、リリースまでに優先順位の高いシステムから開発がで
		きるため、短納期でサービスを届けられるが、反面、開発の方向性がず
		れやすいという欠点がある。この欠点を解消させるため、適切なスプリ
		ント期間(プランニングからレビューまで)を設定し、開発の方向性を
		補正しながら進めていくこと。

3. 規模に関する事項

3.1. 機器数及び設置場所

- 本システムを構成するクラウドサービスについては、他の機能要件、非機能要件を満たすものであれば特段の制約を設けず、提案に基づき発注者との調整により決定する。設置場所についても他の機能要件、非機能要件を満たす日本国内であれば特段の制約を設けず、提案に基づき発注者との調整により決定する。
- 管理者端末については、他の機能要件、非機能要件を満たすものであれば特段の制約を設けず、提案により決定する。
- 利用者端末や、利用者がシステムへ接続するためのアクセス通信網については各利用者が準備するものであるが、本システムを利用するためにハードウェアや OS を含むソフトウェア 等に関して何らかの制約や条件がある場合は明らかにすること。ただし、利用者端末は既存の端末を流用することが前提であり、利用者端末環境(ハードウェア、OS を含むソフトウェア等)は統一されていないことを想定する。

3.2. データ量

- データ量については、合法性情報 1 レコードあたりのテキストデータ容量は 10Kbyte $(100byte \times 100 \ \mbox{項目})$ を想定すること。また、合法性情報 $1 \ \mbox{レコードあたりのイメージデータ容量は 10Mbyte} (5Mbyte <math>\mbox{\tiny [$\dot{1}$}^{\dot{2}]} \times 2$ 帳票)を想定する。
- 通信時には処理対象データはペイロードに相当し、データ送受信時にはサイズに応じて複数 のパケットに分割の上、伝送処理のための管理情報(プロトコル対応の制御情報、ヘッダや トレーラ)が付加されるため、通信量はデータ量よりも大きくなることに留意する。
- データについては、電子帳簿保存法に基づくデータ保存は本システムでは行わない。ただし、 年報作成等の統計業務の目的としたデータ保存期間は原則 5 年間とする。なお、サービスの 利用状況等を踏まえ最大 10 年間保存できるよう設計検討を行うこととし、詳細は設計・開発 フェーズ以降にて調整・協議のうえ、発注者の決定に従うこと。
- 管理者(国、等のシステム運営主体)は業務要件で記載の以下の業務を実施するための各種 管理データを利用する。当該データ量に関しては、設計・開発フェーズ以降にて調整・協議 し、発注者の決定に従うこと。
 - マスタデータのメンテナンス:コード等のマスタ情報など。
 - ▶ システムの保守・運用:本システムの障害情報など。

[注 2] 合法性確認に用いられた書類の PDF は、複数取引をまとめたり、認証材付きのものでも 1 MB 程度。現場で発生する納品書等をカメラで撮影する場合はこれよりも増えることは想定されるが、500Kbyte の写真でも十分に情報伝達が可能。図面などを取り扱うとサイズが飛躍的に上昇するが、出現頻度は多くない。これを踏まえ、イメージデータ容量を 10Mbyte としている。

3.3. 処理件数

本システムに係る利用者が実施する業務処理件数に関しては、業務要件で記載の通りとなる。 (業務要件定義書「3. 規模に関する事項 - 3.2. 処理件数」を参照。)

3.4. 利用者数

本システムの利用者数(見込み)に関しては、業務要件で記載の通りとなる。(業務要件定義書「3. 規模に関する事項 - 3.1. サービスの利用者数」を参照。)

4. 性能に関する事項

4.1. 応答時間 (レスポンスタイム、ターンアラウンドタイム、サ

ーバ処理時間)

- 本システムの利用に関しては、利用者の通信環境の条件が多種多様であることが想定されるため、通信時間(伝送時間)を含めたオンライン処理におけるターンアラウンドタイムについての目標を設定することは適切ではない。そのため通信時間(伝送時間)を除いた、システム内におけるクラウドサービスの応答時間(レスポンスタイム)、つまりシステム内における処理時間とシステム内の通信時間として、以下の目標を設定する。
 - ▶ 応答時間 (レスポンスタイム)
 - 管理機能以外: 平常時 3 秒以内(順守率 90%^[注 3])、ピーク時 5 秒以内(順守率 80% ^[注 4])
 - ◆ 管理機能: 平常時 8 秒以内 (順守率 90%^[注 3])、ピーク時 14 秒以内 (順守率 80%^[注 4])
 - ◆ 採用するクラウドサービスの SLA (Service Level Agreement、サービス品質保証) に照らして上記の目標値を達成することが困難な場合などには、採用するクラウド 環境で実現可能な応答時間(レスポンスタイム)の目安を明示すること。

[注 3] 「非機能要求グレード 2018」(独立行政法人情報処理推進機構、2018 年 4 月、https://www.ipa.go.jp/sec/softwareengineering/std/ent03-b.html)において「社会的影響が限定されるシステム」における指標値「B.2.1.1 オンラインレスポンス/通常時レスポンス順守率」レベル 3 の推奨値「90%」を採用

[注 4] 「非機能要求グレード 2018」(独立行政法人情報処理推進機構、2018 年 4 月、https://www.ipa.go.jp/sec/softwareengineering/std/ent03-b.html)において「社会的影響が限定されるシステム」における指標値「B.2.1.2 オンラインレスポンス/ピーク時レスポンス順守率」レベル 2 の推奨値「80%」を採用

4.2. スループット

- 本システムのサービス提供時間(利用者が使用可能な時間)に関しては、業務要件で記載の通り、通常は9時~17時であるが、本システムのサービス提供時間は極力365日24時間としている。そのため、バッチ処理時間については以下の目標を設定する。
 - ▶ 365 日 24 時間のサービス提供となることを見据えて、本システムでの処理件数の少ない時間帯にオンラインでのバッチ処理を行うなど、サービス・業務への影響を少なくするよう検討すること。
 - ▶ バッチ処理においてサービス停止がやむをえない場合は、サービス・業務への影響が少なくなるよう検討し、その時間(再実行の余裕を確保すること)^[注5]や頻度を発注者と調整すること。

[注 5] 「非機能要求グレード 2018」(独立行政法人情報処理推進機構、2018 年 4 月、 https://www.ipa.go.jp/sec/softwareengineering/std/ent03-b.html)において「社会的影響が限定されるシステム」における指標値「B.2.2.1 バッチレスポンス(ターンアラウンドタイム)/通常時レスポンス順守度合い」及び「B.2.2.2 バッチレスポンス(ターンアラウンドタイム)/ピーク時レスポンス順守度合い」レベル 2 の推奨値「再実行の余裕が確保できる」を採用

5. 信頼性に関する事項

5.1. 可用性要件

- ▶ 以下の算式により算出する稼働率について 99.9%^[注 6]を満たすこと。
 稼働率(%) = 1ヶ月の実稼働時間 ÷ 1ヶ月の予定稼働時間 × 100
 = (1 (1ヶ月の停止時間) ÷ 1ヶ月の予定稼働時間) × 100
 - ▶ 予定稼働時間とは、稼働すべき時間を指し、計画停電及び定期保守等の事前に計画した 停止時間を除く。
 - ▶ 停止時間とは、計画外で本システムが停止していた時間、あるいは多数の利用者が使用できない状態にあった時間を指し、待機系システム等への切り替えのために発生した停止時間、障害発生から復旧のために必要となった停止時間及び人為的なミスにより発生した停止時間を含む。
- 採用するクラウドサービスの SLA に照らして、上記の 99.9%を達成することが困難な場合、あるいは冗長化を行えば達成は可能であるがコスト対効果の観点で課題が残ると考えられる場合などには、その旨を示した上で、業務要件に照らして最もコスト対効果が高いと考えられるように検討すること。その他、採用するクラウドサービスにおいてアップデート対応のために計画停止等の時間が必要となることが予め判明している場合には、当該期間がどの程度事前に把握できるのか、変更等の調整は可能なのか等についても提案書で明示すること。

[注 6] 「非機能要求グレード 2018」(独立行政法人情報処理推進機構、2018 年 4 月、https://www.ipa.go.jp/sec/softwareengineering/std/ent03-b.html)において「社会的影響が限定されるシステム」における指標値「A.1.5.1 稼働率/稼働率」レベル 4 の推奨値「99.99%」に次ぐ値を採用

5.2. 可用性に係る対策

- 前項の目標値について採用するクラウドサービスの SLA 等により評価するとともに、クラウドサービス事業者に公開可能な範囲について基盤構成を確認し、下記の負荷分散、縮退運転、 冗長化、障害調査について検討し、必要に応じて適宜契約内容に含めること。
 - ▶ 通常時の負荷分散は可能か。
 - ▶ 障害発生時や基盤アクセス集中時(輻輳時)の縮退運転は可能か。
 - ▶ 障害発生時の運用として組織的かつ計画的・予防的に行えるように準備し、通信経路やサーバ構成(ホットスタンバイ、コールドスタンバイなど)は冗長化されているか。
 - ▶ クラウドサービスを構成するハードウェア、ソフトウェア(OS、ミドルウェア、各種プログラム、DBMS、プロトコル等)の障害発生時に障害内容の調査は容易に行うことができるか。

5.3. 完全性要件

- 下記の内容について採用するクラウドサービスの SLA 等により評価するとともに、クラウドサービス事業者に公開可能な範囲で確認し、必要に応じて適宜契約内容に含めること。達成することが困難な場合、あるいは達成は可能であるがコスト対効果の観点で課題が残ると考えられる場合などには、その旨を示した上で、業務要件に照らして最もコスト対効果が高いと考えられるように検討すること。
 - ▶ 障害時や誤操作等により重要なデータが安易に消去されることのないよう、必要な措置 を行うこと。
 - ▶ 業務に用いるデータの信頼性を確保し、データの正確性・保全性を維持するため、データについては二重化などの冗長構成をとるなど必要な措置を行うこと。
 - データの整合性を確保するため、更新処理においては十分なデータチェックを行うこと。 エラー等により処理が中断された場合には、データを処理実行前の状態に戻すこと。
 - ➤ データの保全性を確保するため、業務に用いるデータのバックアップ処理は、業務への 影響を排除した設計とすること。
 - ▶ 異常な入力や処理を検出し、データの滅失や改変を防止する対策を講ずること。
 - ▶ 処理の結果を検証可能とするため、ログ等の証跡を残すこと。
 - データの複製や移動を行う際に、データが毀損しないよう、保護すること。
 - ▶ データの複製や移動を行う際にその内容が毀損した場合でも、毀損したデータ及び毀損していないデータを特定するための措置を行うこと。

6. 拡張性に関する事項

6.1. 性能の拡張性

- ◆ 本システムの利用者数については、業務要件で記載の通り、第1次稼働リリース時(2025年4月)に対して5年目には約2倍を想定しているが、オンライン処理、バッチ処理とも性能が劣化することのないよう、処理能力の向上やデータ保存領域の拡張等のため、クラウドサービスにおけるスケールアップ/スケールダウン(動作環境の変更)などが容易に可能なこと。
- 本システムを拡張する必要が生じた場合、クラウドサービスの契約料については、原則として初期構築時の単価と同程度で提供すること。
- 本システムのサービス導入は段階式移行を行うため、その段階導入のタイミングと併せて、 ネットワークや接続機器の最適な拡張が可能な構成とすること。

6.2. 機能の拡張性

- 利用者ニーズ及び業務環境の変化等に最小コストで対応可能とするため、本システムを構成 する各機能の再利用性を確保する。
- 将来の制度変更や対象業務の追加等に伴い、本システムで扱うデータ項目や外部インタフェースに追加等が生じることが想定されるため、データ設計にあたっては項目変更(追加、削除、統合、分割、属性変更など)にあたっては改修規模・費用を最小限に抑えるよう対策を講ずること。

7. 上位互換性に関する事項

- 本システムを構成するクラウドサービスの動作環境等が限定されている場合には、その制約の具体的な内容について明らかにすること。特定の OS、ミドルウェア、ソフトウェア、DBMS (Database Management System、データベース管理システム)、プロトコル等のバージョンに依存することが判明している場合は、その利用を最低限とすること。
- 本システムを構成するクラウドサービスの OS、ミドルウェア、ソフトウェア、DBMS、プロトコル等のバージョンアップの際、必要な調査及び作業を実施することで、バージョンアップに対応可能な基盤とすること。
- ユーザ端末の OS 等のバージョンアップに備え、OS 等の特定バージョンに依存する機能が判明している場合は、その利用を最低限とすること。
- 契約期間中に本システムの稼働環境として導入しているソフトウェアのバージョンアップが 発生した場合は、原則として追加費用なくバージョンアップ後の環境を前提として構築を行 うこと。

8. 中立性に関する事項

8.1. オープンな標準的技術又は製品に関する事項

- 本システムで利用するクラウドサービスについて、採用するクラウドサービスの SLA 等により下記の内容を評価するとともに、クラウドサービス事業者に公開可能な範囲で確認し、必要に応じて適宜契約内容に含めること。内部仕様が公開されていなくても供給するクラウドサービス事業者において競争性が確保され中立性の趣旨において問題とならない場合は、その旨を記載すること。
 - ▶ 採用されているハードウェア、ソフトウェア等は、原則として特定ベンダーの技術に依存しない、オープンな技術仕様に基づいているか。
 - ▶ 採用されているハードウェア、ソフトウェア等は、原則としてオープンなインタフェースを利用して接続又はデータの入出力が可能であるか。
 - ➤ 採用されているハードウェア、ソフトウェア等の構成要素は、原則として標準化団体(ISO、 IETF、ITU、JISC等)が規定又は推奨する各種業界標準に準拠しているか。

8.2. 他事業者への円滑な引き継ぎに関する事項

- 採用する SLA やクラウドサービス事業者との契約内容、公開されている情報(ハードウェア、 ソフトウェア等)をとりまとめ、他事業者への引き継ぎを可能とすること。
- 運用・保守や追加開発等の役務を調達する必要が生じた場合に特定のクラウドサービス事業者に依存することなく十分な競争性が働くものとすること。
- 本システム更改の際に、移行の妨げや特定の装置やプログラム等に依存することを防止する ため、原則として基盤内のデータを標準的な形式で取り出すことができるものとすること。

9. 継続性に関する事項

9.1. 継続性に係る目標値

- ◆ 本システムでは、障害や大規模災害等として以下のような場合を想定する。
 - ▶ 地震、火災、風水害等、攻撃等による直接的な基盤の損壊。
 - ▶ 基盤周辺のライフライン (電力、通信等) の機能不全のよる基盤の長時間停止
 - ▶ マルウェア感染や不正侵入等のネットワークを介した攻撃による長時間停止
- 本システムは、復旧時間の目標値として以下を満たすこと。ただし、基盤と利用者間のネットワーク部分に障害の原因がある場合は除外してよい。

障害発生時:1時間^[注7] 業務停止時:12時間^[注8] 大規模災害時:1週間^[注9]

- ➤ 大規模災害時については必ずしも完全復旧ではなく、管理機能よりも情報連携機能を優先させ、業務実施に必要となるデータ入出力のための API や GUI を利用できるようそれらを優先して復旧し、機能を限定した縮退運用により業務を継続することができればよい。
- ▶ 採用するクラウドサービスの SLA に照らして、上記の目標値を達成することが困難な場合、あるいは冗長化を行えば達成は可能であるがコスト対効果の観点で課題が残ると考えられる場合などには、その旨を示した上で、業務要件に照らして最もコスト対効果が高いと考えられるように検討すること。

「注7」「非機能要求グレード 2018」(独立行政法人情報処理推進機構、2018 年 4 月、

https://www.ipa.go.jp/sec/softwareengineering/std/ent03-b.html) において「社会的影響が限定されるシステム」における指標値「A.1.2.2 業務継続性/サービス切替時間」レベル 3 の推奨値「60 分未満」を採用

[注8] 「非機能要求グレード 2018」(独立行政法人情報処理推進機構、2018年4月、

https://www.ipa.go.jp/sec/softwareengineering/std/ent03-b.html) において「社会的影響が限定されるシステム」における指標値「A.1.3.2 目標復旧水準(業務停止時)/RTO(目標復旧時間)」レベル3の推奨値「12時間以内」を採用

「注9」「非機能要求グレード 2018」(独立行政法人情報処理推進機構、2018 年 4 月、

https://www.ipa.go.jp/sec/softwareengineering/std/ent03-b.html) において「社会的影響が限定されるシステム」における指標値「A.1.4.1 目標復旧水準(大規模災害時)/システム再開目標」レベル3の推奨値「1週間以内に再開」を採用

9.2. 継続性に係る対策

- バックアップの取得は日次^[注 10]、バックアップの保存は3年間^[注 11]とし、対象ことにバックアップの取得方法や保存先等を考慮し適切なバックアップ処理が可能な基盤とすること。
- バックアップの取得は自動化し、成否について運用管理者へ通知する機能を具備すること。 なお、自動化されたバックアップ処理についても運用管理者による手動バックアップの取得 が可能であること。
- クラウドサービス事業者から提供されるバックアップサービスを利用して差し支えない。ただし、利用するサービスの種類、同時被災しないことを前提としたバックアップサイトの場所、バックアップデータの取得時期及び保持期間(世代管理を含む)、自動化の程度等については、対象とするデータの性質等に応じて、業務へ影響を与えず、かつコスト対効果が高いものを適宜選定すること。

[注 10] 「非機能要求グレード 2018」(独立行政法人情報処理推進機構、2018 年 4 月、 https://www.ipa.go.jp/sec/softwareengineering/std/ent03-b.html)において「社会的影響が限 定されるシステム」における指標値「C.1.2.5 バックアップ/バックアップ取得間隔」レベル 4 の 推奨値「日次で取得」を採用

[注 11] 「非機能要求グレード 2018」(独立行政法人情報処理推進機構、2018 年 4 月、 https://www.ipa.go.jp/sec/softwareengineering/std/ent03-b.html)において「社会的影響が限 定されるシステム」における指標値「C.1.2.6 バックアップ/バックアップ保存期間」レベル 2 の推奨値「3 年」を採用

10. 情報セキュリティに関する事項

[注 12]

10.1. 侵害対策要件

(1) 通信回路対策

- 通信経路の分離:不正の防止及び発生時の影響範囲を限定するため、外部との通信を行うサーバ装置及び通信回線装置のネットワークと、内部のサーバ装置、端末等のネットワークを通信回線上で分離すること。
- 不正通信の遮断:通信回線を介した不正を防止するため、不正アクセス及び許可されていない通信プロトコルを通信回線上にて遮断する機能を備えること。
- 通信のなりすまし防止:本システムのなりすましを防止するために、サーバの正当性を確認できる機能を備えること。具体例としては、より安全な通信のために HTTPS(Hypertext Transfer Protocol Secure)などのセキュアなプロトコルを利用し、サーバの認証・通信内容の暗号化・改竄検出などを行うことで、なりすまし・中間者攻撃・盗聴などの攻撃を防ぐこと。
- サービス不能化の防止:サービスの継続性を確保するため、構成機器が備えるサービス停止 の脅威の軽減に有効な機能を活用して本システムを構築すること。

(2) 不正プログラム対策

● 不正プログラムの感染防止:不正プログラム(ウイルス、ワーム、ボット等)による脅威に備えるため、想定される不正プログラムの感染経路の全てにおいて感染を防止する機能を備えるとともに、新たに発見される不正プログラムに対応するために機能の更新が可能であること。

「注 12] 本事項については、以下に準拠する。

- 「情報システムに係る政府調達におけるセキュリティ要件策定マニュアル」 (内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター、2022 年 7 月、 https://www.nisc.go.jp/policy/group/general/sbd sakutei.html)
- 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」 (内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター、2021 年 7 月、 https://www.nisc.go.jp/policy/group/general/kijun.html)

(3) セキュリティホール対策

- 構築時の脆弱性対策:本システムを構成するクラウドサービスの脆弱性を悪用した不正を防止するため、開発時に脆弱性の有無を確認の上、運用上対処が必要な脆弱性は修正の上で納入すること。
- 運用時の脆弱性対策:運用開始後、新たに発見される脆弱性を悪用した不正を防止するため、 本システムを構成するクラウドサービスの更新を効率的に実施する機能を備えるとともに、 更新漏れを防止する機能を備えること。

10.2. 不正監視・追跡

(1) ログ管理

- ログの蓄積・管理:本システムに対する不正行為の検知、発生原因の特定に用いるために、本システムの利用記録、例外的事象の発生に関するログを蓄積し、3 年間^[注 13]保管するとともに、不正の検知、原因特定に有効な管理機能(ログの検索機能、ログの蓄積不能時の対処機能等)を備えること。
- ログの保護:ログの不正な改ざんや削除を防止するため、ログに対するアクセス制御機能を備えるとともに、ログのアーカイブデータの保護(消失及び破壊や改ざん等の脅威の軽減)のための措置を含む設計とすること。
- 時刻の正確性確保:情報セキュリティインシデント発生時の原因追及や不正行為の追跡において、ログの分析等を容易にするため、基盤内の機器を正確な時刻に同期する機能を備えること。

[注 13] 「非機能要求グレード 2018」(独立行政法人情報処理推進機構、2018 年 4 月、https://www.ipa.go.jp/sec/softwareengineering/std/ent03-b.html)において「社会的影響が限定されるシステム」における指標値「E.7.1.2 不正監視/ログ保管期間」レベル 2 の推奨値「3 年」を採用

(2) 不正監視

● 侵入検知:不正行為に迅速に対処するため、通信回線を介して送受信される通信内容を監視 し、不正アクセスや不正侵入を検知及び通知する機能を備えること。

10.3. アクセス・利用制限

(1) ユーザ認証

● ユーザ認証:本システムによるサービスを許可された者のみに提供するため、本システムに アクセスするユーザの認証については、API テクニカルガイドブック^[注 1]でも推奨される Open ID connect とする。本システムに接続する他システム及びプラットフォームの認証に ついては、アクセストークン認証とする。

(2) アカウント管理

- ライフサイクル管理:ユーザのアクセス権を適切に管理するため、ユーザが用いるアカウント(識別コード、主体認証情報、権限等)を管理(登録、更新、停止、削除等)するための機能を備えること。
- 管理者権限の保護:特権を有する管理者による不正を防止するため、管理者権限を制御する 機能を備えること。

10.4. データ保護

- 通信経路上の盗聴防止:通信回線に対する盗聴行為やユーザの不注意による情報の漏えいを防止するため、通信回線を暗号化する機能を備えること。暗号化の際に使用する暗号アルゴリズムについては、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」 [注14]等を参照し決定すること。
- 保存情報の機密性確保:本システムに蓄積された情報の窃取や漏えいを防止するため、情報へのアクセスを制限できる機能を備えること。また、外部との接続のある本システムにおいて保護すべき情報をユーザが直接アクセス可能な機器に保存しないこと。全ての保存情報は「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」[注14]等を参照して適切な暗号アルゴリズムを使用し、システム管理者や運用担当者による復号・解読も不可能とすること。

[注 14] 「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」 (総務省及び経済産業省、2022 年 3 月、

https://www.cryptrec.go.jp/list/cryptrec-ls-0001-2012r7.pdf)

10.5. 物理対策

- 情報の物理的保護:情報の漏えいを防止するため、以下に記載するような対策等によって、 物理的な手段による情報窃取行為を防止・検知するための機能を備えること。
 - ⇒ 端末の離席対策(自動スクリーンロック等)
 - ▶ 端末のワイヤーロック
 - ▶ 施錠可能なサーバラックの採用
 - ディスプレイの盗み見防止フィルタ
 - ▶ 記憶装置のパスワードロック、暗号化
 - データ消去ソフトや物理的破壊等による情報の完全廃棄
 - ▶ 携帯電話、メモリデバイス等の持込みの監視及び制限
 - ▶ 物品持ち出し管理システム
 - ▶ 通信ケーブル及び通信回線装置の物理的保護(床下への埋設等)
 - ▶ 遠隔データ消去による盗難・紛失対策
 - ▶ テンペスト(電磁波盗聴)対策システム
- 侵入の物理的対策:物理的な手段によるセキュリティ侵害に対抗するため、情報システムの 構成装置(重要情報を扱う装置)については、以下に記載するような対策等によって、外部 からの侵入対策が講じられた場所に設置すること。
 - ▶ 入退室の制限及び記録
 - ▶ 遠隔映像監視
 - ▶ 侵入警報

10.6. サプライチェーン・リスク対策

● クラウドサービスにおいて不正プログラム等が組み込まれることへの対策:本システムのクラウドサービス利用において、監督府省庁が意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。当該品質保証体制を証明する書類(例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図)を提出すること。

10.7. ユーザ保護

(1) 情報セキュリティ水準低下の防止

● 情報セキュリティ水準低下の防止:本システムのユーザの情報セキュリティ水準を低下させ ないように配慮した上でアプリケーションプログラムやウェブコンテンツ等を提供すること。

(2) プライバシー保護

● プライバシー保護:本システムにアクセスするユーザのアクセス履歴、入力情報等を当該ユーザが意図しない形で第三者に送信されないようにすること。

10.8. クラウドサービスの利用

- クラウドサービスの利用にあたっては、情報の管理や処理をクラウドサービス事業者に委ねるため、上記の10.1~10.7の情報セキュリティ対策要件をクラウドサービス事業者に確認し、必要に応じて適宜契約内容にも含めること。適切なクラウドサービス事業者を選定し、以下のようなクラウドサービス特有のリスクを低減すること。
 - ▶ クラウドサービスは、そのサービス提供の仕組みの詳細をユーザが知ることがなくても 手軽に利用できる半面、クラウドサービス事業者の運用詳細は公開されないためにユー ザにブラックボックスとなっている部分があり、ユーザの情報セキュリティ対策の運用 において必要な情報の入手が困難である。
 - ▶ オンプレミスとクラウドサービスの併用やクラウドサービスと他のクラウドサービスの 併用等、多様な利用形態があるため、ユーザとクラウドサービス事業者との間の責任分 界点やサービスレベルの合意が容易ではない。
 - ▶ クラウドサービス事業者が所有する資源の一部をユーザが共有し、その上に個々のユーザが管理する情報システムが構築されるなど、不特定多数のユーザの情報やプログラムを一つのクラウド基盤で共用することとなるため、情報が漏えいするリスクが存在する(マルチテナント)。
 - ▶ クラウドサービスで提供される情報が国外で分散して保存・処理されている場合、裁判 管轄の問題や国外の法制度が適用されることによるカントリーリスクが存在する。
 - ▶ サーバ装置等機器の整備環境がクラウドサービス事業者の都合で急変する場合、サプライチェーン・リスクへの対策の確認が容易ではない。

- 情報セキュリティ確保のためにクラウドユーザ自らが行うべきこと、クラウドサービス事業 者に対して求めるべきこと等をまとめたガイドラインについては、以下を参考とすること。
 - ▶ 総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン(第3版)」 (2021年9月)
 - https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01cyber01_02000001_00121.html
 - ▶ 経済産業省「クラウドサービス利用のための情報セキュリティマネジメントガイドライン」(2014年3月)
 - https://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/downloadfiles/cloudsec2013fy.pdf

11. 情報システム稼働環境に関する事項

11.1. クラウドサービス要件

本システムは、「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略本部)において示されている「クラウド・バイ・デフォルト」の考え方に即して、クラウドサービスを利用して構築する。具体的には、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」(2018 年(平成 30 年)6 月 7 日各府省 CIO 連絡会議決定)に即して、原則として laaS/PaaS(パブリック・クラウド)の利用を前提とする。

なお、利用するクラウドサービスは、以下の要件を満たすものとすること。

- 情報資産を管理するデータセンターの物理的所在地が日本国内であること。
- 監督府省庁の指示によらない限り、一切の情報資産について日本国外への持ち出しを行わないこと。
- 障害発生時に縮退運転を行う際にも、情報資産が日本国外のデータセンターに移管されない こと。
- クラウドサービスの利用契約に関連して生じる一切の紛争は、日本の地方裁判所を専属的合 意管轄裁判所とするものであること。
- 契約の解釈が日本法に基づくものであること。
- 情報資産の所有権がクラウドサービス事業者に移管されるものではないこと。従って、監督 府省庁が要求する任意の時点で情報資産を他の環境に移管させることができること。
- 法令や規制に従って、クラウドサービス上の記録を保護すること。
- 情報資産が残留して漏えいすることがないよう、必要な措置を講じること。
- 自らの知的財産権についてクラウドユーザに利用を許諾する範囲及び制約を、クラウドユーザに通知すること。
- ◆ クラウドセキュリティに関する次のいずれかを取得していること。
 - ➤ ISO/IEC27017:2015 認証
 - ➤ CS ゴールドマーク

パブリック・クラウドを用いたシステムを計画・構築する際に必要となる基本的な考え方については、以下を参考とすること。

政府 CIO ポータルディスカッションペーパー「パブリック・クラウドを利用した情報システムにおける計画・構築時の基本的な考え方」(2019 年 4 月)

https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/dp2019_01.pdf https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/dp2019_01-01.pdf

11.2. ハードウェア要件

本システムで利用するクラウドサービスについては、SLA やクラウドサービス事業者との契約内容、公開されている情報(ハードウェア、ソフトウェア等)により、以下の要件を満たしていることを確認すること。

- 本要件定義書記載の要件を満たす最適、且つ合理的で費用対効果の優れたハードウェア構成 (搭載するソフトウェア及びネットワーク構成を含む)であること。
- 前記の「情報セキュリティに関する事項」を満たす構成であること。
- システム使用容量の増加への対応及び運用作業を容易に行えるハードウェア構成となっていること。
- 環境に配慮し、省スペース、電源容量、発熱量等について考慮されていること。

11.3. ソフトウェア要件

本システムで利用するクラウドサービスについては、SLA やクラウドサービス事業者との契約内容、公開されている情報(ハードウェア、ソフトウェア等)により、以下の要件を満たしていることを確認すること。

- 汎用的な複数の製品(サーバ、OS等)でソフトウェアが動作できること。なお、以下のブラウザにおいては、公示時点の最新バージョンのブラウザでの動作を保証するよう構築されていること。
 - Microsoft(R) Edge
 - Mozilla Firefox
 - > Apple(R) Safari
 - ➤ Google Chrome
- ユーザ数、業務量が同程度の民間企業又は行政機関等で同規模以上のシステムに導入され、 十分な稼動実績を有するソフトウェアが選定されていること。
- ユーザの利便性に配慮したソフトウェア構成であること。
- 安定性及び安全性の確保のため、導入されているソフトウェアは調達段階での最新のバージョンが使用されていること。
- 本要件定義書に定めた要件、費用対効果及びソフトウェア製品の組み合わせを総合的に検討 したうえで、本システムで利用するクラウドサービスを決定すること。

11.4. ネットワーク要件

前記の「情報セキュリティに関する事項」を満たし、且つインターネットへ接続できるよう構築すること。

11.5. 施設・設備要件

本システムで利用する施設・設備は各事業者がそれぞれ持っているものを使用する。

12. テストに関する事項

12.1. 基本方針

設計・開発事業者は、テスト手法及び品質検証の手法として、過去の情報システム構築案件において、豊富な成功実績を有する手法を利用すること。なお、設計・開発事業者固有のテスト手法及び品質検証手法を利用する場合は、ISO/IEC12207、共通フレーム SLCPJCF2013 等の標準的なテスト手法、ISO/IEC25040 等の標準的な品質評価規格との対応関係について監督府省庁に説明すること。

本業務において行うテストの方針を以下に記載する。

表 6:テストの基本方針

	200000000000000000000000000000000000000			
No	テストの名称	テストの方針		
1	単体テスト	● プログラム及びモジュールが個別単体において正しく機能する		
		ことを確認するためのテストを実施する。		
2	結合テスト	● 本システムで想定される機能全体において、段階的にプログラ		
		ム及びモジュールを結合した状態でテストを行い、アプリケー		
		ションプログラムの結合が完全であること、詳細設計の内容を		
		実現していることを確認するためのテストを実施する。		
3	総合テスト	● 本システム全体の欠陥除去及びシステムの要件の充足を目的と		
		し、システム全体として妥当であることを機能性、使用性、運		
		用性、性能、信頼性及びセキュリティ等の観点から確認するた		
		めのテストを本番環境と同様の環境にて実施する。		
4	連携テスト	● 本システムと、利用者側の他システム及びプラットフォームと		
		の接続が、適切に実施できることを確認するためのテストを実		
		施する。		
5	受入テスト	● 機能及び運用手順の確認を目的として、監督府省庁が受入テス		
		トを実施する。設計・開発事業者は、受入テストの実施要件に		
		従って、監督府省庁が受入テストを実施する上で必要な支援を		
		行う。		

各テストを行うため、単体テスト、結合テスト及び総合テストについて、テスト体制、テスト環境、作業内容、作業スケジュール、テストシナリオ、合否判定基準等を記載した「テスト計画書」を作成し、監督府省庁と協議の上、承認を得ること。

各テスト実施時に「テスト計画書」に基づきテストケース、テスト項目、テスト手順、テスト 条件、想定するテスト結果等を含む「テスト仕様書」を作成の上、テスト実施期間中には監督府 省庁に適宜進捗報告を行い、テスト終了時には、実施内容、品質評価結果及び次工程への申し送 り事項等について、テストごとに「結果報告書」を作成し、監督府省庁と協議の上、承認を得る こと。

必要に応じてテストツール、テスト管理ツールを活用し、効率良くテストを実施すること。

12.2. テストの種類及び目的、内容

各テストの目的、内容を以下に記載する。

表 7:テストの内容

No	テストの名称	テストの内容
1	単体テスト	【新規作成する機能】
		● 設計・開発事業者は、以下のとおり、本システムを構成する機
		能別にテストを実施すること。
		● プログラムソースコードを網羅するホワイトボックステスト
		(命令網羅、分岐網羅、条件網羅)、関数又は機能の入出力を網
		羅するブラックボックステストの双方を行うこと。
		【パッケージ化されている機能】
		● ソフトウェアパッケージ製品を利用した新規作成機能を対象と
		し、動作検証テストを実施すること。
2	結合テスト	● テスト対象機能について、同値分析、境界値分析、原因結果分
		析を行い、その結果を踏まえてテストケース、テスト項目を設
		定すること。
		● 本システムに備えるユーザインタフェースについて、仕様どお
		りに操作できるか、誤った操作をしても適切なエラーメッセー
		ジが表示されるか等の操作確認を行うこと。
		● テスト対象に対して異常データを含む様々なバリエーションの
		データを投入し、動作及び処理結果を確認すること。
		● 結合したプログラム及びモジュールが正常に問題なく動作する
		ことを確認すること。

No	テストの名称	テストの内容
3	総合テスト	● 機能テスト、操作マニュアルテストは実運用を想定した環境下
		でテストを実施し、障害時対応を含めて、各業務シナリオの実
		運用で定められた手順・体制等により問題なく運用できること
		を検証すること。
		● 性能テスト、負荷テストにおいて、充分な性能を満たせない場
		合は、監督府省庁と協議の上、速やかに性能改善に取り組むこ
		と。
4	連携テスト	● 機能テスト、操作マニュアルテストは実運用を想定した環境下
		でテストを実施し、障害時対応を含めて、複数の他システム及
		びプラットフォームとの連携が問題なく運用できることを検証
		すること。
		● 性能テスト、負荷テストにおいて、充分な性能を満たせない場
		合は、監督府省庁と協議の上、速やかに性能改善に取り組むこ
		と。
		● 外部連携テストにおいて、「機能要件定義書」に示した外部の連
		携情報システムと正常に連携可能であること等のテストを行う
		こと。また、テストを実施するに当たり、連携先システムとの
		調整を行うこと。
		● テストを実施するに当たり、連携先システムとの調整を行うこ
		と。
5	受入テスト	● 監督府省庁は、本調達の設計・開発事業者が作成する、テスト
		体制、テスト環境、作業内容、作業スケジュール、テストシナ
		リオ、合否判定基準等を記載した「受入テスト計画書」の案の
		内容を確認し、適宜修正の上、内容を確定させる。
		● 設計・開発事業者は、可能な限り本番環境に近いテスト環境を
		用意すること。
		● 設計・開発事業者は、可能な限り本番運用に近いテストシナリ
		オを準備すること。
		設計・開発事業者は、監督府省庁が実施する受入テストに必要
		に応じて立ち合いを行うこと。立ち合いを行う対象・期間はテ
		スト計画書において協議し・決定する。また、立ち合いを行う
		受入テストについては、設計・開発事業者がその結果を整理す
		ること。
		● 監督府省庁は、受入テストの結果を踏まえ、設計・開発事業者

No	テストの名称	テストの内容
		に対し、必要に応じ、課題等の指摘を行うので、設計・開発事
		業者は監督府省庁からの受入テスト結果報告内容を取りまと
		め、必要に応じ指摘事項への対応を行うこと。

12.3. テスト環境

設計・開発事業者にて準備したテスト環境にて単体テスト及び結合テストを実施すること。

また、連携テスト、総合テスト及び受入テストは、実際に導入する機器をシステム運用する環境に移設した環境にて実施すること。また、既設の機器等を使用する必要がある場合には、使用する機器等、その理由、作業日時、作業担当者等をあらかじめ取りまとめ、監督府省庁、関係部局等と調整・協議のうえ、監督府省庁の承認を得ること。なお、不足する機器等がある場合には、設計・開発事業者にて準備すること。

また、「機能要件定義書」に記載されたサービスのテストを実施可能な環境を準備すること。

設計・開発事業者は、本システム稼働開始後は運用・保守業務において、アプリケーションプログラム保守等の対応が発生した際のテスト環境を構築すること。なお、「機能要件定義書」に記載されたサービスのテストを想定するが、テスト用に縮退を前提とする最小構成にて構築すること。

12.4. テストデータ

各テストデータは、原則として設計・開発事業者が擬似データを作成して用いること。ただし、 外部の連携情報システムとの総合テストについては、設計・開発事業者が調整を行いテストデー タの作成分担を決定し、監督府省庁の承認を得ること。

各テストで使用したテストシナリオ、テストスクリプト、テストデータ等については、受入テスト、運用業務期間における動作確認等において、それらを一部改変して再利用できるようにしておくこと。

13. 移行に関する事項

本システムは、今回新規に構築されるものであり、原則としてシステム移行は発生しない。また、本システムの連携対象システムからの過去トランザクションデータ等のデータ移行も求めない。

ただし、クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録やバイオマス関連の認定事業者情報などのマスタデータについては、初期登録の必要がある。また、本システムで担う機能の一部は、法人・個人事業主向け共通認証システム(G ビズ ID)により実現されているものがあり、当該機能で使用するマスタデータ等についてもデータセットアップを行う必要がある。

14. 引継ぎに関する事項

設計・開発事業者は、設計・開発の設計書、作業経緯、及び監督府省庁の承認のもと本システムの運用・保守業務として解決すべきとした残存課題等を文書化し、監督府省庁及び次期運用・保守事業者に対して確実な引継ぎを行うこと。

なお、特に監督府省庁の担当者は必ずしも情報システムに関する専門的知見を有していない可能性があることに留意し、情報システムに関する専門的知見のない担当者でも円滑な業務継続が可能となるよう、引継資料には、要点を簡潔かつ分かりやすく整理したものを付属させること。

15. 教育に関する事項

15.1. 教育対象者の範囲、教育の方法

(1) 教育対象者の範囲

本システムの教育実施対象者は、前記の「情報システムのユーザの種類、特性」に記載した各ユーザ、及び監督府省庁担当職員とする。なお、各ユーザへの教育研修については実施内容やスケジュールを受託者が検討し、「教育研修計画」を作成して予め監督府省庁の承認を得て研修を実施すること。

ア. システム管理者、運用担当者に対する教育

本システムのユーザのうち、メンテナンスや管理の主体となるシステム管理ならびに運用に関する担当者に対して、必要に応じてシステムの管理操作マニュアルを作成すること。

イ. 一般ユーザに対する教育

本システムを利用するシステム管理者・運用担当者以外の一般ユーザについて、ロール・サブ システムごとの機能概要、操作方法に関するマニュアルを作成すること。

ウ. 監督府省庁担当職員に対する教育

本システムに係る監督府省庁担当職員について、上記①及び②でそれぞれ作成したマニュアルを用いること。

(2) 教育の方法

本システムの教育実施方法としては以下のとおりとする。

ア. 資料配布

設計・開発事業者はシステムを利用する際に参照する操作マニュアル等の資料を配布し、ユーザが配布された操作マニュアルを通読することにより教育を行う。なお、端末にインストールし、利用される日本語ワープロソフトウェア、統合ビジネスアプリケーションプログラム及び PDF ファイル作成・編集ソフトウェア等については、設計・開発事業者自身が用意するマニュアルの代替として、市販等のマニュアル及び独習用テキストにより教育することも可とする。

イ. FAQ

設計・開発事業者が頻度の高い問合せとその回答やマニュアルに記載しきれない細かなシステム利用上のテクニック等を、操作マニュアルに付属、ならびにインターネット上に公開し、ユーザが問題の自己解決やシステムのより便利な使い方を知ることができるようにすることで教育を行う。

15.2. 教材の作成

設計・開発事業者は、教育に必要となる「教材(各種操作マニュアル、FAQ等を含む)」の作成を実施すること。教材の詳細な種類、内容、提供方法等は、監督府省庁と協議し、「教育実施計画書」として取りまとめたうえで決定すること。加えて、以下に記載する要件を遵守する教材とすること。

- IT リテラシが高くないユーザであっても理解できるように、平易な表現を用いること。
- 操作マニュアルや FAQ については、運用中に発生するシステムに係る疑問をユーザ自身で解決できるようにすることを目的に、業務の流れに則した構成や検索性を確保するなどの工夫を行うこと。

16. 運用に関する事項

本システムの運用について、実施する範囲は、採用するクラウドサービスにおけるクラウドサービス事業者との責任分界等に左右されるものと考えられる。かかる観点から、設計・開発事業者は、設計・開発に関する作業の中で、下記の要素を含んだ運用設計を、採用するクラウドサービスの性質等に応じて実施すること。

16.1. 運転管理・監視等

(1) 運転管理·監視

人が行う処理と情報システム側で行う処理の切り分け、情報システムの運用を行う時間、内容、 手法、連絡等について記載する。記載に当たっては、ステークホルダー間・プロセス間の責任分 界を考慮し、作業の抜け漏れ、重複等がないように定義すること。特に、情報システムの障害発 生箇所の切り分け、発生原因の追究と解消について、関係する事業者との連携のあり方、監視、 切り分け、復旧等に係るオペレーションなどが、新規の運用・保守事業者にも把握できるものと すること。

代表的な作業項目の例としては、次のようなものが考えられる。

- 運転管理・監視
 - ▶ 死活監視
 - ▶ 性能監視
 - ▶ 稼働状況監視
 - ▶ セキュリティ監視(不正侵入・不正アクセス等の監視)
 - ▶ 障害の一次対応(障害検知又は受付、保守事業者への連絡等)

なお、上記の運転管理・監視の内容に応じて、必要となるログ等の情報の取得(取得対象、取得内容等)、保管(保管媒体、保管期間等)等の要件を別途、定義しておくこと。

- システム操作
 - ▶ バックアップ管理(バックアップの実施、及びバックアップデータからの復旧の実施等)
 - ▶ 情報システムの設定変更(ユーザの追加・削除、アカウントロック解除、パスワードの変更・初期化等)
 - ▶ 修正プログラム又はアップデートファイルの適用

(2) 運用サポート業務

業務の実施に必要な体制以外に、ユーザからの問い合わせ対応や操作研修等の運用サポート体制が必要となる場合は、その内容を記載する。

代表的な作業項目の例としては、次のようなものが考えられる。

- ヘルプデスク業務(ユーザからの問い合わせに対し、解決策を講ずるために行う業務)
- コールセンタ業務(ユーザからの問い合わせに対し、予め決められた事項を案内又は回答する業務であり、主に大量の問い合わせがある場合)
- 操作研修(各ユーザに対する操作研修等)

16.2. 業務運用支援

本システムの稼働に当たり、管理者以外の関係課室が行う業務の運用支援作業について記載する。また、本システムの運用期間中に更改や改修業務等が予定されている場合、これに伴い本システムに対して実施することが想定される作業があれば、必要な作業内容を記載する。

代表的な作業項目の例としては、次のようなものが考えられる。

● 本システム内のデータ抽出作業

16.3. 運用の実績の評価と改善

本システムの安定的な運用の維持と継続的な改善のために必要となる運用実績の評価、改善活動について記載する。前記の「性能に関する事項」、「信頼性に関する事項」及び「継続性に関する事項」で定義した各指標のほか、計画的なクラウドサービス利用の判断材料とするための監視項目についても定義する。

代表的な作業項目の例としては、次のようなものが考えられる。

- 運用実績(サービスレベルの達成状況、情報システムの構成と運転状況(リソース使用量等 含む。)等)の値の取得、評価及び管理。
- 運用実績が目標に満たない場合の要因分析、改善措置の検討。

17. 保守に関する事項

本システムの保守について、実施する範囲は、前記の「運用に関する事項」と同様、採用する クラウドサービスにおけるクラウドサービス事業者との責任分界等に左右されるものと考えられ る。かかる観点から、受注者は、設計・開発に関する作業の中で、下記の要素を含んだ保守設計 を、採用するクラウドサービスの性質等に応じて実施すること。

17.1. アプリケーションプログラムの保守

情報セキュリティに関する脆弱性の修正や不具合等の確認及び修正、小規模な改修等の対応範囲や条件を記載する。

代表的な作業項目の例としては、次のようなものが考えられる。

- 不具合の受付と修正サービスの提供期間
- 不具合の確認や修正プログラムの作成及びテストのための環境(誰が用意するか等)
- 不具合修正に係る作業の実施期間

17.2. ハードウェアの保守

不具合の修理等の対応範囲や条件を記載する。

代表的な作業項目の例としては、次のようなものが考えられる。

- 製品の保守継続可能期間
- 契約形態(故障発生時のみ対応、年間契約による対応)
- 修理のための対応方法 (障害機の送付・作業員のオンサイト作業)
- 保守受付時間(平日のみ・休日込み、日中営業時間帯、24時間)
- 保守対応時間(平日のみ・休日込み、日中営業時間帯、24時間)
- 保守応動時間(オンサイト作業の場合、障害の連絡を受け付けてから機器設置場所までの応 動時間)

17.3. ソフトウェア製品の保守

情報セキュリティに関する脆弱性の修正としての最新のセキュリティパッチの適用、不具合への対応としてのパッチの適用、小規模な改善等を目的とするリビジョンアップや大幅な改修を伴うバージョンアップ等の対応範囲や条件を記載する。

代表的な作業項目の例としては、次のようなものが考えられる。

- 脆弱性情報の報告とセキュリティパッチ適用サービス等の提供期間
- システム稼働時間を踏まえたセキュリティパッチ適用方針
- 不具合の受付とパッチ適用サービス等の提供期間
- リビジョンアップやバージョンアップにおける使用権の提供有無
- サポート対応

17.4. データの保守

本システムの設定データやマスタデータの更新作業等に関する要件を記載する。 代表的な作業項目の例としては、次のようなものが考えられる。

- 設定データに異常が生じた場合の復旧作業
- マスタデータに異常が生じた場合の復旧作業及びアップデート時の更新作業

17.5. 保守実績の評価と改善

安定的な運用の維持と継続的な改善のために必要となる保守実績の評価、改善活動について記載する。前記の「性能に関する事項」、「信頼性に関する事項」及び「拡張性に関する事項」で定義した指標のほか、計画的なクラウドサービス利用の判断材料とするための監視項目についても定義する。

代表的な作業項目の例としては、次のようなものが考えられる。

- 保守実績(サービスレベルの達成状況等)の値の取得、評価及び管理
- 保守実績が目標に満たない場合の要因分析、改善措置の検討

(別添4) 合法性確認システム_ヒアリング資料

NEXTSCAPE

流通木材の 合法性確認システム ヒアリング資料

株式会社ネクストスケープ





はじめに

流通木材の合法性確認システムとは?

TPP協定「環境章」において、各国による違法伐採の抑止に働く行政措置の強化が規定されると ともに、日 EU・EPAの「貿易と持続可能な開発章」においても、各国が違法伐採及び関連する貿 易への対処に貢献することが規定。

これらに対応するために、我が国の違法伐採木材への対策として平成29年5月に施行された「合法 伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(「クリーンウッド法」)を着実に運用してい く必要。

クリーンウッド法

事業者に対して木材や木材製品を利用する際には合法伐採木材等の利用を促すとともに木材関連事業者 に対して、取り扱う木材や木材製品の原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐 採されたということの確認等を促すこと等により、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するもの。

合法性確認の実施が事業者の負担になっているとの指摘もあることから、木材の合法性確認の信 頼性、透明性を向上させるため、デジタル技術を活用して流通過程で木材の合法性を効率的に確 認するための仕組み(以下、「合法性確認システム」という。)を検討中。

NEXTSCAPE www.nextscape.net

Copyright (c) NEXTSCAPE INC. All rights reserved.

3



ヒアリングでお伺いしたい内容

ヒアリングでお伺いしたい内容

主に以下内容に関してお伺いできますと幸いです。

カテゴリ	No	質問項目	
森林の伐採に関する 届出や許可申請及び 合法性確認に係る現 行の手続方法・業 務・経費	1	(既にシステム導入の場合)導入しているシステムと使い方、使い勝手等	
	2	システム化が可能な部分の認識について	
業務改善や業務量・ 経費削減等のシステ ム化により期待され る事項・課題等	3	システム化による業務改善及び業務量・経費削減等の効果について	
	4	システム化することによる想定される課題について	
	5	利用者にかかる費用負担(導入コスト/運営経費)について システム導入に対する投資の考え方について	
操作イメージ	6	本日ご説明する合法性確認システムの操作イメージに関するご意見(使い易さ等)	
その他	7	他のシステムや他の機能との連携の可能性・要望	
	8	本システムに関して上記以外でご要望・ご意見	

NEXTSCAPE www.nextscape.net

Copyright (c) NEXTSCAPE INC. All rights reserved.

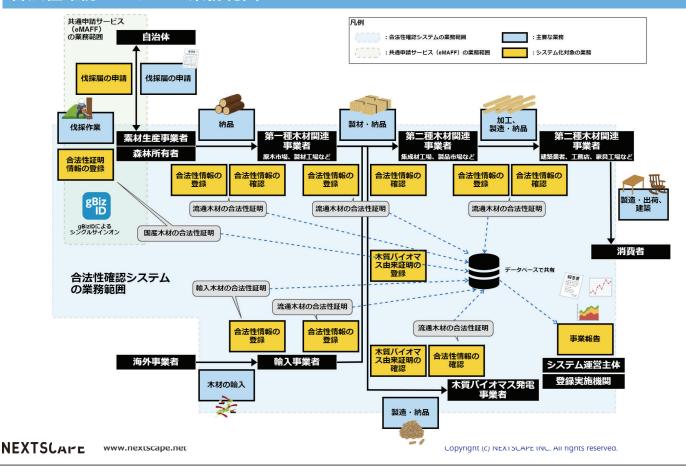
5



合法性確認システムについて

合法性確認システム Last Updated: Wednesday, March 22, 2023

合法性確認システムの業務範囲



合法性確認システム

Last Updated: Wednesday, March 22, 2023

7

合法性確認の種類と使用する場面

No.	種類	使用する場面	説明
1	国産木材の合法性証明	丸太を出荷する前	素材生産事業者や森林所有者が、木材(第一種事業者による合法性確認が行われるまでの国産材)について、合法性を証明するための木材等情報や書類などを本システムに登録する。 木材を他の事業者へ流通させる場合は、この情報を基に、3.流通木材の合法性証明を作成することができる。
2	輸入木材の合法性証明	輸入した木材や物 品を出荷する前	輸入事業者が、木材(第一種事業者による合法性確認が行われるまでの輸入材)や木材製品について、合法性を証明するための木材等情報や書類などを本システムに登録する。 木材や木材製品を他の事業者へ流通させる場合は、この情報を基に、3.流通木材の合法性証明を作成することができる。
3	流通木材の合法性証明	木材や物品を出荷・入荷するとき	木材や物品を出荷する事業者が、出荷する木材や木材製品について、合法性を証明するための木材等情報や書類などを本システムに登録、出荷元の事業者と出荷先の事業者で共有することで、合法性の確認を行う。

254

合法性確認システムの目的

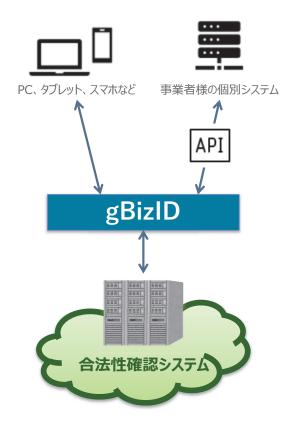
事業者間で流通する木材について、木材の明細情報に合わせ、合法性を証明する 各書類が事業者間で共有でき、合法性の確認が可能とするシステム。

NEXTSCAPE

www.nextscape.net

Copyright (c) NEXTSCAPE INC. All rights reserved.

合法性確認システムの利用方法



gBizID

経済産業省が構築した法人認証基盤です。 合法性確認システムを利用するには、まず、gBizIDを取得し ます。

PC、タブレット、スマホでの利用

事業者様の職場にあるPCやタブレット、スマホから、合法性 確認システムを利用可能とします。

オープンAPIでの利用

合法性確認システムでは、利用者の個社システム及び、個別システムと情報を連携するためのAPI(入出力IF)を用意、PC等で実現できる操作はAPIでも実現可能とします。

NEXTSCAPE

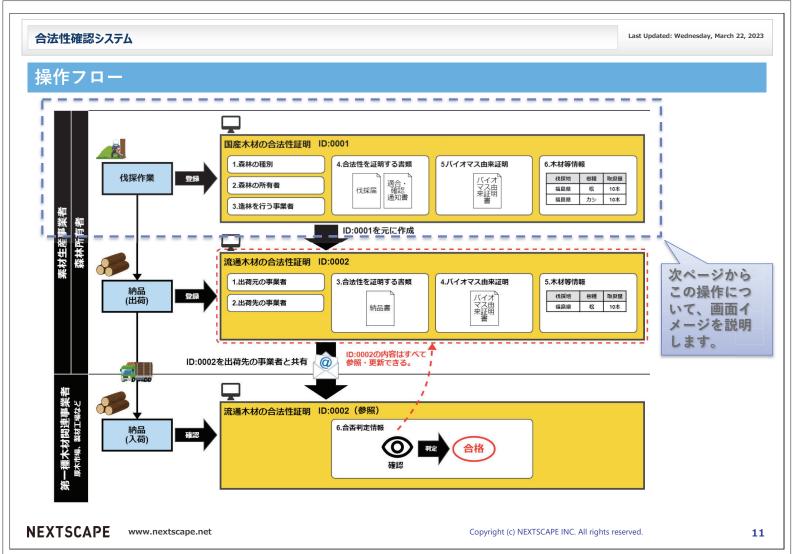
www.nextscape.net

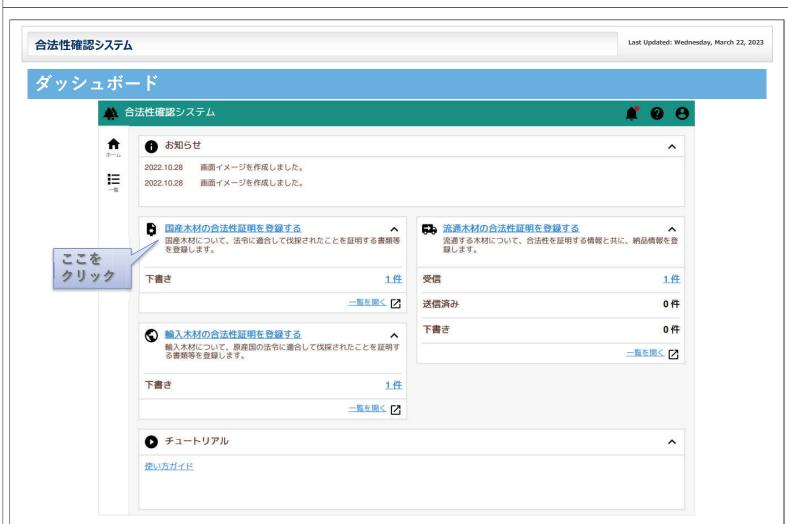
Copyright (c) NEXTSCAPE INC. All rights reserved.

9



合法性確認システムの操作イメージ 国産木材の合法性証明の登録について

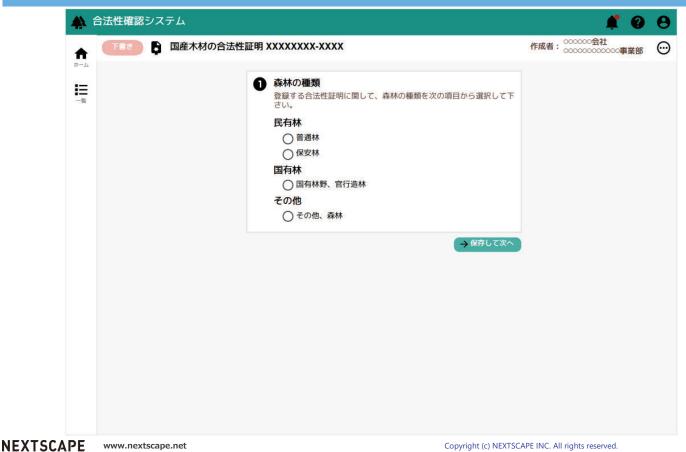




Copyright (c) NEXTSCAPE INC. All rights reserved.

NEXTSCAPE

国産木材の合法性証明①

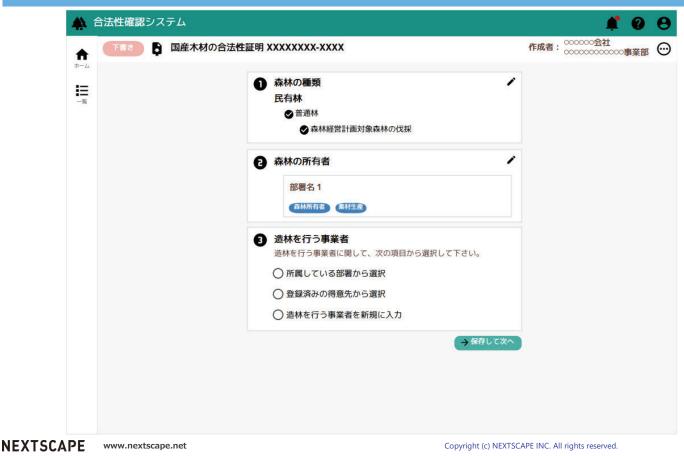






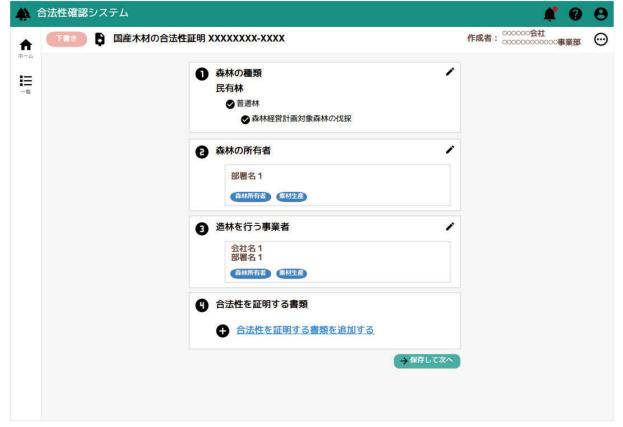
NEXTSCAPE www.nextscape.net

国産木材の合法性証明③





国産木材の合法性証明④



NEXTSCAPE

国産木材の合法性証明④





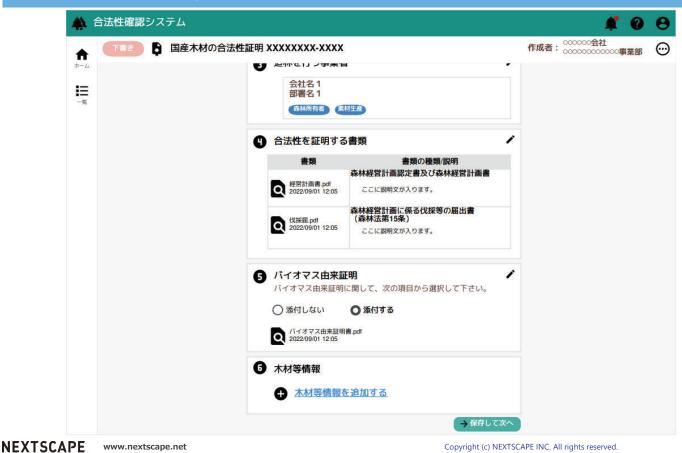
国産木材の合法性証明⑤



259

合法性確認システム Last Updated: Wednesday, March 22, 2023

国産木材の合法性証明⑥

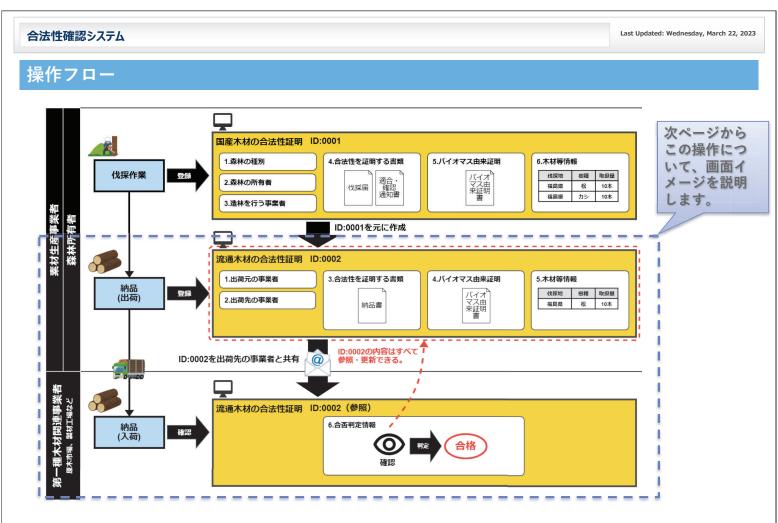






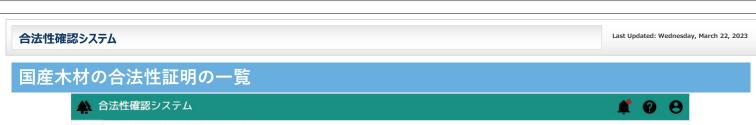
合法性確認システムの操作イメージ 流通木材の合法性証明の登録について

21

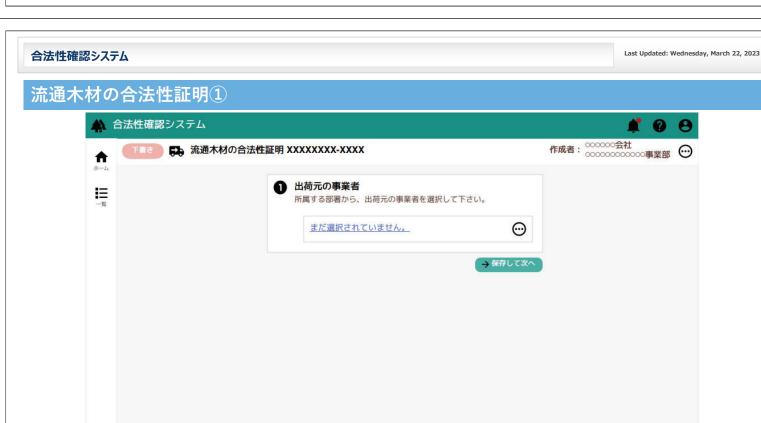


261

NEXTSCAPE www.nextscape.net





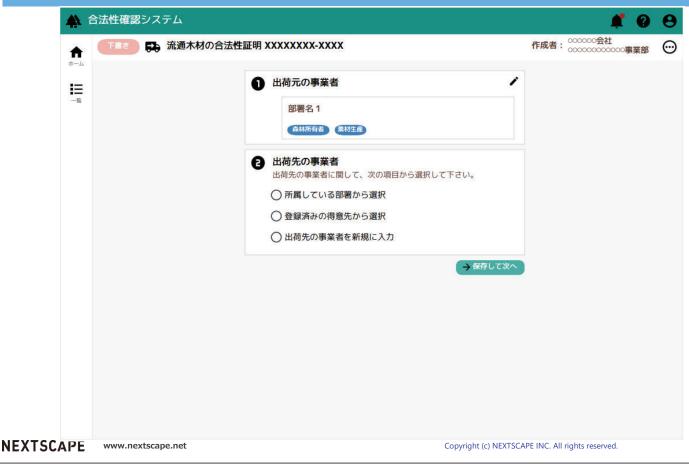


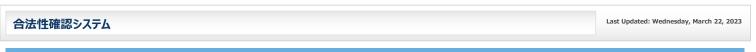
262

NEXTSCAPE www.nextscape.net

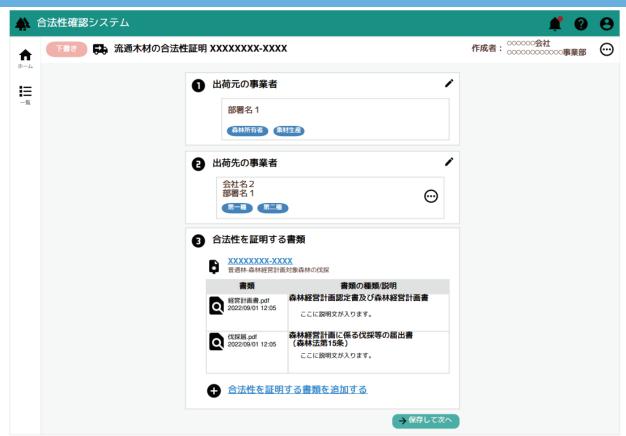


流通木材の合法性証明②





流通木材の合法性証明③



流通木材の合法性証明④





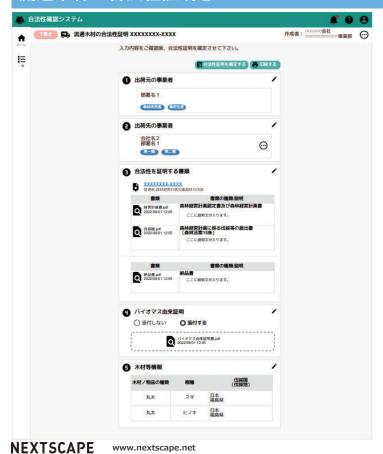
流通木材の合法性証明⑤



NEXTSCAPE www.nextscape.net

合法性確認システム Last Updated: Wednesday, March 22, 2023

流通木材の合法性証明⑥



流通木材の合法性証明の登録は、木材や木材製品について、合法性を証明するための木材等情報や書類などを本システムに登録、出荷元の事業者と出荷先の事業者で共有することで、合法性の確認を行うことが目的です。

Copyright (c) NEXTSCAPE INC. All rights reserved.

29



導入コスト・運営経費

導入コスト・運営経費

- 事業者の規模によって必要となる機能や既存環境が違うと想定されるため、合法性確認システム の導入コストに関しても事業者によって差が生まれる。
- 運営経費となる月額のシステム利用料に関しては、 固定額もしくはデータ量に応じた変動制など 様々な設定が考えられるは、現時点では定まっていないため、今後の検討課題としている。

【利用者の導入コスト、運営経費の考え方】

大企業の 規模

中小企業

の規模

既に様々な作業部分野におい てシステムが導入済みと想定

特にシステムなどは導入して いないケースが多いと想定

- ◆ 既存システムへの組み込み
- ◆ APIを用意でなるべく、最小 コストに抑える
- ◆ 標準化し、活用してもらう
- 多少のカスタマイズが必要
- ◆ システム改修費用
- ◆ 月額システム利用料
- ◆ 月額システム利用料

NEXTSCAPE www.nextscape.net

Copyright (c) NEXTSCAPE INC. All rights reserved.

31

NEXTSCAPE

お客様のビジョンに共感し、感動を実現します